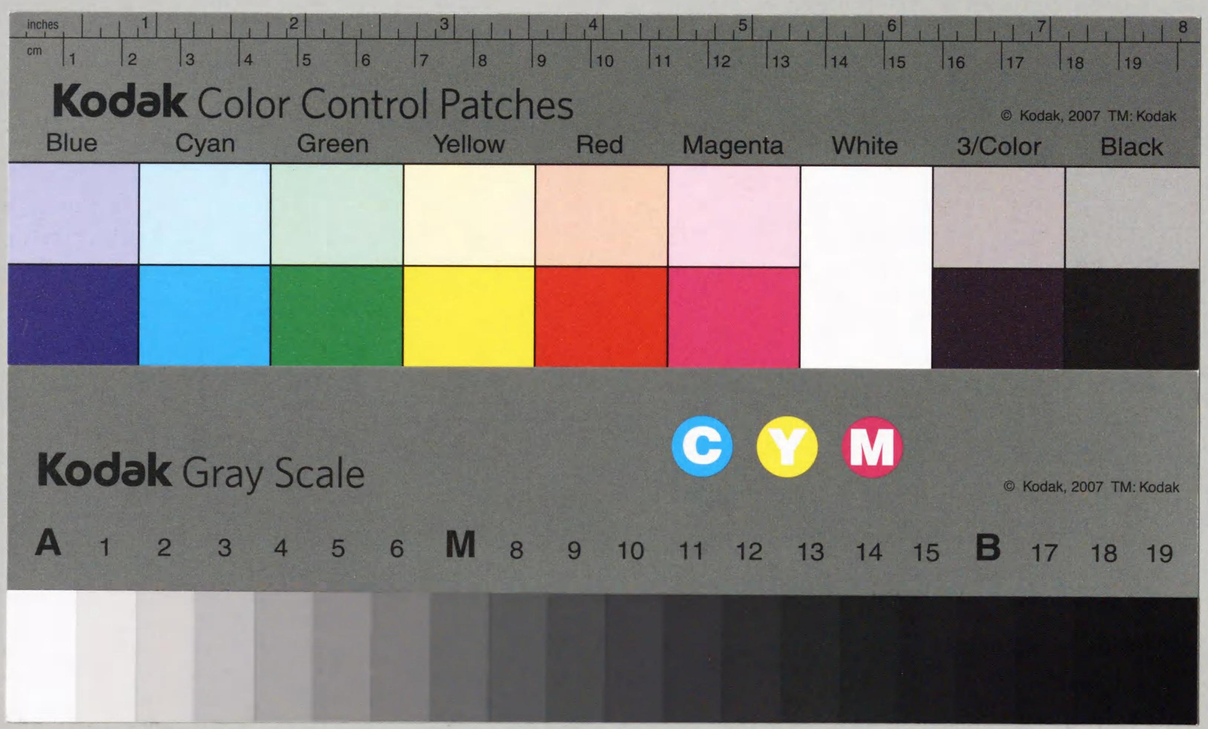

315.1
R47r
00275097
0 複写

자4H-9

立憲民政黨史

大隈重信氏

国立国会
27. 8.-7
図書館

275097

大隈重信氏

國立国会
27.8.-7
図書館

275097

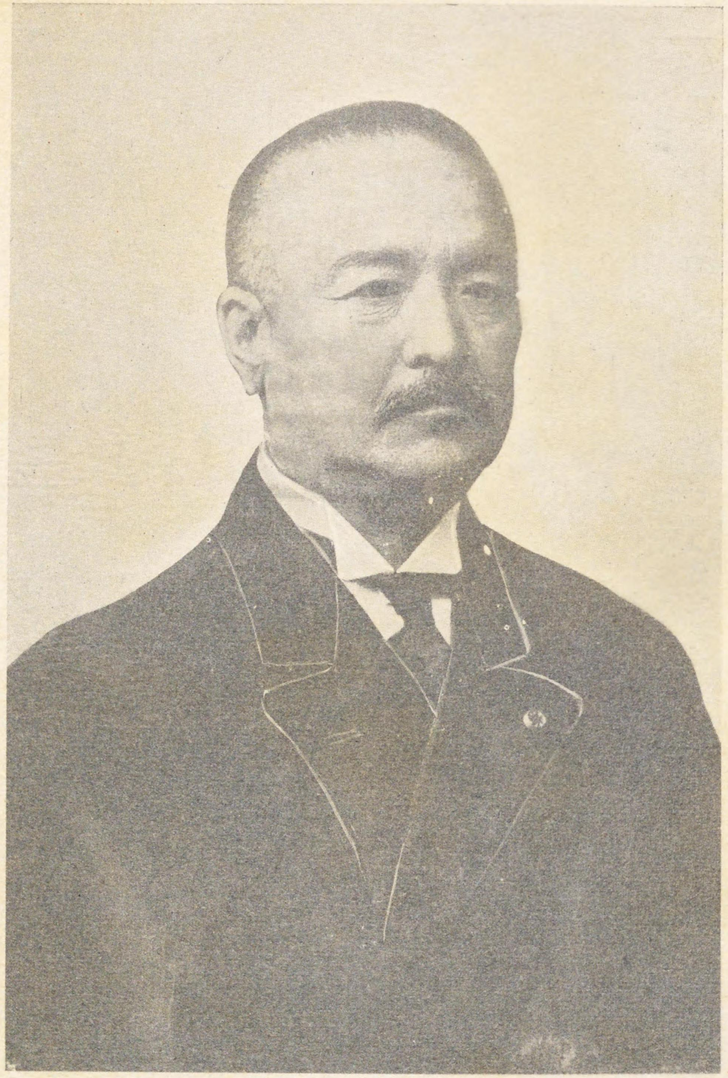

桂　太郎氏

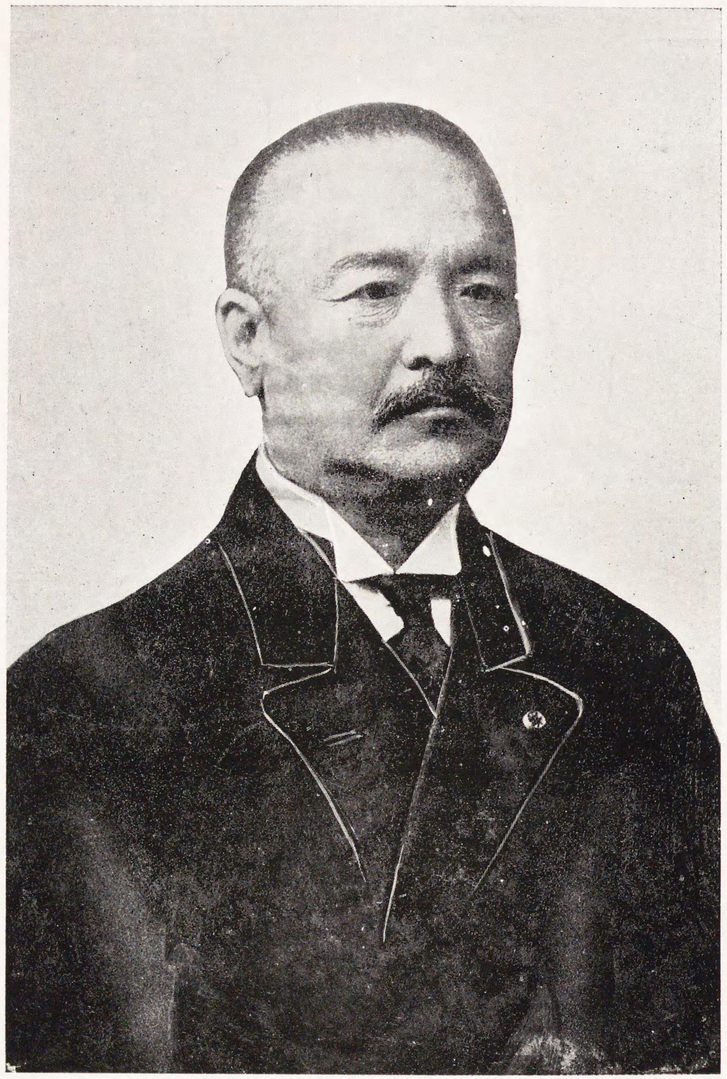

氏郎太桂

加藤高明氏

加藤高明氏

風雲萬里
横筆陣

幾堂

現總裁町田忠治氏書

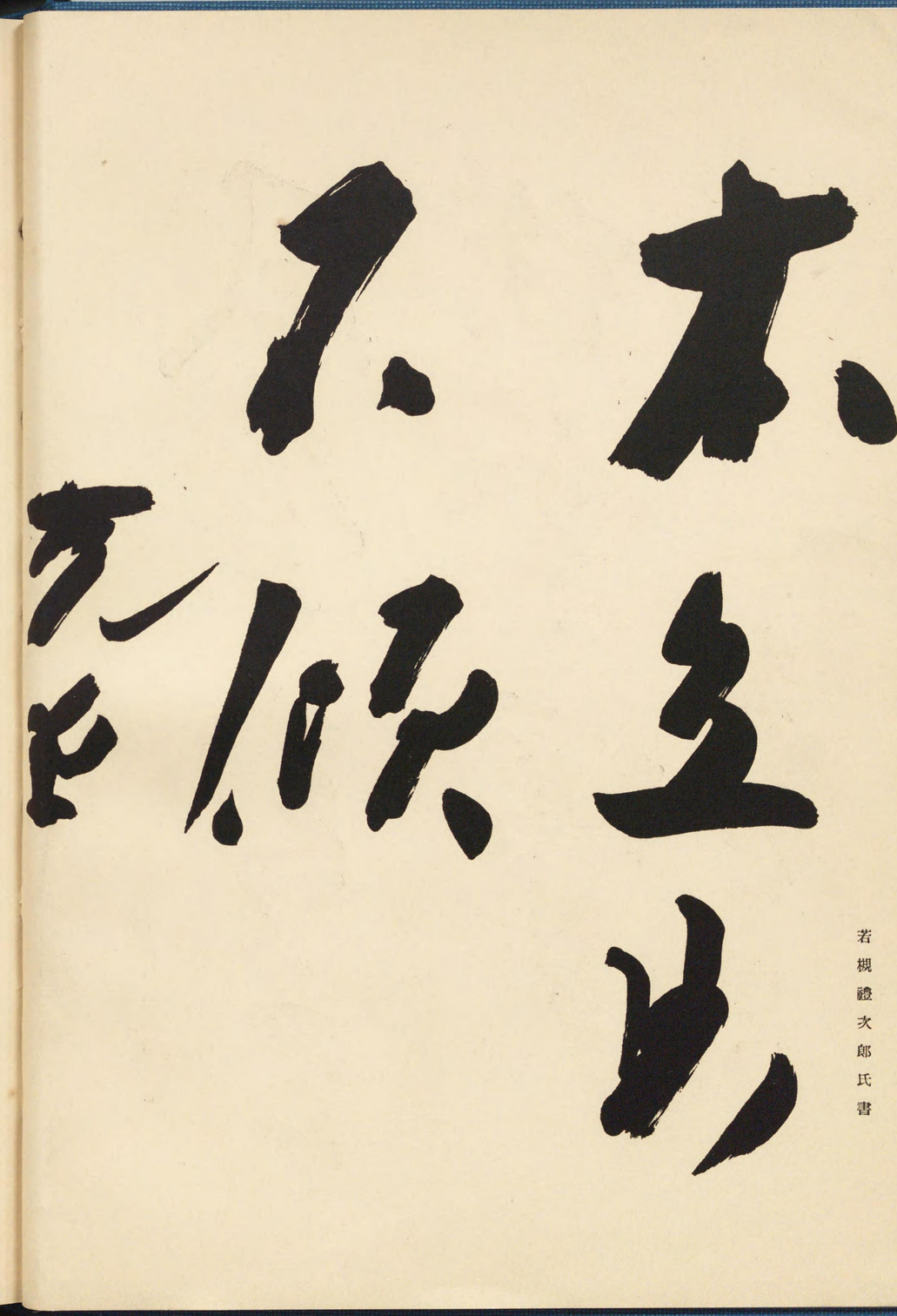

若槻禮次郎氏書

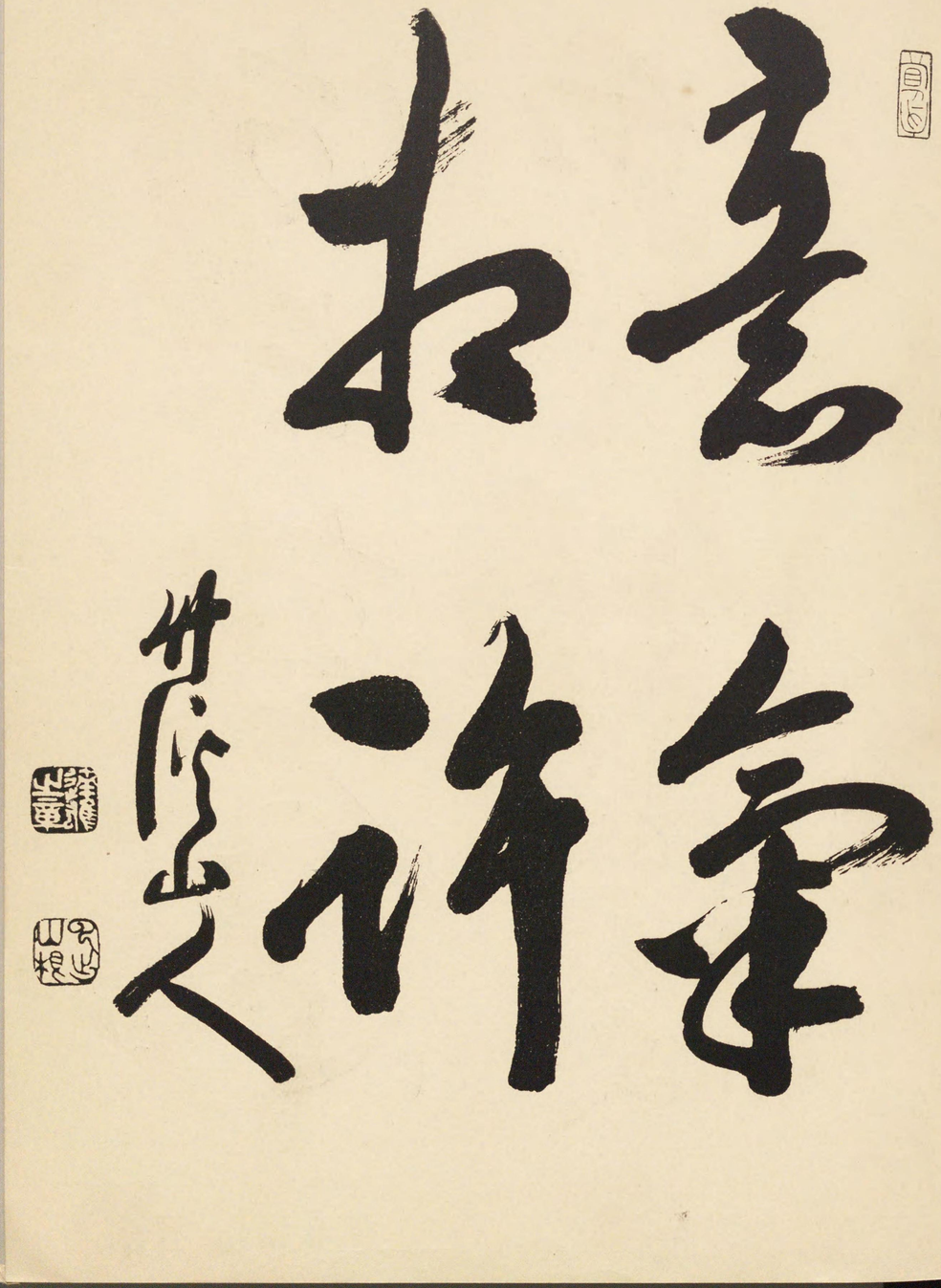

山本達雄氏書

擁護憲政

猶書

松田源治氏書

清七左人心

向背題民政党史

堪詢書

加藤政之助氏書

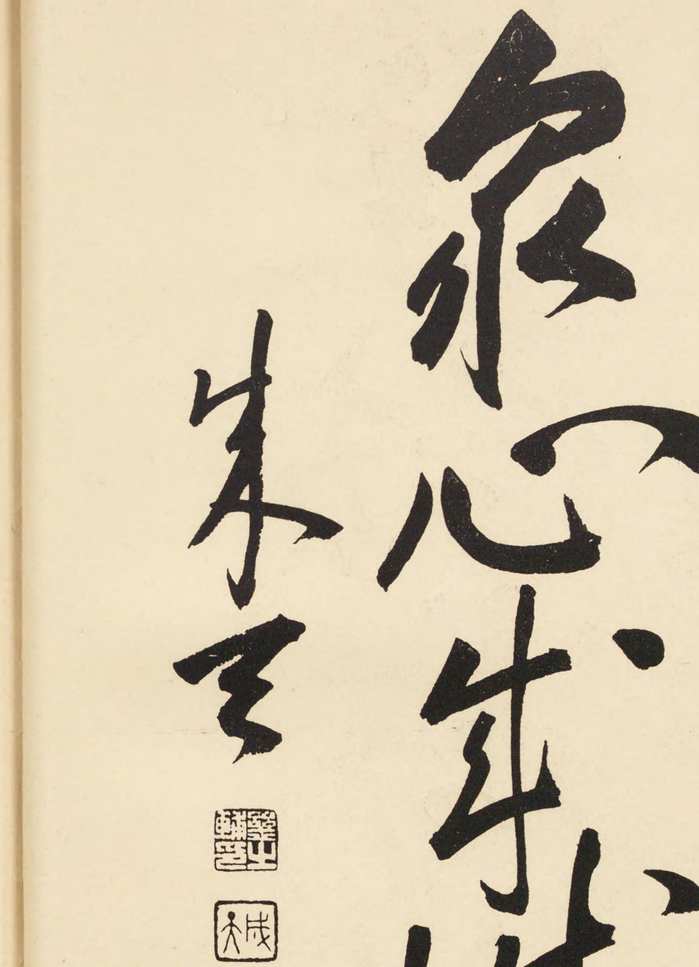

藤澤幾之輔氏書

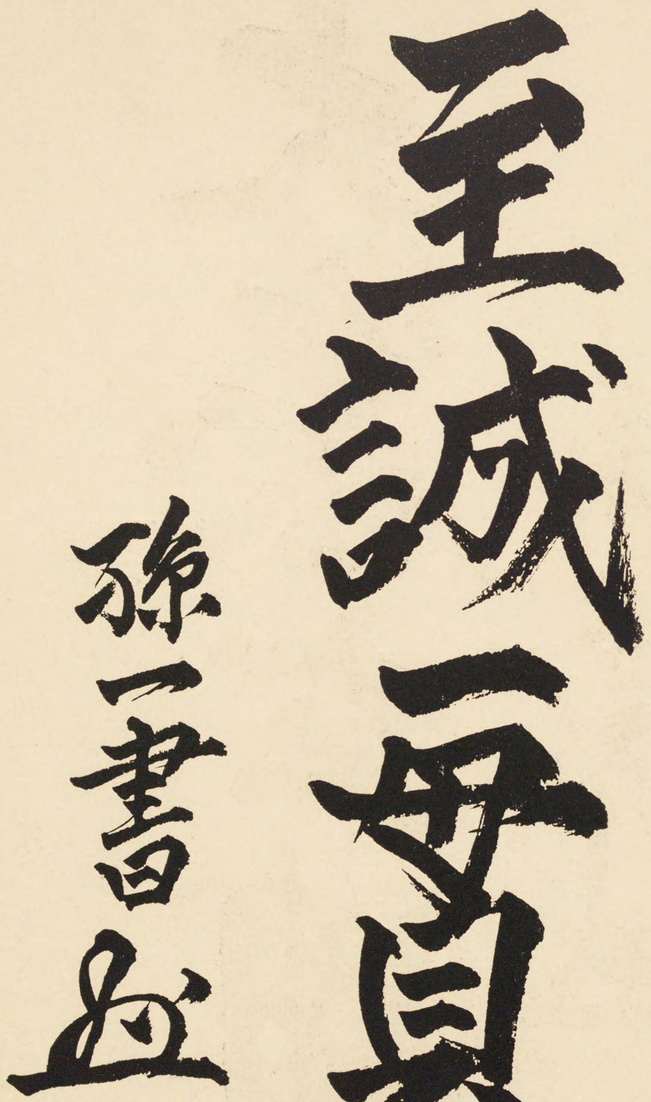

俵　孫一氏書

大衆立國

柳太郎五

永井柳太郎氏書

志存隔五

蒼天

櫻内幸雄氏書

315.1R47r

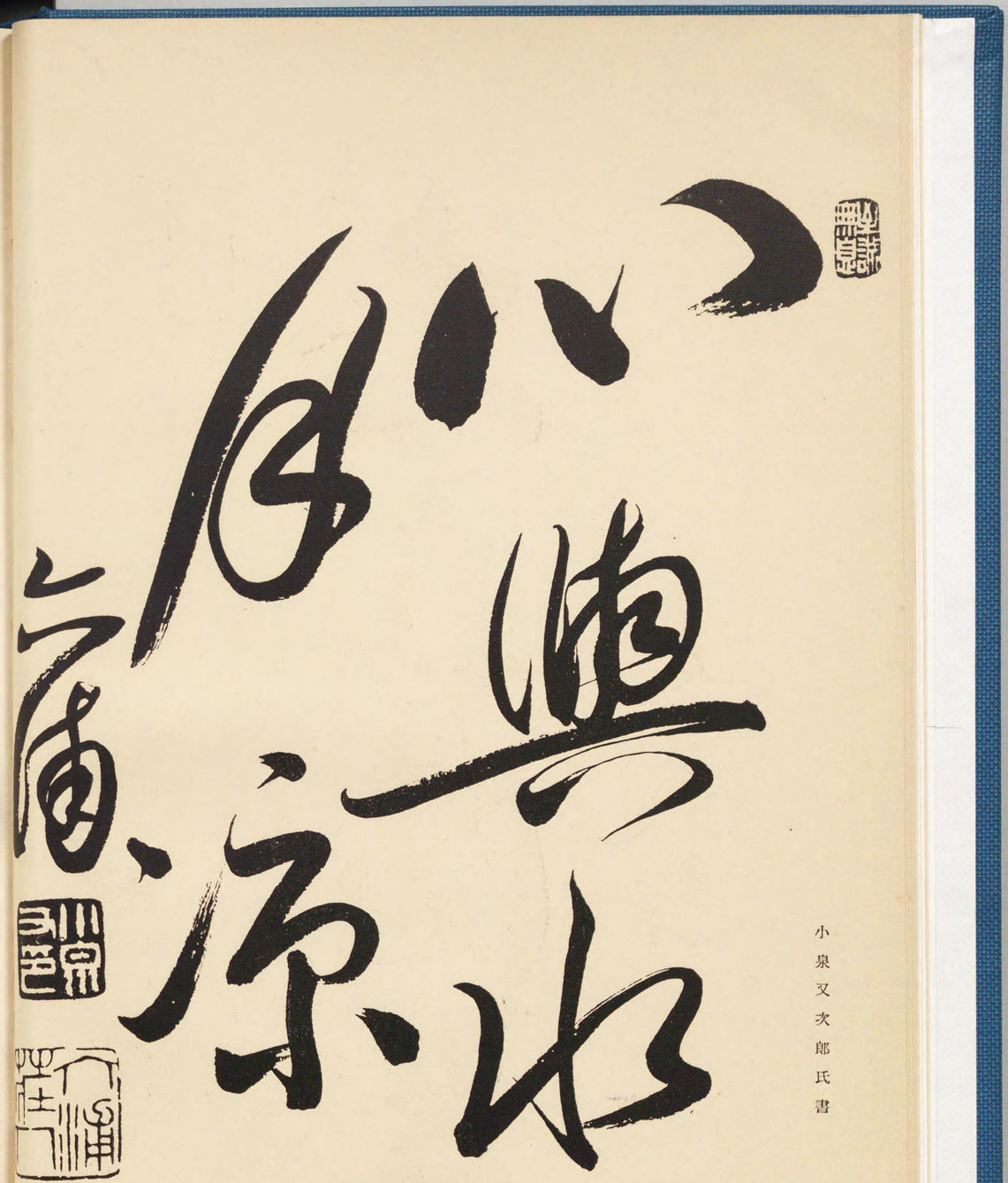

小泉又次郎氏書

はしがき

歴史——。百般の人事一として歴史に基礎を有せざるはなく、歴史を措いて人事を論ずるは難く、且つ無益である。史實は千載不磨、何人もこれを書き改めることの出來ぬ所に、その價値がある。

「歴史は、これを讀む者をして過去に對する好奇心を滿足させるのみでなく、現在に對する謬見將來に對する誤想をも正さしめることが出來る」と、英國のサー・ジョン・シーリーは言つた。

今日の樣な突進時代には、將來に對する焦慮の餘りに大なる爲に、往々にして過去に對する記憶を忘却する傾きがある。さうして屢々同一の失敗が繰返さるゝのは、全く歴史を無視する結果に外ならないと思ふ。

輓近政黨を非難し、政黨解消を叫ぶものがある。或は政黨を解消せんと

して、却て自から他の政黨を造らんとするものがある。これらの人々は政黨の歴史を知らないからである。彼等若し政黨の歴史を讀むならば、維新以後に於ける藩閥專制の弊が政黨樹立に依つて如何に除去せられたか。憲政が政黨の努力に依つて如何に確立せられたか。將又政黨が藩閥の猛烈なる抑壓と闘つて、如何に憲政を擁護し來つたか。一目瞭然たるものがあるであらう。

當時政黨者流は非愛國者なりとして非常なる彈壓を受け政黨に投ぜんとするものを蛇蝎視し、獄に投ぜらるゝ者幾百千人、死傷せるもの亦甚だ多數に上つた。かゝる惡戰苦闘の後、初めて憲法は發布せられ、議會は開設せられ、藩閥は倒れ、今日の憲政を見るに至つたのである。往時は兎に角今日政黨の過去を非難するは恰も維新當時の志士を罵るが如きものであつて、我邦の今日あるは實に政黨の力に負ふ所幾千なるやを知らぬ。

政黨の成立以來既に久しきに亘るが爲に、自から情弊の生ずるものあるも亦實に止むを得ざるものがある。我等はその歴史に溯つてその原因を糺明し、而して政黨の今後に對する策を講ぜねばならぬ。政黨を純良ならしむるが爲にも、政黨を矯正するが爲にも、吾々は先づ政黨の歴史を知らねばならぬ。吾等立憲民政黨史を編する所以は實に茲に存する。以下序を追うてその歴史を語らんとする。

斯波貞吉識

序

斯波貞吉君、立憲民政黨史編纂の計畫を立て私に其監修を囑せらる、私は同黨に密接不離の關係あるを以て此囑託を快諾した其密接不離の關係とは大隈伯が明治十四年廟議協はず政府を退き直後河野前農商務大臣前島前驛遞總監と共に改進黨を組織し築地明治會館に結黨式を擧げた當時私は大阪新報主幹兼埼玉縣會議長の職に在り偶々所要ありて上京すると大隈伯の命を含み同窓の友矢野文雄君が新橋停車場に來り迎へ、近く大隈伯が多數有力の同志を結束し改進黨を組織するの議定まる、足下も此改進黨に加盟して政治上に活躍しては如何、敢て勸誘すとのことであつた、私は當時前途我國に立憲政體の必要なるを認め新聞紙上之を鼓吹せる關係にあつたから即座に其勸誘を應諾した、次て福澤先生を訪問すると好き機會に

來て吳れた實は自分も大隈伯と謀り、政黨組織に參加する考であつたが思ふ所あり斷念することに決定した、貴樣も同方針を取りてはどうだとの御話、此一言は私の胸に大衝動を與へたけれども季布に二諾なく侯嬴一言を重すと云ふ句を信條とする私としては、矢野文雄君との先約今更取消難く事情を先生に具して此時以後五十有餘年間終始一貫黨人生活を繼續したのである。

私の改進黨に對して第一の奮鬪は埼玉縣會議員四十名中、其四分の三を改進黨に加盟せしめた一事である、其二は大阪新報を機關紙として大阪に改進黨の本據を置き前島密氏自ら出張して宰配を振り河野敏鎌、北畠治房、春木義彰、牟田口元學、犬養毅、尾崎行雄等の面々時々出張して氣勢を添へ箕浦勝人、山本達雄の兩氏等も在住して活動したので漸次改進黨の勢力は大阪以西に伸張し大阪府會は大三輪長兵衞、奈良縣會は今村勤三、德島縣會は

阿部興人、議長として其勢力を張り、兵庫縣には鹿島秀麿、桐原捨三、愛媛には今西林三郎、島根には右田三吉、同古文氏等ありて改進黨の勢力を扶植す、私は六年間大阪に在りて、改進黨の爲に全力を傾注し或時は四國に、或る時は中國に、或る時は九州と、順次遊說を試み黨勢大に張る其結果、政府當局の疾視する所となり新聞は停止に次ぐに停止を以てし、演說は解散又解散を受けて、其壓迫に堪へず、終に大阪新報を東京の報知新聞に合併して、東京に引揚ぐるの悲運に會したのである。

明治二十三年帝國議會開けて、同二十五年衆議院議員に當選して以來逐鹿場裡に奔走すること、十五回、其間三回落選の不幸に遭遇したれども、不撓不屈連綿政治運動を繼續して、只管政黨內閣の確立に努力した、明治三十一年第三回目に衆議院議員に當選すると同時に政界の機運は一變して、政黨の勢力は大に加はり、改進、自由の兩黨合同の議熟して、憲政會なる大政黨の

組織を實現し、茲に隈板内閣の成立を見、政黨内閣の端を開いた、やれ嬉しやと思ふ間もなく、尾崎文部大臣の共和政治問題突發して同大臣は辭職の止むべからざるに會し、其後任に犬養毅を推擧したが爲に舊自由黨派の不滿を招き此内閣は僅に半年にして、瓦解の運命に會した。同時に憲政黨は兩派に分裂し黨名及事務所の爭奪と云ふ醜態を演じ、改進黨一派は憲政本黨、自由黨一派は憲政黨と稱し、各分立するに至り、之を動機として、改進黨内に二派を生じた、其一は改革派、其一は非改革派で、改革派は大石正己、河野廣中、島田三郎、武富時敏、箕浦勝人、肥塚龍、木下謙次郎、等の面々で、私も其中の一人であり、非改革派は犬養毅を頭領とする坂口仁一郎、關直彦、藤澤幾之輔、等の人々であり、改革派の主張する所は廣く天下の同志者を糾合して、一大新政黨を組織すべしと云ふに在り、非改革派の主張は少數ではあるが依然舊團體を其儘存續すべしと云ふに在り、兩派議協はず、終に又分裂して改革派は

改進黨を離脱して同志會を組織し、桂公を總裁としたのである、此同志會は桂公の逝去に依りて挫折し、豫期の如く發展しなかつた。

次て擡頭せる政黨關係の内閣は、大隈内閣である、此内閣は概ね政黨員を以て組織し政黨内閣と稱し得る内閣であつたが、其中にて大浦内務大臣問題の爲に閣員の更迭を來し、大隈首相の下に改造する所となり政黨内閣に接近せるも、是亦二年ならずして總辭職の運命に逢著した、私は此時大藏省參政官であつた、次で寺内伯、加藤友三郎、山本伯、の中間内閣其間に介在し我民政黨は、加藤高明、若槻禮次郎、濱口雄幸の三代政黨内閣の成立を見たので此趨勢を繼續することを得れば、完全なる政黨内閣制の確立は前途近きにあるべしと、天下萬衆の豫期する所であり、私などは愈近く快哉を叫ぶの日の來らんことと思うてゐたのであるが、然るに好事魔多で此間政黨内閣非難の聲は四方に起り五、一五事件發生後、齋藤岡田の中間内閣を見るに至つた

のである、政黨内閣の確立に一生を捧げたる私としては遺憾無限でありま
す。回顧すれば政黨が斯く世間の非難を招きたるは其原因なしとせず、此
原因の種蒔は政黨自身に在り、其責任の大部分は政友會之に任すべきであ
る、而かも民政黨亦其責の幾分を分擔せざるべからず。

此民政黨史公刊の曉は過去民政黨に關係せるもの及び現在の活動者と
の行動は自ら天下に公開さるゝに至るべく、功罪判斷の材料は一括して此
册子中にありといふべきである。

斯波貞吉君は公衆の前に忌憚なく此材料を提供するもの、其功甚だ大な
るものあり、私は五十餘年の間政界に馳逐し民政黨とは密接不離の關係に
在りたるを以て茲に其顚末を敍述して序に代ふ云爾

昭和十年春二月

加藤政之助謹述

立憲民政黨史　前篇

目次

第一章　創立の由來及び經過……一
　第一節　近代的政黨の濫觴……一
　　明治初頭の政情
　第二節　立憲改進黨の組織……二
　　その三つの構成要素――結黨式及び宣言――自由黨との對抗――政黨に對する政府の彈壓――自由黨の解黨――大隈總理等の脫退總理及び掌事の廢止
　第三節　帝國議會の開かるゝ迄……三三
　　伊藤内閣の成立――改進黨の演說會――保安條令の發布――大隈氏の入閣――憲法の宣布と黑田内閣――大隈外相の條約改正――大隈伯の遭難と黑田内閣の瓦解――第一回衆議院議員選擧と其準備――他黨派の狀勢及び態度
　第四節　第一議會……六四
　　山縣内閣の出現
　第五節　第二、第三議會……六六

山縣內閣の瓦解と松方內閣の成立——改進、自由兩黨の提携——最切の議會と選擧大干涉
第六節　第二次伊藤內閣……七四
第四議會と政府彈劾上奏案——第五議會に於ける改進黨の星議長彈劾——總選擧と再解散——第四回の總選擧と日清開戰
第二章　進歩黨の結成以後……八〇
第一節　第九議會……八〇
進歩黨の宣言——大隈伯の談論風發
第二節　第二次松方內閣と第三次伊藤內閣……八四
大隈伯の入閣と進歩黨——第十議會と其後の內閣動搖——伊藤內閣も又議會解散
第三節　憲政黨の組織……九〇
大隈、板垣兩氏の握手——最初の政黨內閣——憲政黨遂に分裂
第四節　第二次山縣內閣……九六
第十三議會
第五節　第四次伊藤內閣……九九
政友會成る——星氏排斥と增稅問題の波瀾——總理に大隈伯推薦
第六節　第一次桂內閣……一〇六
第十六議會——憲政本黨の態度——第十七議會——憲政本黨の宣言——大隈伯演說中の一節——臨時總選擧——第十八議會——憲政本黨の政府彈劾上奏案——第十九議會——河野議長の奉答文事件——日露の戰端開始——第二十議會——豫算內示及び交涉——第二十一議會
第七節　桂內閣の瓦解と西園寺內閣……一一〇
日露媾和條約と政府彈劾——第二十二議會
第八節　大隈總理の隱退……一五〇
憲政本黨內の紛擾——憲政本黨の宣言——大隈伯の告別演說——第二十三議會
第九節　第二十四議會……一六三
憲政本黨の對議會態度——稅法整理反對論の舊起——問責決議案論議——第十回總選擧——西園寺內閣の總辭職
第十節　第二次桂內閣……一八七
新內閣と各政黨——憲政本黨議員の懇親會——黨內兩派の確執——第二十五議會——犬養氏除名事件——新政黨組織計畫の經過
第三章　憲政本黨の解黨前後……二一三
第一節　第二十六議會……二一三
改革、非改革兩派の融和——小政派の合同——立憲國民黨の成立——第二十七議會——大隈伯の妥協觀——國民黨の政局觀

第二節　第二次西園寺内閣……二三六
第二十八議會——大隈伯の新内閣評——臨時制度整理局の設置——桂公の外遊と内府入り
第四章　立憲同志會時代……二五一
第一節　大正初次の政變……二五一
西園寺内閣の瓦解——第三次桂内閣——第三十議會——國民黨の分裂——桂公の新政黨創立準備——議會の形勢——桂内閣總辭職
第二節　同志會創立經過……二七六
山本内閣成立——同志會の綱領並に政策——同志會懇親會に於ける桂公の演說——同志會と大隈伯——大隈伯の演說——第三十議會の後半——桂公を憶ふ——同志會の結黨式——第三十一議會
第三節　大隈内閣の成立……三〇八
成立迄の經過——臨時議會——大隈首相の演說——若槻藏相の演說——首相の同志會議員招待——施政方針發表——第二次臨時議會——第三次臨時議會——第三十五議會
第四節　解散と總選擧……三二八
解散の理由——專任内相の決定——大隈伯後援會——激甚なる選擧戰——同志會の大勝——所謂對支二十一個條
第五節　第三十六議會……三四一
同志會の宣言——豫算案の論議と責任支出問題——參政官等の任命——大浦氏の瀆職事件——加藤、若槻氏等の辭職
第六節　第三十七議會……三四九
同志會の態度宣明——財政計畫の大要——豫算案の通過
第五章　憲政會時代……三五五
第一節　創立に到る迄の經過……三五五
三派合同の促進運動——同志會常議員の決議——公友、中正兩派の準備委員——總裁と黨名問題——結黨式擧行と役員選定——寺内内閣成立
第二節　憲政會創立後の黨務……三七三
總務會及び幹事會——政務調査會理事會——政策十三項の確定
第三節　第三十八議會……三七八
議員總會——憲政會の大會及び宣言——加藤總裁の演說——此期議會の大勢——議會劈頭の質問戰——不信任案上程と議會解散
第四節　總選擧及び其前後……三九一
加藤總裁の演說——首相及び内相の訓示——選擧界の珍風景——總選擧の狀勢及び結果——外交調査會の設置
第五節　第三十九議會……四〇三
憲政會の宣言及び決議——豫算案審議——政府不信任案——内相不信任案——外交調査會廢止案——會期

の延長と閉會
第六節　第四十議會……四一〇
憲政會議員總會――本部役員――大會の宣言及び決議――增廢減稅案論議――豫算案論議――選擧法改正案――其他重要諸法案――議員總會及び役員決定――政務調査會役員
第七節　寺內內閣の最後……四一九
崩壞までの數ケ月――物價昂騰と騷擾事件――騷擾事件に對する宣言――內閣遂に總辭職
第八節　原內閣の成立……四二四
組閣までの經路――加藤總裁の原內閣評――歐洲大戰の終幕――食糧問題に關する決議――總會及び役員指名――媾和特使の任命
第九節　第四十一議會……四三一
憲政會の對議會態度――財政計畫大要――豫算案の論議――選擧法改正問題――教育機關設置問題
第十節　次期議會召集前迄……四四二
內閣彈劾臨時大會――憲政會通常大會
第十一節　第四十二議會……四五〇
平和宣布の大詔――憲政會議員總會――施政演說に對する質問――豫算及重要法案――普選案と衆議院の解散
第十二節　臨時總選擧及び其前後……四六一
近畿大會その他――政府の對選擧態度――選擧狀況及び結果――尼港虐殺事件
第十三節　第四十三議會及び前前後……四七〇
憲政會臨時大會――尼港問題の難詰――遂加豫算及び稅法改正案――稅法改正案――內閣不信任案――重要法案及び建議案――憲政會議員總會――東北、九州及び近畿三大會
第十四節　第四十四議會……四八六
憲政會の大會――本部役員――質問戰陣頭の濱口氏――豫算案通過――普通選擧法案――內閣不信任決議案
第十五節　爾後の約半歲間……四九四
議員總會――關東十州大會――綱紀肅正論の沸騰――陸軍大臣の更迭――憲政會近畿大會――東海十一州大會――東宮殿下御歸朝奉祝――教育決議發表――物價調節策決定――軍縮會議全權委員
第十六節　高橋內閣の成立及び其前後……五〇四
原首相の兇變――三大整理案決定――普選特別委員會――本部派員選定――普選特別委員會總會――普選問題協定
第十七節　第四十五議會……五一三
攝政宮の御臨場――憲政會第六回大會――大隈侯爵薨去――普選案討議――內閣不信任案――重要法案及び建議案議場混亂裡に閉會
立憲民政黨史　前篇終

立憲民政黨史

前篇

第一章　創立の由來及び經過

第一節　近代的政黨の濫觴

明治初頭の政情

立憲民政黨は其前身憲政會を母體として結成され、而して憲政會の由來する處亦一朝一夕の故ならず、隨つて我黨の歷史を叙せんとするには方つては、遠く以前に溯り、其由來する處に就て少しく語るべき必要がある。乃ち我黨が最初如何にして發生し、如何なる形態と内容とを以て進み來つたかに就て一言しなければならぬ。それには先づ徐ろに頭を回して當年の狀態卽ち日本の政黨發生期たる明治初頭の政情から說かねばならない。

維新の大業成つて明治新政府の基礎いよ〳〵固く、着々として百事刷新の實を擧げ來つた政府部内に於ける年少氣鋭の政治家達は、更に大に庶政の改革を企て共に廟堂にその志を伸べんとしたが、其結果は勢ひ意見を異にせる兩派をつくり、斯くて互に反目して遂には分裂を見る

が如き自然の徑路に立至つたのであつた。云ふ迄もなく明治新政府の建設と同時に臺閣に列つた人々は、所謂開國進取の國是といふが如き大策においてこそ共所見を一にし、倶に手を携へて進み來つれ、各自の思想、感情は決して一樣ではなかつた。殊に當時政府の實際の權力は大久保、木戸と云ふが如き少數者によつて握られ、他は之に追從を餘儀なくされつゝあるが如き狀態であつたが爲め、勢ひ五に意志の疏通を缺き自然と協調が保たれぬやうになつた。かくして何時の間にか政府部内には武斷派。文治派の二潮流が生じたばかりでなく、この兩派は事毎に相反目して對峙し、軋轢を事とすることになつた。而して明治六年例の征韓論を轉機として、遂に分裂したのであつた。

この征韓論が閣議の問題となつて火花を散らすや、之を唱ふる西郷等の武斷派に對峙して、大久保等の文治派は飽くまで之が非を主張し、當初は武斷派が優勢を示したものゝ、遂に廟議の容るゝ處とならず、其結果西郷等の武斷派は決然、袂を連ねて廟堂を去つた。卽ち其顏觸れは西郷隆盛、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平、それから三條實美があつたし亦た西郷に隨ふて身を退いた閣外の者には桐野利秋、篠原國幹、大山巖、村田新八、島義勇、川村純義等があつた。征韓に反對した文治派は閣内では岩倉具視、木戸孝允、大久保利通、それから大隈重信、大木喬任、閣外に在つては伊藤博文、井上馨、黒田清隆、寺島宗則、陸奥宗光の諸氏であつた。

野に下つた西郷、江藤、板垣は何れも故山に歸つて、悠々風月を樂みながら、傍ら大に士を養ひ時期の到來を待つたのであるが、種々の感情のもつれや事情から明治七年、江藤は佐賀に亂を起し、同十年西郷も又薩南の健兒に擁せられて兵を擧ぐるに至つた。そして兩者共に利あらず、徒らに叛臣の名を殘して江藤は刑場の露と消へ、西郷は城山に悲壯な最後を遂げてしまつた。然し板垣は征韓論に敗るゝや、つく〴〵と時世を觀じ内外の風潮を察し、堂々その志を伸べんとするには最早、兵火を起して爭ひを爲すべきでない。よろしく國民を指導し國民と共に語り、協心協力以て突進すべきであることを悟り、野に下ると同時に、暫らく獨り東都に留まり、同志を集めて政社組織を計畫し以て一大國民運動を起さんとする準備に努めた。

之が明治七年一月のことで、政社は「愛國公黨」と稱し、別に社交倶樂部を設けて「幸福安全社」と名づけ、黨員の集會所に充てることにした。この愛國公黨には横井小楠の高弟として知られた越前の由利公正をはじめ小室信夫等其他何れも滿々たる壯志を抱いた青年達が集つた。そして黨の綱領とも云ふべき愛國公黨本誓を發表して理想を高調し、その主張を示して大に同志を叫合したのであつた。そして板垣氏は先づ其主張を具體化せしむる第一聲として、民選議院設立の建白をしたのであつた。蓋しこの民選議院設立の意見は、同氏が朝に在つた當時より抱持してゐたものだけに、氏と共に野に下つた副島種臣、後藤象二郎兩氏も共に之に贊成し、由利、小室は勿論その他林有造、片岡健吉古澤滋等八氏の連署で明治七年一月十七日、その建白書を提出したのであつた。この諸氏の運動が一般國民の心に少なからぬ刺激を與へたことは云ふ迄もなく、所謂藩閥政治を打倒し代つて國民の手に政權を獲得せんとする熱烈な叫びは、たしかに當時の朝野を震駭せしむるに充分であつた。

板垣氏等の所謂自由民權の論は、當時漸く旺んならんとしつゝあつた民主々義の思想より出で來つたものであるが、然し必ずしも外來の思潮——たとへば例のルソーの民約論、ミルの自由論、或はベンザムの功利說等に眩惑陶醉したものとは云へなかつた。多少とも其等の影響もあつたであらうが、何と云ふも主たる原因は征韓論に敗れて野に下るや、政府の實權は岩倉及び大久保氏等の手に歸して仕舞つたので、斯くては明治六年三月十四日、畏くも　明治天皇が親しく紫宸殿に臨御あらせられ、天神地祇を祭つて中外に宣布せられ給ひし五ケ條の御誓文の大精神を如何にし奉らう乎と云ふに在つた。五ケ條の御誓文には「廣く會議を起し萬機公論に決すべし」と宣ひ「上下心を一にして盛に經綸を行ふべし」と宣ひ尙ほ又「官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめん事を要す」と宣はせ給ふてゐる。是れ實に立國の精神と國是とを御明示あらせ給ふた大文字であつて、立憲政治の端はこゝに啓かれたのである。然るに在廷の有司に專横の態あるは憂憤に堪えぬと云ふのが板垣氏等の心事であつた。だから民選議院設立の建白書中にも左の如く言つてゐる。

臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而モ獨リ有司ニ歸ス夫レ有司上帝室ヲ尊ブト曰ハザルニ非ズ。下人民ヲ保ツト云ハザルニアラズ、而モ政令百端、朝出暮改、政刑情實ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ヅ。言路壅蔽、困苦告ルナシ。夫

レ如是ニシテ天下ノ治安ナランコトヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル、因循改メズ、恐クハ國家土崩ノ勢ヲ致サン。臣等愛國ノ情自ラ止ム能ハズ、卽チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公儀ヲ張ル在ルノミ。則チ有司ノ權限ル所アツテ、而シテ上下安全、其幸福ヲ受ル者アラン。請フ、玆ニ之ヲ陳セン。

夫レ人民政府ニ對シテ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ、乃チ政府ノ事ヲ與知可否スルノ權理ヲ有ス。是レ天下ノ通論ニシテ、又喋喋臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待タザル者ナリ。故ニ臣等竊ニ顧フ、有司モ亦是ノ通理ニ抗抵セザランコトヲ。今民選議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者ハ曰ク我民不學無智、未ダ開明ノ域ニ進マズ、故ニ今日民選議院ヲ立ル尙應サニ早カルベシト。臣等以爲ク、若果シテ眞ニ其謂フ所ノ如キカ、則チ之ヲシテ學且智、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、卽チ民選議院ヲ立ツルニ在リ。何トナレバ、則チ今日我人民ヲシテ學且智ニ開明ノ域ニ進マシメントスルニハ、先ヅ其通義權理ヲ保護セシメ、之ヲシテ自尊自重、天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメズンバアル可ラズ。自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメントスルハ、之ヲシテ天下ノ事ニ與ラシムルニ在リ。如是ニシテ人民其固陋ニ安ジ、不學無智自ラ甘ンズル者ハ未ダ之有ラザルナリ。而シテ今自ラ學且智ニシテ自ラ其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ、是殆ド百年河淸ヲ待ツノ類ナリ。甚シキハ則チ今遼カニ議院ヲ立ツルハ、是天下ノ愚ヲ集ムルニ過ギザルノミト謂フニ至ル。噫何ゾ自ラ傲ルノ太甚シク、而シテ其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ云々。

斯くして愛國公黨の一派は、政治的活動に踏み出したのであつたが、徒らに悲歌慷慨して以て自ら快とするばかりか、それを行動の基礎となす青年血氣の黨員などがあつて、遂に岩倉公狙撃事件の如き變を惹起した處へ、佐賀に江藤の亂があり人心の不安動搖を見るに至つた爲め政府の彈壓は自然板垣氏を中心に愛國公黨に加つた。そこで同年三月、板垣氏は愛國公黨を解散して土佐に歸り、同地に於て新たに立志社を起したのであつた。この立志社が愛國公黨の後身であることは云ふ迄もなく林有造、大石正巳、片岡健吉、古澤滋等の諸氏をはじめ自由平等を高調し民權の擴張を叫ぶ青年の多くは此處に集つて大に輿論の喚起に努めた。頭山滿、杉田定一、河野廣中氏等の率ゐる地方の各政社も又

進んで立志社に共鳴し、其外にも土佐に赴いて其傘下に參ずる者さへ少くなかつたのである。

こゝに一言して置き度いのは、當時嵐の如く民間を吹きめぐつた民主々義の思潮のことである。この傾向は明治六七年頃から次第に擴がつて、十三四年頃には益々旺んになつたが、之は維新以來の急激な歐化主義の祟りであつた。つまり政府の物質上に於ける急進歐化主義が產み出した反動と云つて好からう。一にも歐風二にも歐風と急進的に文化を取り入れた反映として、政治上に於ける急激な民主々義が在野黨に高調されたのであつた。

西洋文明の心醉者は決して政府の當路者のみでなく、實は社會のすべてが左うであつた。維新當初は同じ西洋心醉でもまだ〳〵好かつた。舊來の陋習を破つて百事更新の實を擧ぐる裏には、天地の公道に基づくと云ひ明確に日本といふ立場を忘れなかつたが、西洋文明の追隨が益々旺んになるにつれ、歐化主義は一層急激なものとなり、遂に日本といふ立場を忘れる樣な傾向さへ示すに至つたのである。當時の西洋心醉論者が說いたところは、どうせ日本は劣等國である。文物制度は勿論風俗、習慣、さては人種も生活も言語も皆な歐米に比して劣つてゐる、採長補短といふことがあるが之は我に長ずるものがあつてこそ云ふ言葉であつて、我に何等の長所もないのに何を採つて補ふのか、むしろ補ふなぞと云ふよりも歐米の物を悉く我に採つて仕舞つた方がよい、換言すれば日本を擧げて歐米そのものにして仕舞へばよいのであると云ふ論法であつた。漢學出身の洋學者であつた西周氏が、洋學採用說を唱へたのは明治七年三月のことであるが、これなども其好適例と云つてよい。卽ち西氏をして言はしむれば、方今の歐化主義は獨り法律、政治、學術のみならず居住、飮食、衣服までも皆悉く彼の習俗にならひ始んど其七分迄も採つてゐる、而して其勢ひ駸々、其七を取つて其三を遺すの能はずんば、文字も併せて之を取るに若かず、夫れ我國の文字、先王始め之を漢土に取つて之を用ふ、那の時文獻亦た悉く之を漢土に取る、今一度び世運に逢ふて文獻既に之を歐洲に取る、則ち何ぞ獨り文字を取らざる理あらんや、と言つて當時すでに羅馬字採用說を唱へたのであつた。

斯樣な次第で上下一般に歐化主義が全盛を極め、我が國有の文化を根底から振蕩し去るの概を示したのである。隨つて民間には英佛の自由

民權の說が盛んに高調せられ、急進論者の如きは國家の主權は人民にあると唱へて、佛蘭西流の自由平等主義を實現せんとし、進歩主義者の中には主權は國會にあると唱へて、英國流の代議政體を實現しようと考へた人々もあつた。明治十四五年の頃であつたが、東京日々新聞が「立憲國に於ても普天の下、王土にあらざるなく率土の濱、王臣にあらざるなし」と述べたのに對し朝野新聞が反駁して「それは封建思想であつて荒唐附會の言語である、自から欺き人を欺くの甚しきものである。率土王臣といふのは一國の人民を擧げて國王の奴隷とするもので、普天王土と云へば國民は尺地寸壤も有しないで、與奪の權は一に君主の意見に任せねばならぬ、斯くの如くにして何うして社會の幸福を增進し得られようぞ」と言つたことがある。以て當時の自由民權論者の調子が如何に奔放過激なものであつたかゞ想察されよう。

在朝政府の人々が、常に皇室の尊嚴を說き天皇の大權を強調したことは云ふ迄もないけれど、物質文明の輸入に就ては實に大膽で急進的で社會上すべての物を歐化し盡さんとする風があつた。後には例の鹿鳴館を設けて內外人の舞踏、宴會場となし、東京倶樂部を創始して社交の具とし、驕奢風流を競ふ夜會、舞踏會、假裝會が盛んに行はれる樣にすらなつた程であるから、政治上に不平を抱持する人達は云ふ迄もなく、西洋直傳の自由平等論に心醉する民間の有志が、互ひに風を望んで起つに至つたのは無理もなかつた。兎に角、これが憲政創始への道筋であつたのである。

一方、征韓論で動搖後の政府は岩倉、木戸、大久保、伊藤、大隈の諸氏によつて固められ、歐米の文物制度になぞらへて諸般の改革を企圖すると共に、如何にして動搖の民心を鎭靜せしむべきかに苦心したのであつたが、偶々大久保氏等によつて臺灣征討の議が起され、木戸氏は閣議に於て之に反對し議の容れられざるに及ぶや、斷然冠を挂けて廟堂を去つたので三浦梧樓、山田顯義、鳥尾小彌太氏等も又木戸氏と行動を共にし、爲に政情の混沌たるものがあつた。そこで伊藤、井上兩氏は大久保氏を說いて木戸、板垣兩氏との妥協を勸說した結果、八年一月大阪會議を開いた大久保、木戸、板垣三者の握手が出來たのであつた。こゝに於て板垣氏は當時大阪に作りかけた愛國社を解散して、木戸氏と共に入閣したが閣內の空氣は依然として面白くなかつた。殊に板垣氏の持論たる內閣諸省分離論の主張が容易に容れられぬので、同年十月

遂に職を辭して再び野に下つたのである。其後間もなく熊本神風連の騷動につゞいて西南の役は起り、十年五月木戸孝允は病んで遂に京都に歿した。そして翌十一年五月十四日、政府の柱石たりし大久保利通氏は參朝の途、壯漢に襲はれて不歸の客となつたのである。氏を刺殺した島田一郎長連豪等の携へた斬奸狀なるものには「公議を杜絕し民權を抑壓し、政事を私し外國交際の道を誤り國權を失墜する云々」の文字が記されてあつた。

此事あつて以來政府の彈壓の手は一層きびしく民權論者の上に加へられて行つたが、それにも拘らず民權派の意氣は益々昂り、其年九月大阪に於て板垣氏等の「愛國社」第一回大會は盛大に開かれ、各地に支部の設立を見、十三年三月その第四回大會を開くに及び、同社を改めて「國會期成同盟會」と稱することゝし、福岡、岡山等の同志と前後して片岡健吉、河野廣中氏等は二府二十二縣十萬餘人の代表者として、國會開設の請願をなしたのであつた。この國會開設の請願は當時に在つては殆んど全國的の聲と云つてよかつた。されば偶々板垣氏の上京するや上野精養軒に開かれた歡迎會の如きも、其發起人として沼間守一、藤田茂吉、肥塚龍氏等の顏觸れを見、西園寺公望、福地源一郎、尾崎行雄豊川良平氏等もその列席者であつた程であつた。亦た以て當時の時勢の如何なりしかを知るに足らう。

斯かる時に際して政府には大久保、木戸の如き中心人物がなかつたが、然し故大久保氏の推擧をうけて其兩腕たりし大隈重信、伊藤博文兩氏があつた。當時に於ける大隈氏の權勢は實に隆々たるもので、獨り其才幹を以て衆參議を凌駕し、その聲望到底伊藤氏の及ぶ處でなかつた。而して燗眼なる大隈氏は早くも諸般の制度の改革に着手し、慶應義塾出身の優秀を登用して樞要の局に當らしめ、大藏省中の會計局を改めて獨立の會計檢査院となし、國家の歲出入決算表を制して天下に公布し、或は內閣參議と各省長官とを分離して、立法行政の區劃を明かにするの議を提案する等その功勞少なからず、而して自ら外務と大藏とを監督してゐたのであつた。

されば國會開設請願の聲次第に喧びすしく、その氣運の大に動き來れるを見るや、宜しく瀋閥政府を一掃し眞に民意を基礎として內閣を組織し國會を開設し、大に政治の刷新を行はざる可らずとなし、伊藤、井上兩參議にも屢々語るに此事を以てしたのであつた。偶々閣議に際し

民間黨に對する政府の態度に及んだ事があつて、左大臣有栖川宮に於かせられては少なからず之を憂ひさせ給ひ、大隈氏にその方案を御垂問になつた事があつた。こゝに於て氏は密かに宮に意見を言上したのであるが、それは民權派の氣勢の當る可らざるものある事に就て具に實情を說き、これが對策としては須らく藩閥の分子を排し、擴く民意を基礎とする政治を行ひ、國民と休戚を共にする外なし、されば國民の輿論に聽き明治十五年の末に議員を召集し、十六年の初めに國會を開くべきであると云ふに在つた。そして私議憲法國會開設要目を記して之を献じ、且つ暫らく之を他に秘せんことを乞ふたのであつた。然るに事端なくも部内に洩れた爲め、薩長の諸參議は大に憤怒し遂に大隈氏排斥の密議をなすに到つたのであつた。

此時、偶々北海道開拓使廢止の期限滿了と共に、官有物拂下げ問題が起り、長官黒田清隆氏に對する批難攻撃の聲が頗る高くなつた。然し閣内の多數は黒田氏を憚つて之に反對するのを避けたが、大隈氏は獨りその拂下げの不可を力說して、公然反對の態度を表明したので之を機會に大隈氏排斥の議が、政府部内に有力となつて來た。斯くて大隈氏排斥の議は明治十四年七月、明治天皇東北御巡幸に際し、黒田、大隈二氏の扈從した留守中に伊藤氏を中心として進められ、同年十月、陛下が東北より御還幸あそばさるゝや卽日御前會議が開かれ、その結果廟議は官有物拂下げを取消して黒田氏を辭職せしむると同時に「私擬憲法」問題に就て大隈氏の行動を糺彈し、陛下よりも「爲と旨を諭して辭表を捧呈せしめよ」との御諚があり、卽夜伊藤氏は西鄕從道氏と共に大隈氏を訪ひ御諚の趣を傳へたので、大隈氏は直ちに辭表を捧呈したのであつた。

元來、この拂下げ問題なるものは、明治四年に北海道開拓使を置いた時、薩の黒田清隆氏がその長官となり同五年から十年迄、十箇年を期限として一千萬圓の開拓費を投ずることに決したが、それが此年で期限滿了となり廢止となつたので、開拓使の官有物一切をば僅か三十萬圓で、而かも無利息の三十箇年賦を以て薩摩の巨商五代某が拂ひ下げて貰ひ度いといふ出願に對し、黒田氏が許可を與へやうとしたからであつた。云ふ迄もなく此事たるや黒田氏が五代某と結託してやつた仕事であるといふ處から、閣内の多數は黒田氏を憚つて反對しないので、かねてより薩長の藩閥が政權を壟斷せんとするのに大なる反抗心を抱いてゐた大隈氏は、敢然として之に反對したのであつた。處へ持つて來て氏に味方する東京日々新聞、毎日新聞、報知新聞、朝野新聞の四大新聞を初め東京經濟雜誌、扶桑雜誌、近事評論等何れも筆を揃へてその拂下げの不法を論難し、激烈に政府を攻撃する一方亦た福澤諭吉氏門下の年少氣鋭の論客達は、旺んに國會開設論を鼓吹したのみならず、沼間守一肥塚龍氏等は新富座に於て大演說會を開き、各自熱辯を揮つて大に政府の處置を攻撃し、聽衆五千人未曾有の盛況を示し一般の民心に多大の影響を與へたのであつた。卽ち聽衆の多くは何れも政府の專横を慨し、速かに國會を開設するに非ずんば、邦家の前途實に憂ふべきものあるを思ふに至つたからであつた。こゝに於てか政府部内の薩長諸參議は、いよ〳〵結束して大隈氏排斥の決議をなすに至つたのであつた。

聖駕に供奉した大隈氏は還御の前一日、草加驛の行在所に於て既に此事あるを豫知し、寧ろ自ら退いて臣節を全ふせんことを決意し、先づ左大臣有栖川宮に其意を通じて退任の議を上請したのであつたが、前日の如く御前會議が開かれ、有栖川宮を初め山縣有朋氏より、維新以來の功臣を容易に解職するが如きは國家の不祥なりとの抗議ありしに拘らず、閣内の大勢は既に定まり亦如何ともする能はず、遂に前述の如く其職を罷むるの大命を見るに至つたのであつた。

斯くて參議大隈氏は野に下つたのであるが、同氏排斥に成功した薩長政府は、官制を復舊して大隈案に成つた各省の分離制を廢し、復た參議と卿との兼職とし別に參事院を設けて立法府たらしめ、各省より選拔せる議官を置き權力をこゝに集注して、伊藤博文氏自から議長となり藩閥政府の基礎こゝに全く成つたのである。而して獨り大隈氏を排斥したのみならず、その幕下として目せらるゝ人々を悉く免官或は辭職せしめたのであつた。其人々の重なるものを擧ぐれば、

統計院幹事兼大政官大書記官矢野文雄、統計院少書記官牛場卓藏、統計院權少書記官犬養毅、同尾崎行雄、外務權大書記官中上川彦次郎、會計檢査院一等檢査官小野梓、農商務省大書記官辛田口元學、外務權少書記官小松原英太郎、農商務權少書記官中野武營、文部權大書記官島田三郎、同權少書記官田中耕造、大藏權少書記官森下岩楠

等で此外にも驛遞總監前島密氏、農商務卿河野敏鎌氏、判事北畠治房氏等何れも相次で挂冠したのであつた。この政變の翌日、卽ち明治十四年十月十二日、畏くも明治大帝は民心の傾向及び時代の趨勢を察し給ひ、左の如く明治二十三年を以て國會を開設する旨の詔勅を下し給ふたのである。

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣ギ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ總攬シ、又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ、後世子孫繼グベキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス。嚮キニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此レ皆漸次基ヲ創メ、序ニ循テ歩ヲ進ルノ道ニ由ルニ非ザルハナシ。爾有衆、亦朕ガ心ヲ諒トセン。

顧ミルニ立國ノ體、國各宜キヲ殊ニス。非常ノ事業、實ニ輕擧ニ便ナラズ。我祖我宗照臨シテ上ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕ガ初志ヲ成サントス。今在廷臣僚ニ命ジ、假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム。其組織權限ニ至テハ、朕親ラ裁シ時ニ及デ公布スル所アラントス。朕惟フニ、人心進ムニ偏シテ、時會速ナルヲ競フ。浮言相動シ、竟ニ大計ヲ遺ル。是宜シク今ニ及デ謨訓ヲ明徵シ、以テ朝野臣民ニ公示ス可シ、若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ、時變ヲ煽シ國安ノ害スル者アラバ處スルニ國典ヲ以テスベシ、特ニ玆ニ言明シ爾有衆ニ諭ス。

この詔勅が煥發せらるゝや、恰かも天に沖する怒濤の如き勢ひを示しつゝあつた國會開設請願運動も、忽ち鳴りを靜めて春波の如き穩かさに返り、民權派は一齊に萬歳を叫んで、洋々たる前途を祝福したのであつた。

詔勅の煥發を轉機として國會開設運動は解消されたが、それと同時に民權派は後日の憲政運用に備ふる必要上、政黨組織に取りかゝることゝなつた。松田正久、河野廣中、沼間守一氏等の急進派は早くも自由黨を組織したが、前の板垣氏等の國會期成同盟會と合流して十四年十月十八日、淺草の井生村樓に協議會を開き後藤象二郎氏を議長に、馬場辰猪氏を副議長として改めて「自由黨」結成を議決し、同月二十九日に至つて總理に板垣退助氏、副總理に中島信行氏を推し、盟約及び規則を定めたのであつた。こゝに於てか始めて形態の整ふた政黨の出現を見ることになつたのである。

第二節　立憲改進黨の組織

その三つの構成要素

明治維新の元勳として其傘下に幾多の新知識を集めてゐた大隈氏が、一度び野に下つて民間の有志と談を交ふるや、自由黨と歩調を異にし其過激を憚ばざる多くの人々は、先を爭ひ其の旗下に馳せ參じて互ひに懇親を結ばんとし、こゝに改進黨の創立を見たのであるが、今その構成要素たる嚶鳴社、東洋議政會及び鷗渡會の三者に就て少しく述べて置き度い。

嚶鳴社は明治六年の頃、司法省出仕の沼間守一氏が法律講議會を設立したのに起源し、西南の役後民權論の漸く旺んなるに至り、其組織を改めて嚶鳴社と稱し政治、經濟を講ずる會となつたのであるが、沼間氏は縱橫の論議を以て夙くより儕輩の間に鳴つてゐた人で、大判事河野敏鎌氏に隨ひ歐洲に遊びて歸るや、元老院權大書々官として大に政治の革新を主張し、肥塚龍、末廣重恭、吉田次郎、青木匡、波多野傳三郎、草間時福、田口卯吉、丸山名政等何れも嚶鳴社の同志と共に柳橋の萬八樓に演説會或は討論會を開いて時事を論じたのであつた。當時元老

院の議長におはした有栖川宮に於かせられても、河野敏鎌氏の案内で數回右の演説に御臨席あらせられた程で、一般市民の聽衆も多く江湖の耳目を聳動したものであつた。處が政府は明治十二年に令を下し、官吏にして公衆を集め講談演説をなすが如きは不都合なるに就き、各長官に於て嚴重これを取締るべしといふ事になつたゝめ、沼間氏は斷然官職を退き專念、力を嘤鳴社にそゝぎ自ら橫濱毎日新聞社を引受け之を改題して東京橫濱毎日新聞と稱し島田三郎氏を招いて主筆とし、大に民權伸張の爲に筆陣を張つたのであつた。十四年八月、例の北海道官有物拂下げ事件の起るや、率先して其非を唱へ同志と共に新富座に演説會を開いたことは前述の如くであるが、今や大隈氏の野に下つて活動するを見るや、嘤鳴社員を率いて共に改進黨を組織するに至つたのであつた。

東洋議政會は藤田茂吉、犬養毅、尾崎行雄、箕浦勝人、波多野承五郎氏等いづれも慶應義塾出身の俊秀を集めて成つたもので、阪元盛得、竹村良貞、井上寛一、高橋周治、松岡直忠、野田精一郎氏等皆その會員であつて。そして之が牛耳を取るものは矢野文雄氏であつて。矢野氏は三田出身の先輩で夙に大隈氏に重視された英國流の寛厚なる紳士として、その政治論も亦た英國憲法論を祖述し、報知新聞を機關として大に落閥政府を攻撃してゐた論壇一方の雄であつた。

鷗渡會は世間から大學派と呼ばれてゐたが、小野梓氏の率ゐる大學の俊才連の集合であつた。高田早苗、岡山兼吉、山田喜之助、山田一郎砂川雄峻、天野爲之、市島鎌吉氏などの顏觸れで向島橋場の小野邸に集合し、政治時事を談じてゐたので坪内雄藏氏なども折々顏を見せてゐた。小野氏は有名な當時の新知識の一人で、廣く泰西の諸書を涉獵し自ら歐米に航して諸國の制度を攻究し、常に國政の改良刷新に盡すべく精悍勤勉、日夜奔走倦まなかつた偉材であつたが、鷗渡會に於てその會員と共に研究討議し盡したものが、資料となつて大隈氏の爲めに獻策されたのも尠くなかつた。故に改進黨組織に方つては鷗渡會はその顧問府であつて、英國主義を模範として其主義綱領を立案し、小野氏は自ら筆を執つて之を起草したのであつた。されば嶄新にして穩健公正、一點の非が無かつた。

斯くの如く改進黨の構成要素は、當時に於ける最も文明にして學識ある人々を集めたものであつて、自由黨とは全く其風格内容を異にしてゐたのであつた。

結黨式及び宣言

立憲改進黨はその結黨式を擧ぐるに先ち、十五年三月十四日左の宣言書を天下に公布した。

大詔一降、立憲ノ事定マル、我儕帝國ノ臣民ハ萬世一遇ノ盛時ニ遭フ、惟フニ此際如何ノ計畫ヲナシ如何ノ職分ヲ盡シ、帝國臣民タルニ愧ルコトナキ乎、他ナシ唯一團ノ政黨ヲ結ビ相集リ相同フシテ我興望ヲ表スルアランノミ。來レ我兄弟、來テ我政黨ヲ結ビ我臣民タルノ職分ヲ盡セヨ。

幸福ハ人類ノ得ンコトヲ欲スル所ナリ、然レドモ少數專有ノ幸福ハ我黨コレニ與セズ、蓋シ此ノ如キノ幸福ハ所謂利己ノモノニシテ我黨ノ冀望スル王室ノ尊榮ト、人民ノ幸福トニ反スレバナリ。王室ノ尊榮幸福ハ我黨コレヲ欲セズ、蓋シコノ如キ尊榮幸福ハ所謂頃刻ノモノニシテ、我黨ノ冀望スル無窮ノ尊榮幸福ニ反スレバナリ。是ヲ以テ若シ一二私黨ノ我ガ帝國ヲ專ラニシ、王室ノ尊榮ト人民ノ幸福ヲ蔑ニシ、目前ノ衒安ヲ偸ミ遠永ノ禍害ヲ顧ミザルモノアラバ我黨ハ之ヲ目シテ以テ公敵トナサントス。我黨ハ實ニ王室ノ無窮ニ保持スベキ尊榮ト、人民ノ遠永ニ享有スベキ幸福ヲ冀フノ人ヲ以テ此政黨ヲ團結セントス、來レ兄弟來リテ我政黨ヲ結ビ以テ其冀望ヲ表明セヨ。

政治ノ改良前進ハ我黨ノ冀望シテ止マザル所ナリ、蓋シ政治ニシテ其改良ヲ加ヘ其前進ヲ爲サゞレバ徒ラニ無窮ノ尊榮ヲ冀ヒ、空シク遠永ノ幸福ヲ望ムモ終ニ之ヲ全ウスルヲ得可ラザレバナリ、政治ノ改良前進ハ我黨之ヲ冀フ、然レドモ急激ノ變革ハ我黨ノ望ム所ニアラズ、蓋シ其順序ヲ追ハズシテ遽ニ變革ヲ爲サンコトヲ謀ルハ卽チ社會ノ秩序ヲ紊亂シ、却テ政治ノ進行ヲ妨碍スルモノナレバナリ、是ヲ以テ夫ノ陋缺ニ惑ヒ徒ラニ守舊ヲ主トシ夫ノ急躁ヲ競ヒ、好ンデ激昂ヲ務ムルモノヽ如キハ我黨ノ郤ケテ共ニ其冀望ヲ與ニセザルモノナリ、我黨

ハ實ニ順正ノ手段ニ依テ我ガ政治ヲ改良シ、着實ノ方便ヲ以テ之ヲ前進スルアランコトヲ冀望ス、依テ約束ニ章ヲ定ムル如左

第一章　我黨ハ名ケテ立憲改進黨ト稱ス

第二章　我黨ハ帝國ノ臣民ニシテ左ノ冀望ヲ有スルモノヲ以テ之ヲ團結ス

一　王室ノ尊榮ヲ保チ人民ノ幸福ヲ全ウスル事

二　內治ノ改良ヲ主トシ團結ノ擴張ニ及ボス事

三　中央干涉ノ政略ヲ省キ地方自治ノ基礎ヲ建ツル事

四　社會進步ノ度ニ隨ヒ選擧權ヲ伸濶スル事

五　外國ニ對シ勉メテ政略上ノ交涉ヲ薄クシ通商ノ關係ヲ厚クスル事

六　貨幣ノ制ハ硬貨ノ主義ヲ持スル事

右の如く改進黨は、自由黨の急躁を競ひ過激に走るを非とし、順正の手段と着實の方便とを以つ政治を改良し以て、立憲の基礎を確立せんとしたのであつた。

明治十五年四月十六日、その結黨式は京橋木挽町明治會堂に於て擧行された。會する者百數十名、午後三時席定まるや河野敏鎌氏起ちて、我黨の總理として大隈重信氏を推擧せんことの同意を求め滿場一致之に贊成し大隈氏則ち立つて左の意味の答辭を述べた。

余の不肖なる總理の重任に堪ゆる能はずして諸君の望に負かんことを恐る、然れども政黨は私事にあらざれば應分の力を盡し公正の心を以て黽勉之に從事すべし諸君も余が黨事に關する行爲に就ては遠慮なく御忠告匡正あらんことを冀望す。

と。次で前島密氏の提議に依り河野氏一同を代表して立ちて左の謝辭を述べたのであつた。

大隈總理閣下に白す。閣下今黨衆の請ひを容れ我黨に總理たるを諾せらる。實に我黨の幸のみならず誠に國家の大幸なり。顧るに方今天下多事にして所謂前虎後狼の時運に際し、斯の政黨を總理する事素より易々ならず、唯だ閣下の聰明必ず之を勞とせざるも我々黨衆に在つては深く其勞を謝せざるを得ず、唯だ我々は將來黨約を守り閣下の節度に服し、同心協力以て我黨冀望の實を表するに至つては聊か閣下の勞を省くあらんとす、玆に黨員に代り謹んで答謝す。

ついで掌事三名の選擧に移り小野梓、牟田口元學、春木義彰の三氏當選し、而して左の內規を定めたのであつた。

立憲改進黨內規

第一條　我黨ハ總理一人ヲ置ク　但シ黨員多數ノ同意ヲ取テ之ヲ推薦ス

第二條　我黨ハ掌事三名書記二人ヲ置キ黨中ノ庶務ヲ司ラシム　但シ其掌事書記ハ總理之ヲ選任ス

第三條　黨衆ニ加ハラントスルモノハ黨員三名以上ノ紹介ヲ要ス　但シ掌事ハ其紹介ヲ受ケ之ヲ黨員ノ名簿ニ當錄シ月次會ニ於テ之ヲ黨衆ニ報告スベシ

第四條　黨衆ヲ脫セントスルモノハ其旨ヲ掌事ニ通知シ、掌事ハ月次會ニ於テ之ヲ黨衆ニ報告スベシ

第五條　我黨團結ノ冀望ニ背キ若クハ我黨ノ面目ヲ汚スベキ行爲アル黨員ハ月次會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スベシ

第六條　黨衆ニ加ハルモノハ東京ニ仕テハ一箇年金一圓各地ニ在テハ一箇年五十錢ヲ納レ我黨維持ノ元資ニ供スベシ　但シ其年六月三十日ヲ限リ之ヲ掌事ニ交付スベシ

第七條　每月十五日午後三時ヨリ東京事務所ニ於テ黨衆ノ會同ヲ開キ其交誼ヲ厚クスベシ但シ來會ノ黨員ハ金五十錢ヲ納レ其費ニ充ツベシ

第八條　本規ヲ改正セントスルトキハ月次會ニ於テ之ヲ議定スベシ

會　則

第一則　會長ハ總理之ニ當ル　但シ事宜ニヨリ會員ヲシテ之ヲ代理セシムルコトアルベシ

第二則　言論ハ會長ニ對シテ之ヲ發シ同時ニ二人以上ノ發言ヲ許サズ　但シ二人以上同時ニ發言ヲ爲ス時ハ會長ノ指名ニ從テ發言スベシ

第三則　會議中ハ會員相互ノ私語ヲ許サズ

第四則　議事ノ可否ハ會員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス　但シ可否ノ數同ジキ時ハ會長ノ所決ニ依ル

又別に左の施政要義なるものを發表した。

我黨所尚の主義は方さに宣言の如し、然れども王室の尊榮を冀ひ民人の幸福を謀るは、天下の人皆共に同じき所なり。帝國臣民の中亂賊に非ざるよりは誰か王室の尊榮を忘れ、民人の幸福を蔑にするものあらんや、唯如何にせば能く王室の尊榮を增すに足り、能く民人の幸福を進むるに足るに至つて彼此見解を異にす、是れ所謂施政の要義を異にするものにして、政黨の爭ひ全く此一邊に存す、故に徒らに所尚の主義を宣言するに止つて、未だ施政の要義を明言せざれば、天下の輿望必ず其選ぶ所を失はん、是を以て我黨は明かに我が施政の要義を言明し輿論の嚮背を卜するあらんとす。

との前提を置き各條に進んで其の大旨を述べて曰く

一　帝室の威望は嘗て相家武門に依つて夷陵を極め、維新中興の盛運ありと雖も未だ臣民の至情を飽かしむるに足らず、故に皇有財産を豪も其威望を十全ならしめんことを期す云々。

一　紙幣の制は一時維新の創業を助けたれども、今や商工業の衰頽を來す患源となれり、故に此制を廢して金貨の制を斷行せんことを期す云々。

一　地租の賦課は他稅に比して過重なり、故に我黨は明治十八年地租改正の期に及んで漸く之を減殺せんとす云々

一　外交の事は決して外人の歡心を得て我目的を達するを圖るべからざるや勿論なり、故に我黨は帝國の威嚴を養ひ訂約諸國中、最親の邦國を選んで我が希望を達せんことを期す云々。

一　陸軍の强威は帝國治安の爲め最も望む所なれども地界狹少なる我が國に於ては、兵營を各所に分置するの必要なし、故に之を某々の地域に總合して經費の節約を計り之を兵器砲臺の新設に用ひんことを期す云々。

一　徵兵の制は國民の大事なれども之れが爲めに立身の好機を失するの憂ひあり、故に小學教育科に操銃の一科を加へ步操に熟せしめ以て兵役服務期の短縮を計らんことを期す云々。

一　海軍の擴張は帝國の位置及び通商の關係に於て最も望む所なれども、平時は兵艦の一部を除くの外封圈して之を浮水せず、其士官水夫の如きも皆之を解隊して民間航海の業に就かしめ、其費用を移して兵艦武器の充實を圖らんことを期す云々。

一　海軍の徵兵は沿海の壯丁を以てせんことを期す。

一　我邦學問の獨立なきは畢竟教育の基の確立せざるに由る。故に我黨は文部の全力を竭して之を帝國の大學に用ゐ、學士をして名譽と實益とを併有するを得せしめ、終生身を學科に委し日本學問の興起を得せしめんことを期す云々。

一　政治と宗教とは一切相干涉せしめざることを期す。

一　通路の便、運輸の利は授產勸業と相俟つて一國の富貴を來す一大基礎なり、故に我黨は文部の全力を竭して廣く道路、港川の改良に用ひんことを期す云々。

一　裁判の延滯を訴證の不便なるは民人の休戚に關する所多し、其弊や多くは法廷の配置周密ならずして法官の獨立未だ全たからざるに根す、故に我黨は他の不急の政費を節約して之を司法費用に供し、以て以上の諸弊を改革せんことを期す云々。

一　國會開設の期は聖天子既に垂勅し給ふ所ありその組織の如きも亦た時に及んで至正の憲章を立てさせ給ふを知る故に、我黨は今國會の組織に就て黨議の所在を設かず、一に聖天子の明勅を奉待す、然れども立憲政體の實益は政黨を以て內閣を組織し國會信用の如何に由て之を進退し輿望に副はせ給ふに在り、故に我黨は八年の後國會を開かせ給ふに當り、必ず政黨爲政の良制を定め永く帝國の安寧を謀らせ

給はんことを望む。

以上は我黨施政の要義なり、惟ふに朝野の人如何にか我黨を見る、其與みする者は來つて我黨の爲す所を排撃せよ我黨は鋭意帝國の爲に我が要義を實行するの機を求め敢て自ら逸せざる也。

以上は掌事小野梓氏の筆に成つたものであるが、中に帝室の威望を十全ならしむる爲め、皇有財産を確定ならしめ、紙幣制を改めて金貨制度に變革し、賦課法を匡正してその均衡を保たしめ、其他兵制の改革・學問の獨立を企圖したるが如き其政策の具體的にして、如何に時勢に的中したをか窺知するに足る。

結黨式終つて後、五月十三、十四日の兩日に亘り木挽町明治會堂に於て第一回政談大演說會を開催し、以て改進主義を天下に告ぐることとなつた。當日の演題及び出席辯士は左の如し。

內治の改良を主とし國權の擴張に及ぼすべし　藤田茂吉
外國に對し勉めて政略上の交涉を薄くし通商の關係を厚くすべし　犬養毅
社會進步の度に隨ひ選擧を伸濶すべし　沼間守一
政治學一斑　鳩山和夫
郡區長公選論　矢野文雄
政治家の德義を論ず　青木匡
王室の尊榮を保ち人民の幸福を全くすべし　島田三郎
中央干涉の政略を省き地方自治の基礎を建つべし　肥塚龍
貨幣の制は硬質の主義を持すべし　小野梓

政府政黨に對する道を論ず　井上寬一
讀米國憲法權利法典條　高梨哲四郎
民權張らずんば國權伸びず　尾崎行雄
政治家は實務に通ぜざる可らず　益田克德

以上の演題は何れも改進黨の綱領第二章の六ケ條であつて、辯士も當時知名の士のみであつた爲め大に天下の注意を惹き、滿場立錐の餘地なき未曾有の盛況を示したのであつた。元來、改進黨は英國の立憲政體を模範として、その精華を集め我國に應用せんとしたものであつて、十四年參議として大隈氏が呈出した建議書にも欽定憲法を制定し、一院制を排斥して二院制を主張し、人民の階級貧富に鑑みて制限選擧法を採用し、政黨を基礎とする責任內閣制に則るべきことを痛論し、內治に關しては中央集權を排して地方自治の基を啓くべしと爲したのであつた。故にその政策は具體的にして常に現實の問題によつて之を解決せんとし、經濟の發達を主として國富を增進せんとしたのである。

自由黨との對抗

改進黨は固より閥族の姑息なる行動に嫌らず、その藩閥政府に對して戰ひを布告したのは云ふ迄もないことであるが、同時に又自由黨に對してもその急激なる行動を懌ばず、公然敵對の態度を表明して活動を開始したのであつた。改進黨の創立後間もなく卽ち十五年三月十八日、福地源一郎、丸山作樂、小野貫次郎、羽田恭輔氏等によつて立憲帝政黨が組織された。この帝政黨は民權主義を高唱する改進、自由の兩黨に對立し保守主義を標榜して起つたもので福地氏は例の東京日々新聞、丸山氏は明治日報、小野氏は東洋日報、羽田氏は大東日報にそれ〳〵立籠り官僚政治を謳歌したのであつたが、曩に開拓使問題の起つた當時、激しく政府の處置に反對して論難攻撃に努めた福地氏が今や一轉して太政官御用の標札を揭げ藩閥の番犬たらんとする態度に對して一般の人氣は甚しく惡かつた。殊に丸山氏の明治日報と云ひ小野氏の東洋新報

と云ひ羽田氏の大東日報と云ひ、何れも政府より資金を得て發行せるものなる事を聞知せる世間は、是等の人々の政黨組織に就ては殆んど問題とせざる風があつた。

されば右の帝政黨の出現によつて三派鼎立の形となつたのではあるが、天下の人氣は改進、自由の兩黨に向ひ、改進に非ざれば自由たりと云ふが如く、民間の政治的分野は明かに二分せられんとする勢ひを示し、隨つて改進、自由兩黨の對立抗爭は日に〳〵深刻を加へ來る狀態であつた。それは既記の如く改進黨と自由黨とは、その成り立の始めより互いにその色を異にし、その指導者や組織分子は勿論又、その指導精神や運動方法等に於ても全然相反する傾向を強く示してゐたからで、是等が實際運動の上に現はれるに隨ひ、兩黨の反目はます〳〵強められる樣になつたのである。之を黨首に見るも改進黨の大隈總理には大なる抱負と經綸の施すべきものがあつたが、自由黨の板垣總理は熱火の如き意氣を以て其身上として居つた。そして其黨員も新政府に志を得ざる不平の人々や、權勢に永く虐げられてゐた地方農村の有志を網羅し、拳を握り腕を撫して慷慨する血氣滿々の人達が多かつた。故に改進黨に比しては無產、無識の階級に屬する人々が多かつたのである。然しながら自由黨の強味は却つてこゝに在つた。彼等が自由民權、國會開設を野に叫んで奔走の結果、漸くにして結成したものであるからだ。隨つて自由黨はその第一標語として自由平等を高唱し「天下は一人の天下に非ずして天下の天下なり、國家は人民より成り君主は唯これを統治するものなれば、主權は固より人民に在り」といふが如き急激論を主張し、一院制度と普通選擧を高調したのであつた。

改進黨は全く之と異り、その組成分子は何れも文を能くし辯に長じ、或は學才あり地位あり名望ある都人士か、もしくは地方に於て財產信用ある農家の人々に限られてゐたのであつた。そして黨としては進步改良をモツトーとして穩健着實、漸を逐ひ順に循ふて進むことを以てその運動方法としたのであつた。されば自由黨が國約憲法主義を力說するに對し、改進黨は國會主權論を唱へ二院制度と制限選擧を主張したのであつた。斯くの如くにして兩黨の相反する傾向は、各々その特異の黨風を成し春風秋雨五十年、その間時として或は握手し或は一致の行動に出でたこともあつたが、依然として其氣風は變らず、常に政海の二潮流となつて動きつゝ幾多の變遷、消長を經て遂に今日に及び改進黨は變じて民政黨となり、自由黨は改まつて政友會となつたのである。

政黨に對する政府の彈壓

斯くの如く改進、自由兩黨は互いに對抗をつゞけてゐる其間に介在した帝政黨は、時代と風馬牛の頑冥固陋の一部の人士を糾合して、盛んに野黨を攻擊し殊に自由黨に對しては反逆の賊徒でゞもあるかの如く論難攻擊の筆鋒を向けたので、無智の人々をして妄信せしむる上に相應の力があつた。十五年三月自由黨總理たる板垣氏が遊說の途上、岐阜に於て刺客の兇刀に見舞はれたのも、その原因は之等の爲めと云つてもよい。然しながら斯かる事件によつて民權派の意氣は却つてます〳〵昂り改進黨は報知、毎日、朝野の三新聞を機關として其主義主張を明示して堂々の論を行り、各その紙上に改進黨錄事の一欄を設け、その勢威は眞に天下を席捲せんとするの概を示したのであつた。

當時政府は其中心たる伊藤博文氏が、勅命を奉じて十五年二月、憲法取調の爲め歐洲に派遣せらるゝ事となり西園寺公望、伊藤巳代治、岩倉具定、金子堅太郎、山崎直胤等の諸氏と共に日本を發した留守中であり、野黨の勢威日に旺んなるを見て焦躁一方ならず、遂に權力を濫用して彈壓、迫害、干涉、追窮あらゆる方策を取ることになつたのであつた。卽ち同年六月三日、太政官布告第五十三號を以て集會條例を改正追加し、政治に關する講談論議のため集會結合するものは、悉くその社名、社則、社員名簿、社員の出入及び集會の期日等を屆出でしむるのみならず、支社を置き他の結社と連絡し、或は講談論議の廣告をなし公衆を誘導するが如きは絕對に禁止し、之を犯したるものは嚴罰に處するの制を設けた。而かも時の樺山警視總監は苛酷峻烈にこれを運用し、一步も假借するところ無く壓迫追窮し、飽くまで壞滅せしめずんば已まざる底の深刻なやり方で政黨に臨んだのである。

是を以て各政黨は、何れも其の條例に牴觸せざらんとし、懇和親睦を計る爲めの團結であるとして敢て屆出を爲さなかつたが、當局の干涉甚しく六月十三日京橋警察署は、報知社主幹藤田茂吉氏を呼出して種々尋問する所あり、更に春木義彰氏を召喚し一、改進黨を團結せしは何

等の爲か　二、黨に於て名簿を備へ置くは何の爲か　三、黨員の資金を出すは何の費用に充てんが爲か　四、月次會は何の爲めに集會するか　五、去る五月十三四兩日に於ける明治會堂の演說會は改進黨の演說に非ざるか等に就て尋問する處あつた。依つて翌日掌事より右に關する答辯書を差出し、春木氏は更に召喚に應じて數回京橋署に出頭、種々辯明する處あつたが結局、官權は政社と認めて集會條例により屆出認可を經べき旨を命じたので、同月二十五日明治會堂に於て黨の相談會を開き、翌二十六日を以て黨員百十六名の名簿其他の書類を添へ、左の如く正式に屆出でたのであつた。

立憲改進黨の義に付過る三月廿四日及御屆置候通りに有之候處今般集會條例により可屆出旨御達有之依而別紙趣意書內規並に黨員名簿等相添へ此段御屆仕候也

明治十五年六月廿六日

立憲改進黨掌事　小野梓
春木義彰
牟田口元學

京橋警察署御中

黨名
會場

立憲改進黨員名簿

長崎縣士族	大隈重信	東京府士族	河野敏鎌
同	鳩山和夫	東京府平民	犬養毅
同	尾崎行雄	同	成島柳北
同	前島密	同	沼間守一
同	小野梓	同	春木義彰
同	牟田口元學	大阪府士族	北畠治房
兵庫縣士族	磯部節	新潟縣士族	波多野傳三郎
三重縣士族	門野幾之進	長崎縣士族	本多孫四郎
東京府士族	田中耕造	同	益田克德
同	丸山名政	同	木村禧次郎
同	久松義典	同	三浦義方
同	岡敬孝	同	野田精一郎
同	宮下平三郎	同	藤田茂吉
同	山田要藏	同	本橋勝右衞門
同	牛馬卓造	同	田中元次郎
同	田中鐵五郎	同	三宅虎太
同	山本半藏	同	山田啓太郎
同	小關勇次郎	同	田中四郎左衞門
同	田中助右衞門	長野縣士族	小林營智
同	蘆陀正邦	大分縣平民	阿南尙
同	吉岡育	大分縣士族	箕浦勝人
同	森下岩楠	和歌山士族	板本盛得
鹿兒島士族	矢野文雄		

新潟縣士族　齋藤總吉
兵庫縣士族　青木匡
同　加賀精一
同　竹村良貞
神奈川平民　肥塚龍
岐阜縣士族　加藤瓢平
福島縣士族　垣屋盛明
同　田中彌五郎
同　角田眞平
同　伊藤專三
同　遠藤利兵衛
長崎縣平民　高木貞光
新潟縣平民　大矢早利
長野縣平民　高梨寛三
茨城縣士族　岡野寛
埼玉縣士族　澤田俊三
福井縣士族　尾崎庸夫
長崎縣士族　坂本俊健
同　乘竹孝太郎
同　山崎景載
同　伴直之助
同　島田三郎
岐阜縣士族　加藤瓢平
福島縣士族　垣屋盛明
同　田中彌五郎
同　角田眞平
同　伊藤專三
同　遠藤利兵衛
長崎縣平民　高木貞光
新潟縣平民　大矢早利
長野縣平民　高梨寛三
茨城縣士族　岡野寛
埼玉縣士族　澤田俊三
福井縣士族　尾崎庸夫
長崎縣士族　坂本俊健
同　乘竹孝太郎
同　山崎景載
同　伴直之助
同　島田三郎
新潟縣平民　高橋周治
東京府平民　志摩萬次郎
同　藤田實
同　藤田盡吾
同　高梨哲四郎
同　渡邊稻人
同　山田武
埼玉縣平民　岡清右衛門
三重縣平民　岡崎龜雄
福島縣士族　門馬尙經
埼玉縣士族　芳川俊雄
長野縣士族　小澤虎明
山口縣平民　作本棟造
東京府平民　西倉愿雄
山口縣士族　鈴木良輔
長崎縣士族　坂本俊健
長崎縣士族　中山信彬
新潟縣士族　今村長善
千葉縣士族　木村忠
埼玉縣平民　大岡育造
東京府平民　志摩萬次郎
東京府平民　山本連
同　藤原七兵衛
同　渡邊稻人
同　山田武
埼玉縣平民　岡清右衛門
三重縣平民　岡崎龜雄
福島縣士族　門馬尙經
埼玉縣士族　芳川俊雄
長野縣士族　小澤虎明
山口縣平民　作本棟造
東京府平民　西倉愿雄
山口縣士族　鈴木良輔
長崎縣士族　中山信彬
新潟縣士族　今村長善
千葉縣士族　木村忠
埼玉縣平民　大岡育造
東京府平民　志摩萬次郎
東京府平民　山本連
同　藤原七兵衛
同　渡邊稻人
同　山田武
埼玉縣平民　岡清右衛門
三重縣平民　岡崎龜雄
福島縣士族　門馬尙經
埼玉縣士族　芳川俊雄
長野縣士族　小澤虎明
山口縣平民　作本棟造
山口縣士族　鈴木良輔
長崎縣士族　中山信彬
新潟縣士族　今村長善
千葉縣士族　木村忠
埼玉縣平民　大岡育造
東京府平民　志摩萬次郎
東京府平民　山本連
同　藤原七兵衛
同　渡邊稻人
同　山田武
埼玉縣平民　岡清右衛門
三重縣平民　岡崎龜雄
福島縣士族　門馬尙經
埼玉縣士族　芳川俊雄
長野縣士族　小澤虎明
山口縣平民　作本棟造

名簿記載の黨員は何れも在京知名の士であつた。斯くて七月九日政社の認可を得、更に其主義を天下に鼓吹し、壓制政府を打倒せんず氣勢を昂めたのであつた。

是より先、自由黨も亦た集會條例に拘束せられて止むなく屆出でをなし、御用黨たる帝政黨も同じく之に依つて屆出を命ぜられ「立憲帝政黨員ニハ名簿等モ調製致サズ純然タル政黨ノ心得ニハ候へ共、政社ト御認定相成候ニ就テハ條例ヲ奉ジ可申此段御屆申上候也」この屆書を差出し七月十九日に至り、政黨として警察署の認可を得るに至つたが、翌十六年八月伊藤氏の獨逸より歸朝するや、最早御用黨を不要なりとし、同黨の組織は政府の意に反するを以て速かに解散すべく、もし強ひて之を維持せんと欲せば、政府は何等之と關係無しと嚴達するに至つた。こゝに於て帝政黨は遂に同年九月二十四日解散と言はむよりも自ら壞滅して仕舞つたのである。之より福地氏等は大に世人に嗤笑せられ、その信用また舊の如くならず其新聞も甚しく聲價を落したのであつた。

改進黨は演說に新聞に大に其主義を唱導して、自由黨の急激粗暴を排し、民權とし云へば政府に反抗すれば得らるゝが如く思惟して、善惡を辨ぜず官權を呪ひ郡吏巡査までをも攻擊せずんば措かざる如き徒が、決して眞の政黨員にあらざる所以を力說し、飽くまで公正を持しつゝ四方に遊說を試みた。卽ち前島密、矢野文雄氏は關西遊說として大阪に赴き、大阪新報社員加藤政之助氏と共に兵庫德島地方を漫遊し、小野梓氏等は關東各地を巡遊して到る處に熱辯を揮ひ、聽衆に多大の感動を與へたが其結果、忽ちにして地方同志の團結を見るに至つたのである。愛知改進黨、兵庫改進黨、靜岡改進黨、水戸改進黨、若越改進黨、越中改進黨、秋田改進黨、大分改進黨、新潟改進黨、柳川改進黨等皆な此時に創立せられたのであつた。

當時偶々石川縣の縣會議員稻垣示氏が、數縣聯合して縣治に關する會議を開かんことを發議した事があつたが、其爲め警察は同氏を拘引して罰金を課し且つ禁獄の刑に處したので、東京府會議員にして改進黨員たる鳩山和夫、田口卯吉氏等は、之を以て各府縣會議員の權限に關する重大問題となし、十五年十月二十九日東京府會議員の集會を催し、更に全國の府縣會議員を東京に招集して一大懇親會を開き、以て其權限

に關し大に決議するところあらんとしたのであつた。然るに十二月二十八日に至り政府は集會條例によつて之を禁止した。そこで鳩山氏等は「當初本會の目的より稍々範圍の狹少を來し候へ共、會議に關せざる地方の事柄に付き御談話いたし度」云々の通知を發し、翌春二月二日江東中村樓に懇親會を開いた。來り會するもの各縣の有志九十八人、鳩山氏を議長に推し田口卯吉、松波宏祥氏を說明委員となし

一、此會を稱して日本同志者懇親會と稱し各地方の同志者より組織するものとす。

一、此會は各地方の懇親を開くを目的とし、集會は每年十月十五日を以て始むるものとす。

一、集會の地は東京と定む、此會に加入する會員は豫て其地方に於て各自に懇親會を開き集會每に少くとも出席員二名を選擧し之を派出せしむべし。

等の規約を決議して宴に移り互いに時事を談じて散會したのであつたが、翌日再び集會して協議を重ねた處、突然警視廳は懇親會幹事に出頭を命じ左の通達をなした。

今般府縣會議員其他懇親會ノ名義ヲ以テ府下ニ集合スル義禁止候旨內務卿ヨリ被達候條此旨相達候事

明治十六年二月三日　警視總監　樺山資紀

此通知を受けた鳩山和夫、島田三郎氏等は歸つて之を同志に示し、何れも政府の暴壓に對して憤慨したが如何ともすべからず、其集會を解散し懇親會を中止したのであつた。

是より政府の言論集會に干涉すること愈々甚しく四月十六日に至り新聞紙條例を改正し、六月二十九日再び出版條例を改正して言論の自由を拘束し、これが爲め新聞雜誌の發行頒布を禁止せらるゝもの日に益々盛んとなり、早稻田其他の私立學校には密偵を放ち、學園に干涉して研究の自由を蹂躙し、政黨禁壓の制令は織條網の如く縱橫に張られ、黨員追跡の警吏は恰も盜賊を捕へんとすると同じく、今や全く個人の自由は束縛せられ、政黨の運動は阻碍せらるゝに至つて仕舞つた。

此時、自由黨の板垣退助氏及び後藤象二郎氏の洋行問題が突如として起つた。これを聞いた同黨員は大に驚き、頻りに洋行阻止を切勸したが、板垣氏は立憲政治視察の爲め漫遊の必要を述べて其勸告を容れず、遂に出發したので馬場辰猪、大石正巳、末廣重恭氏等は自由黨を脫したが、この板垣後藤兩氏が洋行の裏面には政府の魔手が動いたとの流言が盛んに行はれたゝめ、改進黨の新聞は之を以て自由黨攻擊の材料に使つた事から端なくも兩黨の間に抗爭が生じた。

自由黨の解黨

元來、改進黨は着實穩健、その黨員も又多く思慮ある溫厚な人々の集合であつた。之に比して自由黨は其凡てとは言はざるも、其黨員の過半は急激粗暴、徒らに時を憂ひ世を慨して自ら快とする人々のみであつた。故に兩黨の勢力の進むに隨ひその差は何時しか千里の別を生じ、抗爭の度を昂め來り彼等は常に改進黨を目して因循となし姑息と稱して罵つたので、改進黨も亦た彼等の無謀にして粗暴過激を卑しむに至つたのであつた。當時自由平等を叫んだ彼等の中には、自由主義を迷信の極遂に日本政府の管轄の下に在るを欲せず、地球上自由生高知縣人なる名を冠して太政官に屆出で、日本政府の羈絆を脫せんとした者や、或は又四民平等なりと稱して高貴の御眞影を瀆さんとした如き常軌を逸した者すらあつたので、大隈氏は改進黨組織當時既に是等の事に就て人々に語り、斯くの如くにして放棄し置かば遂に社會を破壞するに至るであらう、故に予は自ら民間に在つて極力之を矯正し、國家の保安を維持するの任に當らんと欲するものであると言つた程で、板垣氏の洋行問題も橫濱每日新聞が世上の噂に就て言及したに過ぎなかつたのであつた。

然るに自由黨員は大に改進黨を攻擊して、罵言讒謗至らざるなく狐黨、鵺黨、僞黨等有らん限りの惡文字を羅列せるに止まらず、大隈總理が大藏に長たる時代、三菱會社を保護して私腹を肥せりと稱し、氏に對して奸臣呼ばはりをなすが如き有樣であつた。政府部內の或者等は是を見て機乘ずべしと爲し、密かに自由黨員を敎唆して改進黨攻擊に力を加へしめ、以て民間黨離間の策を講じ、自由黨員は久松座新富座に於

て改進黨撲滅、三菱退治の演說會を催す等の狂態を演じ、而かも何等自ら得る處なく徒らに藩閥政府をして漁夫の利を獲せしめたに過ぎなかつた。

一方、自由黨の暴動は瀕々として各地に起り、福島事件をはじめとして高田の獄、加波山事件、飯田事件、名古屋事件、靜岡事件等いづれも直接行動によつて政府を顚覆せんとした計畫であつたが、悉く未發に檢擧せられ死刑又は懲役の處斷を受けて幸ひに事なきを得た。かゝる不祥事の瀕發により物情騷然たる明治十六年六月、板垣氏は歐洲旅行より歸朝したが、外は政府の彈壓峻嚴を極め自黨は內訌を事として昔日の觀なきを以て、時勢の非なるを悟り十七年十月立黨三週年の記念日を以て大阪に解散の式を擧げ、玆に自由黨は解黨したのであつた。

大隈總理等の脫退

帝政黨すでに滅び自由黨も又その跡を追つて影を沒した此明治十七年は、政界全く沈靜して天下寂然、往日の觀をとゞめなかつたのみならず、紙幣の下落、商工業の不振は一般社會にその影響を及ぼし、唯一の在野黨たる改進黨にも亦倦怠の色が現はれて來たのであつた。

偶々河野敏鎌は說をなして曰く「近時社會の不景氣は漸く民間に襲ひ來り、黨派の運動も甚だ困難なり、斯かる時勢に際し空しく孤城を苦守せんよりは、むしろ散兵して野戰を策し出沒自在、以て敵の虛を突くに如かず」と。而して此說は本田口元學、春木義彰、藤田高之、乙部鼎氏等の贊成する處となり解黨論の氣勢は日を追ふて熾んになつた。そこで之に反對する人々は奔走大に努めつゝあつた矢先、大隈總理も亦た內心河野氏等の說に贊し、黨員名簿廢止の議を主張したのであつた。卽ち

名簿は今日に於て必要なきのみならず、却つて黨勢擴張に障害あり、何となれば我黨の主義に左袒するもの世間其人少なからず、然かも其人々が從來の履歷もしくは一旦他黨に在りたる等の故を以て、自ら我黨中に名を列するを不便なりとするものあり、而して又黨員の集會或は懇親會を開くに方り、自己の氏名、其名簿中にあらざるが爲め、彼我互ひに隔意を生じて其席に列せざるが如き事もあり、之れ名簿あるが爲め同志の交際を局限するによる、故に今日に於て名簿を廢するは圓滑に交誼を厚くするの利あり、範圍を擴むるの益あり、而して主義の擴張に利益あり。云々

と。然しながら沼間守一氏は頑として之に應ぜず、而して曰く「改進黨は改進黨員の改進黨なり、大隈、河野其他の黨員にして政黨運動に倦みたる者あらん乎、自ら脫黨すべし、何ぞ彼等一身の利害の爲めに改進黨を犧牲となす可けんや」と。在京黨員の多數は之に贊成し、解黨及び黨員名簿廢止說に反對の態度を表明し、今後政府が如何なる抑壓を加ふるも斷じて解黨せざる決意を示すに至つたので大隈、河野兩氏は遂に左の脫黨書を提出した。

時勢の變遷により黨員名簿の不用なるのみならず、却つて不可なるを感じ之を廢せんことを詢りしに在京黨員の中不同意の者あり、已に不同意の者あれば之を全黨員の會議に附し、互ひに多數によつて其可否を決すべきものに非ず、依つて不得止除名を請ふ。

明治十七年十二月十七日

河野敏鎌
大隈重信

立憲改進黨掌事御中

この二氏の脫黨理由は必ずしも黨員名簿の廢止に就てのみでは無かつた。沼間守一、島田三郎其他三十餘名の黨員等が主張せんとする地租輕減論其他に對する意見の不一致も其原因をなしたのであつた。二氏に次で前島密、北畠治房氏も脫黨し小野梓氏は當時病床に在つたが、黨內の動搖斯くの如きを見て自ら責任を感じ左の辭表を提出した。

梓誤つて掌事の任を擔ひ其職に居る旣に三歲、其間短なりとせず然るに菲才我黨に補ふ所なく、其任を曠ふする旣に久し、幸にして未だ我黨の非責を蒙らずと雖も梓衷心密に自ら恥づる多し。今や顧みて我黨の勢を看るに大に振策を加ふるべきの時至れるが如し、然るに梓又不幸にして病に罹り自から出でゝ其間に周旋する能はず、前旣に曠職の責を負ひ又重ぬるに、此病累閉居の事を以てす、其我黨に負く甚だ

大なり。依つて思ふに今後尚ほ其職を辱ふせば之を公にして我黨振策の機を失し、之を私にて曠日彌久の譏を增さむ。梓鶯下と雖も亦た略ぼ事の輕重を知る。伏して願くは一度び梓の職を解き、更に健全治濟の人をして之に代らしめ、大に我黨の面目を改めん事を。其梓職を去ると雖も病軀の堪ゆる所ならしめば固より將さに自ら奮て我黨に盡すあらんとす。噫　梓や數々病累國に盡すの機を誤る誠に慨嘆に堪へざる也。梓頓首謹表す。

斯くして大隈總理及び幹部數氏は、黨を去つたのであるが其緣故は依然として舊の如く、黨員の往來する者も少くなかつたのみならず、大隈氏も亦た隱然たる盡力を惜しまなかつたのは事實であつた。

總理及び掌事の廢止

黨首を失つた改進黨は十二月二十一日、神田仲猿樂町事務所に臨時會を開き規則を改正して從來の總理及び掌事を廢止し、更に事務員七名を置き、以て掌中一切の事務を掌らしめ、緊急の場合には每月次會に於て決議施行することに決し藤田茂吉、尾崎行雄、箕浦勝人、島田三郎、肥塚龍、中野武營、沼間守一の七氏選ばれて事務委員となつた。而して改正規則は左の如くであつた。

第一條　我黨は事務委員七名ヲ置キ黨中ノ事務ヲ司ラシム

第二條　事務委員ノ選擧ハ投票ノ多數ニ依ル

第三條　事務委員ノ任期ハ一ケ年トシ每年大會ニ於テ改選ス

但シ缺員過半數ニ及ブトキハ月次會若クハ臨時會ニ於テ補缺員ヲ選擧シ次ノ改選期ヲ待ツテ更選スルモノトス

第四條　事務委員ハ前任者ヲ重選スルコトヲ得

第五條　會議ハ定期大會、月次會、臨時會トス

但シ大會ハ每年四月第一日曜日、月次會ハ每月十五日、臨時會ハ事務委員ノ決議ニヨリテ開クモノトス

第六條　掌事ノ事務ニ關シテ缺席黨員ヨリ提出セル意見書ハ事務委員ヨリ之ヲ會議ニ報告シ出席黨員ノ承諾ヲ得テ之ヲ議題トナスコトヲ得

第七條　我黨員タラントスル者ハ黨員三名以上ノ紹介ヲ要ス

第八條　我黨ヲ脫セントスル者ハ其旨ヲ事務委員ニ通知スベシ

第九條　我黨團結ノ冀望ニ背キ若クハ我黨ノ面目ヲ汚スベキ行爲アル黨員ハ會議ノ決議ニヨリテ之ヲ除名スベシ

第十條　此規約ヲ改正セントスル時ハ大會ニ於テ出席員過半數ノ同意ヲ得テ之ヲ議決ス

但シ非常ノ事アル時ハ臨時會若クハ月次會ニ於テ之ヲ議決スルヲ得

內則

一　黨員ハ一ケ年金一圓ヲ納メ我黨維持ノ元資ニ充ツベシ

一　事務委員ハ黨員ノ出入ヲ名簿ニ加除シ月次會ニ於テ之ヲ報告スベシ。

一　黨員月次會ニ出席スル時ハ會費トシテ金五十錢ヲ納ムベシ

一　事務委員ハ每年大會ニ於テ事務ノ要領及ビ會計ノ報告ヲ爲スベシ

一　此內則ヲ改正セントスル時ハ月次會ニ於テ過半數ノ同意ヲ得テ議定スルモノトス

翌十八年二月十一日、改進黨大演說會を淺草の井生村樓に開く、折惡しく當日降雪あり道路泥濘を極めたにも拘らず、午前十時既に聽集滿員となり其數千二百名に達した。當日の辯士及び演題左の如し。

政黨の顧末を述べ併せて日報記者の忠告に答ふ　沼間守一

朝鮮の安寧を保護するは本邦の任なり、東方亞細亞向後の趨勢を論ず　尾崎行雄

政黨論

獨立の安危は一時の結果に非ず

內治改良國權擴張先後論

我國は東洋の牛耳を執るべき氣運に達せり

國交論、政黨の沿革

政治は必ずしも機敏のみを貴ばず

政社を有害なりと云ふは何の故ぞ、戰後の想像

水の說

目下の形勢を論ず

東洋をして益々危運に臨ましむるものは支那なり、政黨の運動

政治法律經濟三者の關係

在野の人士をして言論の自由を壟斷せしむる勿れ

支那の强便を屈折するに非ずんば我邦の獨立得て保つ可らず

此後二月十五日に至り更に淺草井生村樓に改進黨大集會を開催したが、地方より來會するもの四十五名、在京黨員四十餘名の出席者あり。頗る盛會であつた。斯くして改進黨は在野唯一の政黨として、十年一日の如く其節を變ぜず國會開設の期に至つたことは、明治政黨史中に特筆大書すべき一異彩と云はねばならぬ。

角田眞平

矢野文雄

波多野傳三郎

枝元長辰

大岡育造

南挺三

島田三郎

志摩萬二郎

坂元盛德

青木匡

平松福三郎

高梨哲四郎

箕浦勝人

第三節　帝國議會の開かるゝ迄

伊藤內閣の成立

政黨の克服に凱歌を奏した政府は、いよ〳〵憲法實施の準備として諸般の制度を改革することゝなり、歐洲より新たに歸朝せる伊藤博文氏が中心となつて其任に當つた。伊藤氏は十七年三月、宮內省に制度取調局を設け自から之が總裁となつて宮內卿を兼ね、宮中府中に亘り各般の制度革新に努むると共に、憲法及びその附屬法典の立案に力を竭した。そして第一に着手したのは華族制度の設定であつた。卽ち舊來の公卿、大名等の舊華族に對して各々爵位を與へ、維新の鴻業に翼贊した文武の功臣には、新たに華族に列するの制令を定めたのである。而して之によつて授爵せられたものは、新舊華族を合して五百五名の多きに達したのであつた。然しながら新華族に列せられたものは多くは在朝の顯官であつて、在野の士は二十年五月九日に至り僅かに大隈重信、板垣退助、後藤象二郎、勝安房の四氏が伯爵となつたのみであつた。

伊藤氏の理想は獨乙流の官僚政治を移して、憲政運用の妙味を發揮せしめんとするに在つたので、十八年十二月太政官を廢して內閣制度を實施し、各省の卿を改めて大臣とし自から總理大臣となつて、第一次の伊藤內閣を組織した。そして伯爵となり宮內大臣を兼ね內閣の實權と皇室の信任とを一身に集めたのであつた。尙ほ參議左右大臣を廢して內大臣、宮中顧問官を置き元勳を閣外に驅逐し、斯くして大隈氏が明治十四年に計畫したところの內閣組織は、玆に全く伊藤氏の手によつて遂行されたのであつた。伊藤內閣は內は庶政の改革を企てると共に、外は維新以來の懸案たる條約改正を實行して帝國の國際的地位を向上せしめんとし外相に井上馨氏を任命したが、西洋と對等の條約を結ぶには先づ西洋人と風俗習慣を同じふせねばならぬと云ふ考へより、努めて歐洲の物質的進步を粧はんとして極端なる歐化政策に沒頭して鹿鳴館に

夜會舞踏會を催し醜情狂態の限りを盡した。

改進黨の演說會

新內閣の組織漸く成るの時に方り、十九年四月三月改進黨は淺草の井生村樓に於て演說會を開いたが、當日の演題は多く新內閣の組織と國會準備の事とに關係せしを以て、聽衆場に滿ちて立錐の餘地なく未曾有の盛況を示したのであつた。その出席辯士及び演題は左の如くであつた。

新內閣の政略如何　箕浦勝人
內閣の責任を論ず　青木匡
國會開設の期近し世人何ぞ懶眠を覺さゞるや　尾崎行雄
各地方官及び各府縣會議員諸氏に告ぐ　角田眞平
誰か政黨內閣を不可なりと云ふ　加藤政之助
國會の準備　島田三郎
廿日會解散の廣告と日報記者の薩長論とを讀んで感あり　桐原捨三
歸化人復籍を請ふ　波多野傳三郎
法權論　丸山名政
民權家の困難吾人の希望　志摩萬次郎

翌四月四日、同樓に於て黨大會を開催し在京黨員の外埼玉、千葉、茨城、栃木、愛知、新潟、神奈川、福島、長野等の各地方より來り會するもの七十餘名、席定まるや箕浦勝人氏起ちて昨年二月の大會以來、黨の事務並びに會計を報告し更に沼間守一氏を推して會長となし、議事に移り荒井利根松氏よりの建議案及び尾崎行雄、島田三郎、高梨哲四郎、吉田嘉六、角田眞平、志摩萬次郎、齋藤斐、間宮清十郎氏等の建議案を議し、終りに尾崎行雄氏の建議にかゝる地方自治の件に就き政府に建白する事を可決し、事務委員より不日之を實行することに定め、又角田眞平氏の建議により規約中の黨員たらんとする者は黨員三名以上の紹介を要するとあるを改めて、黨員の紹介を要するとなす事に可決した。次で事務委員七名を改選せしに沼間守一、藤田茂吉、肥塚龍、島田三郎、尾崎行雄、箕浦勝人、中野武營氏當選し、午後六時より上野精養軒に懇親會を開き大に時事を論議した。そして同月二十日に至り島田三郎氏は總代として、地方自治及び言論集會の件に就き建白書を東京府廳に呈出した。

當時、改進黨の機關たる報知新聞は、議院制に就て論じて曰く「議院の決議は輿論を代表するものなり、故に輿論政治を行はんと欲せば、議院の議員を以て內閣員たらしめ、以て內閣をして議院に對し責に任ぜしむるの議院制を行はざる內閣は責任內閣にあらざるを以て、立憲君主制の本體に違背するものなり。故に日本帝國に於て立憲君主制を行ふの日に際せば、議院制を行はざる可らず」と。之に對して日々新聞は反駁論を掲げて曰く「民主々義は概して歐洲の國情なりと云ふ可きも、日本の國情なりと云ふ可らず、我國情は建國以來君主制の精神を以て其本體とし、治亂盛衰の爲にも曾て其動搖を見ざれば、民主制は日本人民の志にあらず、民主々義の議院制は日本の國情の容さゞる所なり」云々と互ひに論爭し、朝野、毎日の二新聞も報知に附和して爭戰を展開し三ケ月の久しきに及んだ。

翌二十六年四月二日、改進黨の大演說會は淺草の鷗遊館に於て開催され、朝來の雨天に拘はらず聽衆四方より來り會し、正午に至り一千二百名に達し非常の盛況を極めた當日の辯士及び演題左の如し。

人身の自由を論ず

改進黨の小歷史
政治上の自然淘汰
武力平均論
政治上の齡
日本未來の政治界
春眠不覺曉
日本離婚法私考
筏に乘て海に浮ばん
人爵論
有志者は何くに在るか
政治上の變遷人民の覺悟
千載の遺憾を取る勿れ
地租論

翌三日同館に於て黨大會を開き來會者五十七名、箕浦勝人氏の發言により波多野傳三郎氏を指名して會長とし、中野武營氏より事務の報告あり、終つて議事に移り、加藤政之助氏の建議による地方自治制取調委員を設け又別に選擧法の取調に着手すること及び、枝廣長辰氏の發議にかゝる地租輕減、言論集會の自由、地方自治制の實行を政府に建議することを可決し、委員として島田三郎、尾崎行雄、加藤政之助、吉田嘉六氏當選し、事務委員として肥塚龍、中野武營、箕浦勝人、沼間守一、矢野文雄の諸氏選擧せられ右終つて懇親會に移り宴後大に時事を談じ島田三郎、久永忠之丞、古橋包正氏等の演說があつた。

肥塚龍
島田三郎
尾崎行雄
角田眞平
青木匡
近藤壯吉
丸山名政
波多野傳三郎
原彌一郎
久保田與四郎
加藤政之助
赤坂儀作
枝廣長辰

保安條令の發布

此時に方り伊藤内閣は、所謂粉飾政策をもつて、條約改正を速かに遂行せんと欲し、外に對しては各國公使を優遇して其歡心を迎へ、内に對しては在野の元勳富豪を優遇して、以て異議を唱へざらしめんことに汲々たると同時に、急激なる歐化主義を持して前述の如く鹿鳴館裡に狂態を演じながら、集會條例を濫用して政黨を彈壓し、民論を蹂みにぢり自から省みる處なかつた爲め、舊閥官僚に對する怨嗟、呪咀の氣は民間に充滿し遂に改進黨を初め舊自由黨も、政府に舊緣ある保守黨も共に驟起して政府糺彈の火の手を擧げ、同時に全國の漢學者、國學者、神官、僧侶等の國粹主義者も一齊に振ひ起つた。而して政府が地方長官又は鎭臺司令官、司法官等にまで訓示して國民の諒解を求むべく聲明したのも何等の効果を見せず、天下騷然として不穩の形勢に陷つたので、政府は遂に輿論の大勢に抗する能はず、條約改正は遂に無期中止となり、外務大臣井上馨氏は辭職するに至つたが倒閣の氣勢は依然として熾烈を極め、壯士は市中を橫行し流言蜚語は盛んに行はれた。

こゝに於て政府は窮餘の窮策として、苟くも政府に反對する者は悉く之を皇城三里の外に放逐するの外なしとして、十九年十二月二十六日保安條令を發布して卽時實施した。そして政府は此の保安條令を實施するに當り、山縣内相は警視總監三島通庸氏を督勵して執行を嚴命し、各省各官邸及び火藥庫兵器庫等には武裝せる兵士や憲兵を配置し、軍用電線を架設する等その物々しさは非常なものであつた。斯くて數百の巡査は旅館、下宿屋、待合、料理屋の區別なく苟くも黨人や政客の足場と見做し得る所には、自由に闖入して事實の審糺もなく說明もなさず之を警察に拉致したのであつた。そして卽時もしくは五日以内に一年乃至三年の期限を付して、皇城三里以外の地に退去すべきことを命じ、もし其命に服せざる者は直ちに監禁して禁錮の刑に處したのである。尾崎行雄氏の如きも三年間の退去を命ぜられた中の一人であつたが、氏は翌年一月日本を發して歐洲漫遊の途に上つた。

珍奇のこの暴擧に對する怨嗟の聲は容易に消ゆべくもなかつたが、流石に政府も大に鑒みる處ありてか從來の彈壓政策を一變し、何等かの手段を施して民論の融和を計らんと欲し、二十一年四月市町村制を發布して自治制を實施したのであつた。則ち人口二萬五千以上の都會を市となし、市町村長を公選とし市町村會議を組織して其政務を議せしめ、中央政府の干渉を受くることなく自治政を施行するを得せしめたのである。

大隈氏の入閣

政府は保安條例の斷行によつて、沸騰せる民論を一時は抑壓し得たが、人心の傾向は却つていよ〳〵惡化せんとし、何時如何なる事變の生ずるやも測り知れざる不穩の氣に滿たされて居つた。斯かる折柄この人心の不安に乘じて後藤象二郎氏は、大に政府の非違失政を糺彈し大同團結の急務を天下に呼號絶叫したので、舊自由黨は慷慨悲憤して之に共鳴し、改進黨も亦た彼の熱烈なる民權伸張論に對しては贊成を表したので、こゝに大同團結は忽ちにして結成された。

伊藤氏はこの情勢を察して、民心を緩和すべく在野の大隈氏を迎へて、內閣の改造を行ふの外に策なしとし、薩派の元老黒田清隆氏も又之によつて民間黨の勢力を減殺せんとし大に贊意を表したので、二十一年二月一日伊藤首相は外務大臣の兼職を解き、大隈重信氏入つて外相となつた。而して四月三十日伊藤氏は憲法審議の促進の爲め遂に職を退きて之を農相黒田氏に讓り、自ら樞密院を作つて樞府議長となつた。

こゝに於てか十四年廟堂を退き、十七年改進黨の總理を辭してより久しく沈默を守つた大隈氏は、曾て官有物拂下事件に際しては當面の敵となつた黒田氏と情意投合し、其下に在つて外務の全權を握り井上前外相の後をつぎ、條約改正の難局に當ることゝなつたのである。かくて大隈氏の入閣と共に、民間黨の中堅たる改進黨は一變して政府黨となり、大隈氏の政策を援けて其實行を完たからしめんとし、四月七日淺草鷗遊館に於て大演說會を開き、その政策を發表したのであつた。當日の演題及び辯士は左の如し。

國會の準備　竹村良貞
政治も亦一種の術あり　沼間守一
國會政治の問題　久松義典
須く實力を養成すべし　久保田與四郎
政治社會の有力者　青木匡
初期の國會　角田眞平
我黨の前途　肥塚龍
政治家の德義　吉田嘉六
徵兵令の改正　加藤政之助
衣服論　井上寛一

翌八日同じく鷗遊館に大會を開く、東京外六縣の黨員來り會する者五十餘名、沼間守一氏推されて議長席に就き、書記をして黨員の變更及び會計報告をなさしめ終つて議事に入るや。大岡育造氏起ちて二十三年もいよ〳〵迫り我黨の大に運動すべき焦眉の時機なるを以て、總理を置きて以て黨務を指揮せしめざる可らず、故に來春の大會には必ず總理を選定すべしと述ぶるや、議論頗る紛々たりしも遂に多數を以て可決した。次で事務委員を改選し肥塚龍、箕浦勝人、中野武營、矢野文雄、加藤政之助、青木匡、大岡育造氏當選し後懇親會に移り各歡を盡して散會した。同年八月十日、黨の有志は飯田町富士見軒に明治倶樂部を設けて同好相會し懇親を結んだ。田口卯吉、高田早苗、加藤政之助、吉田嘉六、青木匡、藤田高之氏等幹事に當選した。

二十二年一月、政府は久しく官吏の演說を禁止したが、新に令を下し其禁を解き「凡て官吏にして長官の監督に從屬せば、其職務外と雖も

政事上又は學術上の意見を演說することを得」とあつたので盛んに演說が行はれる樣になつた。蓋し憲法發布に先立ち官吏をして言論の自由を得せしめたもので、禁止後實に十年の久しきを經て漸く玆に回復されたのである。

憲法の宣布と黑田內閣

當時、黑田內閣は着々として憲法發布の準備をなし、伊藤氏の起草にかゝる憲法草案は漸く樞密院の審議を終り、明治二十二年二月十一日紀元の佳節を卜して、不磨の大典は嚴かに宣布せられた。こゝに於て明治五年以來、在野黨の久しく渴望したこの大憲を拜すると共に其附屬法たる皇室典範、議院法、衆議院議員選擧法、貴族院令等議會に關する法律命令は發布せられ、又別に大赦令を以て國事犯もしくは言語文字を以て國事の爲めに罪に觸れたるものは悉く赦され、四千萬臣民は歡呼拜舞して聖德の無窮を祈り國運の隆盛を祝したのであつた。

改進黨は是より政府黨として各地に遊說を試み、黨勢の擴張に努むるところがあつたが、當時一方には後藤象二郎氏の主唱せる大同團結の聲盛んにして、殆んど天下を席卷せんとする風を示し、他にも亦た井上馨、青木周藏、野村靖、澁澤榮一氏等によつて作られた自治制研究會が自治黨と稱せられて一個の政黨的結成を示しつゝあるのに對し、鳥尾小彌太氏の提唱す保守黨もあつて、在野の黨の運動は頗る賑かさを示して來た。されば政府に於ても政黨に對する態度を決する必要があつたが、首相黑田氏は二月十二日各地方長官を鹿鳴館に招き超然主義の訓示演說をなした。その中の一節に曰く

人各々その所說を異にするが故に、その合同する者相投じて團結をなし、所謂政黨なるものゝ社會に存在するは情勢の免れざる所なれども、政府は常に一定の方向を取り超然として政黨の外に立ち、至公至正の道に居らざる可らず、各員宜しく意をこゝに留め不偏不黨の心を以て人民に臨み、撫勵よろしきを得以て國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり云々。

而して同月十五日、伊藤樞府議長も亦た府縣會議長及び東京府縣會議員百餘名を官邸に招致して、政府は超然として政黨の外に立ち、專ら國家の利害を考察して國政を調理するものなる旨の演說をなし、且つ英國流の政黨內閣は日本に行ふ可らざるものなりと附言し、政黨否認の宣言をなしたのであつた。是に於て勢ひ在野の黨人は官僚政治打破の叫びを擧げて、猛運動に取りかゝらねばならなく成つたのであるが、政府は畢竟政黨なるものは廟堂に志を得ざる人物が、野に下るに方り其不平を洩らさんが爲に輩下を集めて結成せるものなれば、是等政黨の首領を廟堂に參ぜしむれば以て彼等を緩撫するに足るであらうと云ふ見地より、大隈氏入閣後更に自治黨の井上氏を入れて農商務相とし、更に二十二年三月後藤象二郎氏を引いて遞相の椅子に就かしめ、以て民望を得んことに努めたのであつた。

然るに大隈外相は二月二十一日、在京中の府縣會議員三十餘名を招致し、黑田首相及び伊藤樞府議長とは反對に、英國流の政黨政治の理想を發揮せんとする意見を述べ、政黨內閣の實現も決して難事にあらざる旨を論じたのであつた。その演說の一節に

我憲法の事に就き世間にては種々の說をなすものあり、演說に新聞に不服を訴ふるが如き有樣なれど、憲法の妙は運用如何に在ることなれば、法文の規定が不充分なりとてさのみ不服を唱ふるに當らず、殊に政黨內閣の制の如きは憲法中に規定すべき筈のものに非ざれば固より明記しあらされど若し政黨員にして、天皇の御信任を得併せて輿望の服する所となりたらんには、政黨內閣の實を見ること難きにあらざるべし。現に英國の如きも歷史上の發達によつて今日の狀態を致せるものなれば、我が國とても政黨の發達次第にて、英國と同一の狀態を見ること能はざるの理なし。云々。

とあつた。之に見ても伯が如何に當時の官僚者流とその選を異にしてゐたかゞ知れる。是より先き二月十六日、改進黨の大演說會は千歲座に開かれ、來衆三千を算する未曾有の盛況を示したが演題及び辯士左の如し

政黨の基礎　丸山名政
國會開設後の政府の治安策　高木守三郎
政黨內閣論　吉田嘉六

政治の實相
憲法國の人民
日本帝國の爲に視し日本帝國の爲に望む
代議政體の人民
立憲改進黨の運動に就て
權制の花將に開かんとす政黨の名實俱に全きを得たり
保守黨中正派を論ず
讀憲法
二十二年の東北人
改進黨の前途
地方分權論

翌十七日淺草の鷗遊館に黨大會を開き黨員の來集百十餘名に及ぶ盛會を示し、波多野氏推されて議長席に就き、總理選擧を明年まで延期すべしとの議を決し後五時より懇親會を開いた。翌三月改進黨の黨勢擴張のため關西遊說を行ひ角田眞平、山谷虎三、平松福三郎、青木匡等は同二十六日大阪道頓堀に於て演說會を開き、聽衆會場に滿ちたが妨害の壯士等演壇に上り、制止の警官二十餘名と衝突して爭鬪となり遂に會は中止となつた。同夜同志の懇親會を催し出席者五十三名、互ひに時事を談じて歡を盡し今後每年一回關西懇親會を開くことを決して散會した。角田氏等一行は伊勢、靜岡等に於ても演說會を開いたが到る處壯士等の妨害多く、此弊此頃より益々盛んとなつた。

角田眞平
肥塚龍
青木匡
加藤政之肋
枝元長辰
小川三千三
竹村良貞
久保田與四郎
上遠野富之肋
波多野傳三郎
桐原捨三

大隈外相の條約改正

大隈伯の入閣するや外相として條約改正の難局に當ると共に各省經費取調掛となり、各省の經費を檢束し內閣の全權を掌握して强硬政略を執り、現行條約により我國の有する權利は假借する處なく强行したので、前外相時代に於て條約以外に外人の有せる特權自由は大に縮少せられ從來無制限であつた內地旅行の自由の如き、今や嚴格に外人旅行規則を勵行して容易に自由を許さぬ樣になり、外人をして現行條約の自己に不利なるを自覺せしめて以て其改正を促し、二十一年十一月國別談判法を取つて、各國別々に改正を議した結果、米國先づ之を承諾し獨逸之に次ぎ露國も亦之に同ぜんとし、大隈氏の外交政略は着々と其功を奏せんとした。改進黨が其政策に共鳴したことは云ふ迄もなかつた。

斯く如くして條約改正談判は着々進み、その將に成就せんとする時に當つて端なくも其條約案中の「外人法官の任用」と「內地雜居の採用」に關する二項目が、時の飜譯局長小村壽太郎氏の手より知人の間に洩らされ、二十二年四月九日のロンドン・タイムス紙上に日米新條約の大體として揭載されたのであつた。

第一　指定ノ年月以後外國人ハ現行ノ條約ニ據ル居留地ノ區域外、日本帝國ノ何レノ地方ニ於テモ自由ニ旅行シ通商シ居住シ又ハ自分ニ或ハ物件ヲ所有スル事ヲ得ベシ、但シ此特許ノ使用ヨリ生ジタル事件ニ就テハ外國人ハ全ク日本ノ司法權ヲ遵奉スベシ

第二　現行ノ條約ニヨル居留地ノ制ハ前項ニ揭ゲタル年月ノ以後、尙ホ少シノ年限ハ現行ノ儘ニ存シ置キ、此年限ヲ經過シタル曉ハ居留地ニ關スル特別ノ制並ビニ領事裁判ヲ棄却シテ日本帝國ノ他ノ地方ト全ク同樣ノ取扱ニ服セシムベシ

第三　外交上ノ公文ニ由テ左ノ件々ヲ承諾スベシ

第一項ニ示シタルガ如ク國土ヲ公開スル前ニ當リ、相當ノ外國法官ノ幾人カヲ日本ノ高等裁判所ヘ任命スベシ、但シ此高等裁判所ハ總テ一百弗以上ノ訴訟及ビ處刑ニ該當スル控訴裁判ヲ處理スベキモノトス

右外國法官ノ數ハ外國人ニ關スル訴訟ヲ裁判スル時ニ限リ多數ヲ占ムルモノトス

此裁判ハ十年間保續スルモノトシ此期限ヲ經過シタル後、日本ハ全ク歐米諸國ト平等ノ法權ヲ得ベシ

第四　左ノ件ニモ亦外交上ノ公文ニ由テ承諾スベキモノナリ

第二項ノ約束ニ基キ新定ノ民法ハ條約諸港ノ制ヲ棄却スベキ時限ノ經過セザル三年以前適宜ニ之ヲ公布シ且ツ實施スベシ

此民法ハ英文ニ官譯シ右ニ所謂時限ノ到來スル一年半前ニ之ヲ公ニスベシ

右の記事が直ちに内地の新聞に轉載されたので、折角の改正の條約も對等條約でなくして、井上外相當時の改正條約に劣らざる屈辱的なものであるとなし、猛然これに反對して改正條約申止を叫ぶものが多くなつた。日本新聞は五月十六日痛切なる論文を掲げて攻撃を開始するや之に共鳴して起つもの多く樞密院顧問官副島伯、島尾氏等は大隈伯を訪ふて大にその不可を論じ、樞密元老兩院の多數も亦之に同じて改正條約を攻撃し、民間反對黨の勢ひを煽つた。改進黨の機關新聞報知をはじめ朝野、毎日、改進の諸新聞は口を極めて辯護に努め改進黨も亦た孤軍奮闘、條約改正の斷行を叫び尚ほ大に輿論を喚起すべく七月十四日、新富座に於て政談演説會を開催した。その演題及び辯士は左の如し

條約改正　　波多野傳三郎

板垣伯の非條約改正說　　龍塚肥

政治論と事實　　角田眞平

條約改正に關する妄說を排す、國民の本分　　加藤政之助

宜しく正々堂々の爭ひを爲す可し　　吉田嘉六

東京府會の賄賂事件を論ず　　青木匡

其後、肥塚龍、角田眞平、小川三千三、久保田與四郎、丸山名政、守屋此助、鹽入太輔氏等の諸氏は沼津、靜岡、濱松、名古屋等東海道各地に於て演説會を開催し、大に條約改正の利益を鼓吹するに努めなのであつたが、到る處反對黨の壯士の妨害に逢ひ充分にその目的を達し得なかつた。一方また非改正條約論は益々熾烈となり、大同倶樂部以下保守黨の非條約改正論者の聯合會は、八月二十五日より三日間に亘つて演説會を開き以て改進黨に反對した。そして加藤弘之氏及び大學教授連署の建白書の出づるあり、政府部内にも之に應ぜんとするものあるに及び、改正條約中止の聲はいよ〳〵熾んとなつた。改進黨も又これが對抗をなさんとして全國各地の黨員に左の書面を配布した。

各位益々御無異の由珍重に奉存候。御承知の如く方今、内治外交上の大問題目前に迫り此際平生愛國の志士大に東京に會同し、懇親會及び演説會を開き種々御相談いたし置き度き儀も有之候に付、御多忙とは存じ候へ共萬障御繰合せ可相成は同志者御誘引の上、來る二十二日迄に御上京被下度奉待上候。尚ほ會場の義は二十二日迄に取定め可申都合に候。將た又演説會へ御出席の御方は來る十五日迄に東京市京橋區南鍋町一丁目一番地全國同志懇親會事務所へ演説者の住所姓名年齡とも御届け被下度、集會條例の都合も有之候間御來會の有無至急御一報被下度候。但し會費二十錢の豫定に御座候也

明治二十二年九月四日

然るに此書狀は集會條例違犯として、發起人林和一氏外四十九名、東京始審裁判所より召喚され肥塚龍、角田眞平、加藤政之助の三氏は各罰金五圓に處せられたのであつた。此月二十五日改進黨大會は淺草鴎遊館に開催され、來會者二百餘名、青木匡氏は會員の贊成を得て島田三郎氏を會長に推し、加藤政之助氏開會の趣旨を述べ併せて規約改正の必要を説き、角田眞平氏事務報告をなして規約を議了した。後宴に移り島田三郎氏の歐米漫遊談等あつた。

改進黨規約

一　我黨ハ評議員二十五名ヲ置キ黨議及ビ常務ニ關スル臨時緊要ノ事ヲ議決セシム

二　評議員中七名ヲ互選シ之ヲ事務委員トシテ黨中ノ事務ヲ議決セシム

三　事務委員ハ毎日一名宛必ズ事務所ニ出張スベキ事、但シ事務ノ繁閑ニ依リ評議會ノ見込ヲ以テ常設委員ヲ置クコトアルベシ

四　別ニ地方委員ヲ置キ各府縣ヨリ一名以上常ニ本部ニ出張セシムル事

但シ委員選出ノ方法ハ其府縣申合セノ上適宜ニ之ヲ定メ委員ノ數ハ其地方ノ狀況ニ應ジ評議會ニ於テ決定ス

五　地方委員ノ權限ハ評議委員ト同ジ

六　評議委員ノ選擧ハ同月大會出席ノ黨員投票ノ多數ニヨル

七　評議委員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年四月大會ニ於テ改選ス

八　事務委員ハ評議委員ノ改選毎ニ互選ス

九　評議委員缺員過半數ニ至ル時ハ月次會大會又ハ臨時會ニ於テ補缺員ヲ選擧シ改選期ヲ待ツテ更選スルモノトス

十　事務委員ニ缺員アル時ハ直ニ評議委員ニテ互選スルモノトス

十一　大會ハ毎年四月十日ニ開ク事

十二　規約第十條ノ但書ニ月次會トアルヲ評議會ト改正スルコト

十三　右汝定ノ上ハ直チニ評議委員ヲ選擧ス可キ事

十四　右決議ノ上ハ從來ノ規約ニ付箇條ノ前後ヲ整ヘ文字ノ修正等ハ之ヲ事務委員ニ委任スル事

十五　本年ハ十月ノ大會ヲ開カザル事

內則

第一　內則第一第三ノ兩項削除ノ事

第二　內則第五項ノ月次會ヲ評議會ト改ムル事

經費の部

一　我黨本部ノ費用ハ至急募集スル事

經費募集ノ事ハ評議委員及ビ地方委員ニ囑托シ適宜處理セシムル事

評議委員

肥塚龍	吉田嘉六	角田眞平	
矢野文雄	青木匡	島田三郎	
加藤政之助	丸山名政	小川三千三	
箕浦勝人	中野武營	波多野傳三郎	
桐原捨三	上遠野富之助	沼田守一	
久保田與四郎	枝元長辰	藤田茂吉	
尾崎行雄	高木守三郎	志摩萬次郎	
高木正年	山谷虎三	久保義典	
秀島家良			

事務委員

加藤政之助	角田眞平	吉田嘉六
肥塚龍	枝元長辰	秀島家良
高木正年		

大隈伯の遭難と黑田內閣の瓦解

九月二十六日改進黨の全國同志懇親會は、京橋の新富座に開催されたが、これ條約改正斷行派の大集會であつて來會者一千三百餘名會場には球燈をつらね國旗を交叉し、各國の旗章を飾り萬國交親の意を表したのであつた。中野武營氏先づ起つて開會の趣旨を述べ、矢野文雄氏推されて會長席に就き滿場の喝采を浴びて登壇、その就任を披露し「我々は未だ嘗て見ざる憲法を見るを得、又未だ嘗て與る能はざる立憲の初政に與るを得たるは切に　兩陛下の賜物なり故に謹んで兩陛下の萬歲を三唱せる後、島田三郎氏起つて「我帝國は立憲政治の國と化せり、自今宜しく其運用に愼み徒らに輕擧に流れ、妄りに無責任の言論を發し以て憲政の美を傷くべからず」云々と得意の快辯を揮ひ、次で乙部鼎氏、藤田高之氏の演說、發起人宇川盛三郎氏及び砂川雄峻氏の挨拶あつて午後四時無事閉會した。

翌二十七日より續いて三日間に亘り大演說會を開催して大に反對派の妄論を破り、改正條約斷行の至當有利を力說高調するに努め、演壇に立ちたる黨員實に八十九名の多きに達し、聽集も亦た三千人以上の盛況であつたが、反對派の妨害も甚だ多く警官との爭鬪連日絕へず、一方ならず喧騷を極めたのであつた。斯くして改進黨の奮鬪は實に目覺しきものであつたが、反對派は保守黨を中堅として大同團結と相提携し、在野知名の士たる勝安房氏の如きも非條約改正派の最も强硬なるものとして一勢力を示し、民間の大勢を誘引するに努めたのであつた。

而かも翻つて政府部內の有樣を見るに、先に大隈氏を慫慂した伊藤博文、井上馨兩氏の如き輿論の漸次險惡ならんとするを觀取するや、何時しか樞密顧問官を率ゐて之に反對せんとするに至り、大同派の首領たる遞相後藤象二郎氏も又反對を唱ふる樣になつたのであつた。然るに大隈氏は生死を賭して初一念を固守し、首相黑田氏と共に同心協力、頑として內外の攻擊を排し些の怯るむところが無かつたのである。此時に當り自治制度視察の爲め歐洲巡遊中であつた內相山縣有朋氏が歸朝したので、條約改正に對する同氏の意見の贊否何れにあるやが頗る注目されたものゝ、同氏は確く沈默して其意見を發表しなかつた。然る處十月十一日に至るや、伊藤樞密院議長は公然條約改正に反對を表示して辭表を捧呈し、遞相後藤象二郎氏は首相黑田氏に迫り、條約改正の可否を決する爲め閣議を開かんことを求めたのであつた。

これに對して首相黑田氏は「條約改正のことたる旣に內閣に於て斷行を決したのである、今日に及んで閣議を開く必要を認めず」と答へ、後藤氏は更に之に對し「然らば御前會議を開いて最後の決を爲しては如何」と再び迫りしも首相は頑として動かなかつた。然るに同月十四日夜、松方、大山、西鄕、山縣の諸相は外相官邸に於て會議を開き深更に及ぶまで熟議した結果、翌十五日早朝相携へて黑田首相を訪ひ御前會議の事を諮つたのであつた。依つて首相も止むを得ずして各大臣を內閣に召集して御前會議を開いたのであつた。此時、山縣氏は條約改正中止の說を唱へ、後藤氏も之に和して共に反對を力說したが、大隈氏は毫も屈する所なく大に辯解に努め議遂に決するに至らなかつた。

斯くて日を經ること三日卽ち十月十八日、大隈外相は午後四時閣議を終へて將さに外務省の正門に入らんとするや、一壯漢あり忽ち爆裂彈をその馬車に投じ、轟然たる音響と共に彈は爆發して白煙濛々咫尺を辨ぜず、大隈伯は左足を碎き兇漢は其場に於て自刃した。此者は福岡縣士族玄洋社員の來島恒喜であつた。この變事の爲め大隈伯な左脚を切斷する大手術を受けて病床に橫はる身となり、爲に首相黑田氏を援けて外務の局に當るもの無く、遂に條約改正を中止し十月二十四日、內閣は連帶責任を負ふて總辭職をなし、三條內大臣代つて總理大臣の職に就いたのであつた。

斯くの如く改進黨は、大隈伯の入閣して條約改正の難局に當るや、極力之に聲援を與へ一致結束して、天下の聯合軍に對抗し、最後に至るまで一絲亂れず、克く其節を完ふしたのは政見の是非は姑く措き、實に我が政黨史中に特筆すべきものであらう。然しながら改進黨は此れが爲に頗る黨勢に打擊を蒙り、未だ其勢力を挽回するに至らざる間に、帝國議會の開會に臨まねばならなくなつたのであつた。當時全國に於ける改進黨員の數は左の如くであつた。

東京	四一	京都	四
神奈川	二五	兵庫	一三九
		大阪	八三
		長崎	一

新潟	三五	群馬	二二
千葉	六二	茨城	一三六
三重	二	愛知	一八
山梨	二	滋賀	三
長野	一五六	福島	四三
岩手	五	青森	一
山形	一	石川	一四
福井	二	島根	六
岡山	一三	廣島	三七
福岡	二九	大分	三三
佐賀	九	鹿兒島	三
合計	一、五一一名		

右の如く最も優勢を示したのは埼玉、長野、栃木、兵庫、愛媛、富山等の各地であつて、兵庫縣の如きは縣會に黨員が多く、栃木の二百四名は丁度自由黨に匹敵して居つた。

埼玉	一一七		
栃木	二〇四		
靜岡	一七		
岐阜	四		
宮城	五九		
秋田	一		
富山	六三		
鳥取	二二		
德島	五		
愛媛	九二		
北海道	二		

第一回衆議院議員選擧と其準備

三條公の首相就任は一時的假設の内閣たるは云ふ迄もなかつた。條約改正の難關と第一期帝國議會とに臨み、民間黨に對抗せんとするには必ずや其手腕名望の兼ね備はる人物を首班として、强固なる内閣を組織しなければならぬので、元老互ひに相譲り何人も自から起つて此難局に當らんとするものが無かつた。獨り山縣有朋氏は曩に内相としての自治制度を布き、今また歐洲に遊んで文物制度を視察して歸朝し、聲望漸く儕輩を凌がんとする觀があつたので、十二月二十四日遂に内閣組織の大命を拜するに至り、青木外務次官をして大隈前外相の後を繼がしめ、以て條約改正の事に當らしむる事となつた。而して是より先き内閣官制を變更し、總理大臣の權力を減じて各國務大臣連帶して責に任ずるの合議制を作り、以て帝國議會に臨まんとしたのであつた。

改進黨は前記の如く條約改正問題以來、黨勢頗る振はなくなつたとは云へ、黨員一致毫も屈するの色無く、帝國議會の開期切迫と共に議員選擧の準備に着手し、二十三年一月二十一日先づ横濱に於て政談演説會を開催し、最後に登壇せる島田三郎氏が壯士の襲撃を受くるなどの活劇があつた。次で二月三日改進黨評議委員會を開き、來る四月を期して例年の黨大會を開催し、左記の題目にて演説會を催すことに決定した。

財政整理、法律實施、政黨内閣、地租輕減、政費節減、選擧權の擴張、選擧區の擴張、地方自治、條約改正、兵制改良、學政改良、民業振作、稅法改正、言論集會の自由、彈劾權、保安條例の廢止

四月十二日黨大會は江東中村樓に於て開かれ、會する者四百餘名、箕浦勝人氏議長に推され青木匡氏は黨員六百七十餘名增加の報告をなし加藤政之助氏は左の事項に付き政綱選定委員を選び、調査せしめんことを發議した。

兵制改良、條約改正、選擧法の改正、地方制度、内閣組織、地租輕減、稅法改正、言論集會等諸法規の改正、政費節減、學制改良、財政整理、登記法改正

右の委員は肥塚龍氏の發議により十二名となすことに決し、角田眞平氏は黨員整理に關して發議し、田中正造氏は東京朝日新聞の改進黨を讒謗せし論說に對して談判を開くべしと說き、何れも可決したる後高木正年氏は起つて各地有志より電送し來れる祝詞を朗讀、續いて評議員の改選を行ひ左の諸氏が當選した。

島田三郎、青木匡、波多野傳三郎、加藤政之助、角田眞平、尾崎行雄、箕浦勝人、小川三千三、矢野文雄、丸山名政、吉田嘉六、藤田茂吉
高木正年、上遠野富之助、枝元長辰、久保田與四郎、中野武營、桐原捨三、沼間守一、山谷虎三、高木守三郎、竹村良貞、久松義典
かくて翌十三日厚生館に於て演說會を開いた。その演題及び辯士は左の如くであつた。

政府及び政黨　肥塚龍
官治自治の別　加藤政之助
各種政黨の急務　高木守三郎
法律實施　角田眞平
地方自治の精神を論ず　坂東幸平
政體變更の時機　上遠野富之助
選擧權を論ず　小川三千三
既定の歲出を論ず　丸山名政

總選擧期日の切迫すると共に各派何れもその準備に汲々とし、自由黨三派合同の計畫東京に於て行はるゝに當り、改進黨はその虛を衝いて關西に勢力を擴張せんとし、五月十一日午後二時大阪中ノ島洗心館に於て改進黨關西同志會を開いた。來り會する者三府十五縣二百九十四人先づ鹿島秀麿氏起つて開會の主旨を述べ、それより演說會に移り竹村良貞氏は改進主義の前途と題し、小川三千三氏は「吾人の本分」久保田與四郎氏は「眞に憂ふべし」加藤政之助氏は「吾人の眼中唯だ國家あるのみ」尾崎行雄氏は「國會議員の資格及び政治改良の手段方法」肥塚龍氏は「外黨及政黨」角田眞平氏は「政治の民」この題下に熱辯を揮ひ、最後に小鷹野元凱氏は全國同志者より贈られた電報四十餘通を朗讀し非常な盛況を示した。

第一期總選擧はいよ〳〵期に迫り、各派は全國各地に涉りそれ〴〵其勢力に應じて候補者を選定したが、その數實に千二百四十三人の多きに達した。これを黨派別に分てば改進黨二百四十六人、保守黨六十五人、中立百八十六人、愛國公黨四十五人、大同團結百六十人、自由黨百四十九人、主義不明三百九十二人であつて愈々七月一日より三日に亘り、第一回衆議院議員選擧は行はれたのであつた。各地に於ける競爭は云ふ迄もなく頗る激烈を示したが、其選擧の狀況は大體に於て公正であり、政府の露骨な干涉も無く一般國民も自己の信ずる人物を擧げて憲政の發途を資せんとする風が見え、嚴正に選擧權を行使して棄權者が少なかつた。卽ち全國の選擧人總數四十五萬三百六十五人中、棄權者二萬七千六百三十七人であつて、選擧人百名につき棄權者六人一分の割合に過ぎなかつたのである。而して左の如き結果を示した。

改進黨	四六	自由黨	一七
愛國黨	三五	保守黨	五五
中立派	六九	自治黨	一七
無所屬	二	九州進步黨	一二
合計	三〇〇	官吏	一八

これに由つて見れば中立派が比較的多數を占めてゐるが、此の中立派は保守黨、自治黨及び紀州より議員に當選した農商務大臣陸奥宗光氏の率ゐる官吏組と共に政府黨であつて、その數も百二十六名の多きに及んでゐる。之に對し在野黨は改進、大同、愛國、自由、九州進步の五黨であつて、これが結束したならば優にその過半數を制し得られるのであつた。是より先き九州進步黨は民間黨が徒らに四分五裂して、蝸牛角上の爭ひに浚頭し藩閥者流をして漁夫の利を得せしむるを恨事とし、各自從來の感情を一掃して茲に民黨の合同を策し、多數を以て議會に臨み政府を反省せしめんと欲したのであつた。かくて選擧の未だ終了せざる間に九州進步黨は其代表者として河島醇、山田武甫、岡田孤鹿、田中賢道、武富時敏を上京せしめ、是等の諸氏は各黨の間を奔走して大勢の向ふところを力說し、大に民黨合同の必要を說いたのであつた。

そして河島氏は六月三日に尾崎行雄、島田三郎、箕浦勝人、青木匡、波多野傳三郎氏を訪問して其意見を叩いた處、何れも黨の意見は總會によつて決定すべきも、自分等一己の意見としては大に贊成なるのみならず、既に自ら率先して此計畫の任に當らんと欲した處でもあると答へたので、諸氏は改進黨全體の意見は兎も角、評議員會の意見だけにても聞知したしと熱心に希望したゝめ、翌四日改進黨は評議員會を開き全會一致、左の二件を可決した。

一、明五日夕六時より九州委員諸氏を芝公園三緣亭に迎へ、評議員一同より聯合說に同意の旨を明答する事

但七月下旬を期し臨時大會を開催、全國黨員に此事の確定實施の決議を乞ふこと

一、既に聯合を贊成する以上は、此勞を九州諸氏にのみ委ねて坐視すべきに非ず、宜しく其精神を實行の上に現はすべし、依つて先づ庚寅倶樂部諸氏を訪ひ諸事の打合せを爲すべき事

卽ち加藤政之助、島田三郎、尾崎行雄の三氏を實行委員に選び、五日相携へて庚寅倶樂部委員を訪ふたが不在の爲め、愛國公黨員北川貞彦大同倶樂部員山本幸彦の兩氏を訪ひしに何れも聯合に同意であつた。斯くて同日夕、三緣亭に九州委員を迎へ決議事項を回答した。然し日下は選擧中なれば大會を開く能はざるを以て、聯合委員會の選定は八月上旬に至り大會を經て之を定め、以て聯合の方法を確定すべきことを約したのであつた。斯くて總選擧終了後、前回九州委員よりの交涉の件に就き、左の通知書を改進黨員に發送した。

拜啓　過般九州進步黨の諸氏大に見る所あり、全國諸團體の聯合を計らん爲め委員を以て我黨にも申込有之、其旨趣公明眞に時機を知るの良計にして從來の經歷上分離の弊害を矯正するは此外にある可らずと存候ひしかども、當時恰かも衆議院議員選擧の期に迫り居り、全國の黨員極めて繁忙の時なりしを以て、之が爲に大會を催すの便なく、さりとて一々書面を以て御意見御問合せ申居り候ては、九州の諸氏に決答するの時機を失ひ可申候に付、黨規第一條により之が至急を要する問題と認め、評議員會一致の決議を以て其大體を贊成し、且つ選擧以後全國黨員の意見を集め一層詳細の箇條に付御協議可申旨を答へ置き申候。

今や選擧も其終りを告げ候に付、前日來の手續き御報道いたし且つ左に今後の決答案を附し御意見御伺ひ申上候。本月二十五日を期し御意見御回答被下度、同日迄に別に御回答無之候向は御同意と認め、御回答有之分に付多數の議に決し可申此段貴意を得候也。

決　議　案

一　我黨ハ九州進步黨ニ對シ、各自獨立ノ團體ヲ保ツ事ハ從前ノ如シト雖モ、互ニ氣脈ヲ通ジ聯合ノ政交ヲ全クスベシ

二　此精神ヲ推シテ之ヲ他ノ進步諸團體ニ及ボシ力メテ是迄履歷上ヨリ來レル軋轢ヲ去リ全國進步諸派ノ聯合ヲ計ルベシ

三　重大ナル實地ノ問題ニ關シテハ已ニ氣脈ヲ通ゼル團體ト互ニ協議シ、相互ノ協同ヲ得タル者ハ之ヲ聯合ノ問題トナスベシ

右の大體に付き御同意を得候はゞ是を以て九州進步黨の諸氏へ協議を開き可申、勿論先方の意見を參酌し双方協同を經べき儀に候間、其際多少の變更可有之、是等の手續は評議員へ御委任被下候樣致度爲念此段申添へ進み候也

明治二十三年七月十二日

是に對して黨員中には別に異議は無かつたが、大同派では改進黨の如く斯樣な態度に出でず、何人も意見を同じうする者あらば聯合すべしと唱へたので、改進黨の機關紙はそれを目して曖昧なりと罵つた爲め、玆に端なくも兩派の間に小波瀾を生じ聯合問題に一頓坐を來すこゝとなつた。處へ政府では進步黨の聯合運動を喜ばず、之を阻止する策に出で警視廳をして切りに干涉せしめたのであつた。依つて改進黨は八月二日、評議員會を開き政社法改正の建白をなすに決した。

一　京橋警察署ニハ法律ニ背キテ聯合スルコトハ爲サヾル旨ヲ答申スル事

二　改進黨向後ノ運動方案ハ他日再ビ評議員會ヲ開キテ議定スル事

三　政社法ノ改正ヲ建白シ其意見聽カレザル時ハ之ヲ國會議場最急問題ノ一ト爲スコトニ盡力スル事

而して建白書の起草委員は加藤政之助、肥塚龍、吉田嘉六氏その任に當り八月九日捧呈委員丸山、野口、吉田、肥塚、波多野、加藤の諸氏

元老院に赴き、冲掛議官及び服部書記生に面會して建白書差出し其大意を述べ、政社法第二十八條「政社ハ委員若クハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若クハ他ノ政社ト連絡通信スルコトヲ得ズ」との條は、是非とも改正せざる可らざることを論じたのであつた。是より先き進歩派との合同論に就て八月六日、改進黨評議員會を開催したが當日は議論紛々として容易に決せず、遂に黨中意見を異にするもの三派に分れたのであつた。則ち其一は解散論であつて、その言ふところは改進黨を解散して改めて一大進歩主義の政黨を組織すべしとなし、その可否はよろしく黨の臨時大會を開き、全黨員の意見を問ふべしと云ふのであつた。そして此の主唱者は犬養毅、箕浦勝人、島田三郎、加藤政之助、青木匡氏等であつた。

第二は藤田茂吉氏等の意見で、之は合同して政黨組織となす事に反對し、改進黨を解散して非政社となし、社交倶樂部を組織せよと云ふのであつた。それから第三は非合同說であつて、未だ進歩黨合同の時機に適せずと主張し、たとへ合同するも決して永續すべき筈のものに非ず故に飽くまで現狀を維持するを以て最も適切且つ安全なりとなすもので、此意見は尾崎行雄氏固く持して動かなかつた。斯くして到底意見の一致を見ることが出來なかつたので、九月一日全國の黨員を東京に召集して、臨時大會を開催し之によつて決する事となし、同日午後二時より江東中村樓に於て右大會を開催した。來り會するもの百五十餘名、中野武營氏推されて會長席に就き、加藤政之助氏より合同問題に就き交渉の顚末を報告する處あり、岡野寛氏は解散論を提出したが、之は直ちに否決されて仕舞つた。要するに當日の主要問題は黨の解散非解散にあらず、何人も黨員中この事は念頭に無かつた。詮ずる處は合同の是非であつて黨解散或は非解散の意見も此事より起つたのに過ぎない。故に前記の如く岡野氏の發議は言下に否決せられ、黨則に就て協議を費すこと三時間に及び、結局大多數を以て原案維持に決したのであつた。而して評議員二十五名を三十名に改め、其選擧を行ひ左の諸氏の當選を見たのであつた。

加藤政之助	尾崎行雄	藤田茂吉	青木匡
中野武營	島田三郎	角田眞平	小鷹狩元凱
田中正造	島田孝之	立入奇一	內藤利八
安田勳	青木匡	首藤陸三	波多野傳三郎
近藤壯吉	小鷹狩元凱	岡野寛	橫尾輝吉
高橋莊右衞門	內藤利八	南條吉左衞門	桐原捨三
鹿島秀麿	猪野毛利榮一郎	高木正年	吉田嘉六
中敬男	箕浦勝人	肥塚龍	
色川三郎兵衞	高木正年		
井田文三	肥塚龍		

翌二日上野公園櫻雲臺に於て同志懇親會を開き、中野武營氏の發議により島田、吉田、加藤諸氏の盡力した合同談判の始末につき談ずる所あつて散會した。それより同月四日、五日に亘り評議員及び黨員は會合して、九州進歩黨よりの合同問題要求に對する回答案を議し、兼ねて談判委員より抗議せると同一の箇條を決したのであつた。卽ち合同を求むる九州派の網領中、單に自由主義云々とあるは從來の政黨歷史上、改進黨が自由主義に降服したる如き感あれば、自由の主義を採り改進の政策を行ふとか若くは自由改進主義とか、双方の文字を存し置き度きことと云ふのであつた。

九月六日、回答委員たる中野武營、島田三郎、藤田茂吉の諸氏等は、九州派の武富時敏、山田武甫の兩氏を訪ひ告ぐるに此事を以てしたので、兩氏は答へて曰く「貴黨に合同を申込みたる時は、未だ立憲自由黨の興らざる以前にあり、今日に至り奈何ともする能はざれど、然し倘ほ舊九州進歩黨員に報じてその意見を聞き、良き調和策あらば再度合同に盡力したし。云々」と。斯くして結局、合同問題は不調に終り其運動は水泡に歸したのであつた。蓋し改進黨を除く各派は旣に八月二十五日芝愛宕館に會して立憲自由黨を結成してゐたのであつた。

要するに民黨大合同の不調に終つたのは、最初尾崎行雄氏が反對說を固持して、朝野新聞紙上に於て合同の不利なることを論じ、合同說の根據なき事、流行熱に乘ずるの不可なること、假の合同は眞の合同の妨げとなること、現在の合同論者の誠實ならざる事等を列擧し、以て合同尚早說を主唱したことが大なる原因と云つてよい。同時に又政府の阻止政策も與つて多少の妨げとなつたのであつた。兎に角、斯くする間に晴れの帝國議會の開會は迫つて來たので、九月一日の大會に於ける決議によつて評議員會は左の如く黨則を改正した。

立憲改進黨規約

第一條　我黨ハ評議員三十名ヲ置キ黨務ヲ議決セシム

第二條　臨時緊要ノ場合ニ於テハ評議員ヲ以テ代議總會ヲ開キ、大會ト同一ノ權限ヲ以テ諸般ノ事ヲ議決セシム、但シ代議總會ハ評議員三分ノ二以上出席スルニアラザレバ開會スルヲ得ズ

第三條　評議員中事務委員七名ヲ互選シ每日一名以上必ズ事務所ニ出張シ黨中ノ事務ヲ執行セシム、但シ事務ノ都合ニヨリ評議會ノ決議ヲ以テ常設委員若干名ヲ置クコトアルベシ

第四條　評議員ノ任期ハ一ケ年トシ每年大會ニ於テ互選ス

第五條　事務委員ハ評議員ノ改選每ニ互選セシム

第六條　我黨ハ黨務整理ノ爲メ特ニ各府縣ニ地方委員ヲ設ケ其府縣ノ黨務ニ關スル諸般ノ事ヲ掌ラシム

第七條　地方委員ハ一府縣三名以上六十名以下ト定メ其選擧及ビ任期ハ其府縣ノ便宜ニ任ズ

第八條　我黨ノ會議ハ定期大會、臨時大會、代議總會、評議會、月次會ノ五種トス、但シ大會ハ每年十月、月次會ハ每月十五日、代議總會、臨時大會ハ共ニ臨時緊急ノ場合ニ當リ評議會ノ決議ニ依ツテ開クモノトス

第九條　黨中ノ事務ニ關シテ缺席黨員ヨリ提出セル意見書ハ事務委員ヨリ之ヲ會議ニ報告シ出席黨員ノ承諾ヲ得テ議題トナスコトヲ得

第十條　我黨員タラントスルモノハ黨員ノ紹介ヲ要ス

第十一條　我黨ヲ脫セントスルモノハ其旨ヲ事務委員ニ通知スベシ

第十二條　我黨團結ノ冀望ニ背キ若クハ我黨ノ面目ヲ汚スベキ行爲アル黨員ハ其地方委員ノ決議ニヨリ評議會ノ承認ヲ經テ之ヲ除名ス

第十三條　此規約ヲ改正セントスル時ハ大會ニ於テ出席過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ議決ス

但シ非常ノ事アルトキハ臨時大會若クハ代議總會ニ於テ之ヲ議決スルヲ得

第十四條　我黨維持ノ經費ハ黨員ノ醵金及ビ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

但シ其徵收方法ハ評議會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

附則

一　事務委員ハ黨員ノ出入ヲ名簿ニ加除シ月次會ニ於テ之ヲ報告スベシ

一　事務委員ハ每年大會ニ於テ事務ノ要領及ビ會計ノ報告ヲ爲スベシ

一　此附則ヲ改正セントスル時ハ評議會ニ於テ過半數ノ同意ヲ以テ議定スルモノトス

他黨派の狀勢及び態度

自由黨は解黨後、その首領たりし板垣氏は土佐に歸りひそかに風雲を望んでゐたが、議會は將に開かんとし議員は近く選擧せられる時であるから、之に備へんが爲め自由黨再興の希望があつた。そこで例の大同團結が分裂して政治組織を是とする大同俱樂部と、之を非とする大同協和會の調停を圖り、是を打つて一團とせんとする計畫を進めたのであるが、その調停は功を奏さなかつた爲め先づ愛國公黨を組織して、更に調停を計らんとし十二月末大阪に大會を開いた。然し此の妥協的計畫は兩派の共に好まぬ所であつて、自由急進派とも稱すべき大井憲太郎

氏等の關東派は、二十三年一月東京に自由黨を再興したのであつた。然し板垣氏の愛國公黨を組織した目的は、これに依つて往年の同志を糾合した大自由黨の再興にあつたから、氏は何處までもその目的の達成に努力したのである。而して其結果漸くにして大同倶樂部、自由黨及び愛國公黨の三派が一の團體を形成することゝなり、同年五月に庚寅倶樂部を組織して他日合同の素地を作つたのであつた。

保守黨は自由黨の解黨以前に例の帝政黨が壞滅して以來、表面に姿を沒したのであつたが、伊藤内閣の貴族的歐化主義の反動は、勃然として保守主義者を奮起せしめ、從來自由民權を唱へたるものも政府の輕佻なる政策に驚き、大に保守的國體論を唱ふるに至り國粹主義者に共鳴するもの多く、俱に往來提携した結果舊自由黨員の多くは保守黨に合流する有樣であつた。そこで谷干城氏を首領とする保守黨が出來上つたのであるが、谷氏は農商務大臣として在朝當時、產業制度取調べのため歐米を巡遊して歸朝以來、伊藤井上内閣の輕佻浮華の政策を施すを見て大に憤慨し、歸朝後二旬を出でざるに早くも意見書を内閣に提出すると同時に、閣議に於ても之を痛論したのであつた。而して薩長の諸大臣の固より氏の意見に同ずる筈なきを以て、斷然冠を挂けて民間に下つたので、之を聞知した在京の舊自由黨員は大に谷氏を欽慕し、同志を集めて靖國神社境内に谷君名譽表彰運動會を開き、閉會後牛込の谷氏邸に向ひ一同萬歳を連呼する樣な騒ぎであつた。されば二十年九月谷氏が東京を辭して鄉里高知に歸るや、沿道に之を歡迎する者さへ少なからざる有樣であつて、斯くて保守主義の政論はます〳〵火の手を擧ぐるに至つたのであつた。

蓋し當時に於ては谷氏の所論は確かに一個の價値はあつた。その意見書に言ふ所は「近年情實の弊起り冗費いよ〳〵加はりしを以て、十八年内閣一大改革を擧行し、私門を塞ぎ情實を破り殆んど一新政府を創立せり、こゝに於て上下内外賛稱慨嘆、目を刮して政府の功業を待たざるはなし。然るに其後僅かに一年ならざるに破壞し、百度皆改革前に復歸するの感を呈し、威令地に墮す道路目を以てする者比々皆な然らざるなきに至れり、方今の時徒らに泰平無事を裝飾して、歌舞遊樂に日月を消費すべきの時にあらず」と極力物質的歐化主義を排撃し、内閣の弊と大臣の責任を明かにすべしと論じ、その輕佻の弊に對して痛憤しては「十八年に定めたる政費節減の趣意に反し、臨時建築局を設けて大に土木を起し、大臣の官邸を新築し交際費を增加し、又驕奢を競ひ華美を爭ひ婦女子の衣服に至るまでも西洋を模せしめんとし、又政治學術軍事より日常生活の末に至るまで獨逸の風に傾くが如き、皆な輕佻の弊より來る所にして自信の念薄く唯だ外人の歡心を求めんとするに由るなり」とその急所を突き更に行政の弊を論じては高等の官吏の責任を重んぜず、賞罰嚴正ならずして官職勳位の濫授に失するを說き、政府當事者の橫暴を攻擊して餘す所なく、最後に政談の自用を許し、立憲政體の基を立つべしと力說高調したのであつた。

されば曩の福地氏等によつて形成された藩閥政府の御用黨たる帝政黨の如きと異り、同じく保守主義と云ふも谷氏一派の保守黨は一般國民中の國粹主義者を誘引するには大なる力があつたので、日本新聞社一派は專ら同氏に味方し氏を同派の首領として、改進自由兩黨の分野に蠶食せんとする勢ひを示したので、第一回の總選擧に於ても兎も角も二十三名の當選者を出すが如き狀態であつた。而して右の保守黨の他に保守黨中正派と稱するものがあつた。

この保守黨中正派は、前者とは自から別個の存在であつて、首領は鳥尾小彌太氏であり、藤田一郎氏がその股肱となつて働いた。勿論これも前者と同じく裏面政黨を樹立したものでは無かつたが二十二年一月、鳥尾子機關となし、民權自由論者を目して破壞主義者と呼ぶ一方、政府に對しても所謂是々非々の態度を示しつゝ、國粹主義を唱道したのであつた。そして二十三年三月以來、黨勢擴張の爲め各地に遊說し或は仙臺に或は京都に乃至東海道沿線に轉戰しつゝあつたが議會開會と同時にその聲の大なりし割合に實績の見るべきもの甚だ少なかつた。要するに此派の人々は漢學者、僧侶、漢方醫、或は神官等多くは封建の餘習に染みたる老人輩であつて、時代とは一向風馬牛のものであつた。唯だ例の大隈伯の條約改正案の現はるゝや、擾々たる世間の風波に乘じて非條約改正論者と歩調を一致し、その運動に成功したことが中正派なるものゝ存在を識認せしめだけのものに過ぎなかつたのである。

自治黨は多く舊官吏及び上流階級の人士によつて形成されたもので、井上馨氏がその主宰者であつた。これは自治政研究會なるものであつたけれど世人は自治黨と呼んでゐたのである。始め伊藤博文氏の内閣を組織するや、井上氏を入れて外務大臣となし最も難事たる條約改正の事

に當らしめたのであるが、此兩氏の急進的歐化主義は既記の如く一世の誹難を招き、井上氏は其職を退き內閣も倒れたのであつた。されば井上氏は再び起ちて大に其志を伸ばすべき準備をなすの手段として、その屬僚たりし靑木周藏、野村靖等の諸氏を初め澁澤榮一、益田克德、小松原英太郎、高梨哲四郎、古澤滋氏等と共に起したものが自治制研究會であつて、大學講師モツセ及びラートゲン二氏を聘して自治制の原理を講ぜしめ、以て獨逸の自治制を究めて我が國に移さんとしたのであつた。然しながら實際の目的は單なる自治制の研究では決して無かつたむしろ同志を集めて獨逸主義の制度を視述し、以て政黨を組織して藩閥政府を擁護せんとするに在つたのである。故に自治黨と呼ばれるに至つたので古澤滋氏が專ら其一切の事務に當つてゐた。

蓋し自治黨は我國に自治制の行はるに際し、維新以來地方有志家として勢力を逞ふした舊士族は、財力の缺乏と共に漸次その勢力を失墜し之と反對に富商豪農はます〳〵其權利を伸張して、政治上一大勢力を占むべきを豫想したゝめ、努めて是等の富豪を自家の藥籠中に收め、その金力を以て政府黨を組織し以て舊來の衰微せる政黨に對抗せんと企圖したのであつた。而して井上氏は此の計畫を具體化せんが爲め、自ら東海道を下つて九州に入り專ら縣官郡吏をして、その地方の富豪を集めしめ地方自治の理を講じ、暗默の裡に自黨に感化して同志となさんとしたのであつた。されば其黨員は東京、大阪、京都、名古屋、滋賀、靜岡、山口、福岡等の縣府に多くして而かも上流社會、富豪階級に限られて居つた。是等の人々は何れも父祖の遺產を固守しつゝある者か、然からずんば一攫萬金を獲得せる所謂成金者流であつて、各自その目的とする處は自己の貨殖にあり、隨つてその思想も又保守的であつて殊に政治に關與することの如きは何れかと云へば避けんとする風があつた。勿論政治思想の如きは極めて薄く、多くは缺如してゐる者のみであつた。されば自治黨は舊官吏及び金持階級の人士を以て充されてゐたとは云ふものゝ、政治上の運動は到底成算なく、之を一個の政黨として表面に樹立せんとするが如きは全く不可能となつたので、遂には解散と云はむよりは自然消滅となつたのであつた。然し第一期の總選擧には十七名の當選者を出した。是等は多く後に大成會に入つたのであつた。

大同俱樂部は大同團結が非政社派と政社派とに分裂したものゝ中、政社派によつて結成されたものを稱するのであるが、此の大同團結なるものは後藤象二郎氏の主唱にかゝり、氏の下に集團せるものゝ大部分は舊自由黨員であつた。而して後藤氏が此團結を作るや、何れの黨派を問はず歡迎し其實力に應じて同團の樞機に參與せしめたのであつた。當時改進黨に屬する犬養毅氏は常に政界の沈靜に慊らず、切りに風雲を望み同志の激烈なる反對があつたのにも拘らず、大同團結に投じて大石正巳、末廣重恭氏等と共に後藤伯の信任を得て黨務を計策し、舊來の自由黨員を凌ぐと共は淸廉の士を擧げて醜數の排斥に努めたのであつた。元來後藤氏は豪放の性で名の如く大同團結は民黨の一大合流を目的としたものであつたゞけに、その傘下には種々なる人物を集め濁流滔々の觀があつた。されば氏の左右には鼻持ならぬ人物も少くなく、其爲め犬養、大石、末廣氏等が共に結んで廓淸を企つるが如き事態を生じたのであつたが、それは容易に行はれなかつたので、之が爲め遂に後藤氏故舊の者と新來別派の者との間に感情の衝突を來し、遂に大破裂を起すに至つたのであつた。斯くて兩派は政社、非政社を主張して政社派が大同俱樂部を結成したのであつた。

則ち其主張とする所は政治上の小異を捨てゝ大同を取り以て集團を結ぶと云ふにあつた。犬養等も又同俱樂部の常議員となつたが、然し元來始めの大同團結なるものが甚だ會體の知れざるものであつて、熱烈壯快なる宣言をなして天下に呼號した後藤其人が、忽ち掌を覆すが如く其同志を弊履の如く棄て去つて黑田內閣の遞相に納まり返つたのであるから、分裂は當然の徑路であつたこと云ふ迄もなく、而して玆に大同俱樂部が出來上つたものゝ、其構成分子は急進派あり穩和派あり保守派ありで頗る複雜を極めた內容であつた。然しそれだけに亦た頭數の多かつた關係上、兎も角も總選擧に於て五十五名の當選者を出すに至つたのである。而して前述の如く分裂せる三派は後に合同して立憲自治黨を組織し、改進黨とくつわを駢べて第一議會に臨むことゝなつたのであつた。

第四節　第一議會

山縣內閣の出現

最初の帝國議會は明治二十三年十一月二十九を以て召集された。議員にも政府にも初めての議會であつたが、別けても政府に取つては第一議會に臨むことが、多くの苦心、懊惱、畏怖の種であつた。當時の官僚政治家の心には議會は恰かも惡魔の巢窟でもあるかの如くに映じ、同時に又議員は何れも無賴の暴漢でゝもあるかの樣に思はれたのであらう。則ち多年の彈壓と迫害とによつて鬱積してゐた民論が、此機會に一時に反撥し憲法を楯とし議會を城として、官僚藩閥の脚下に押し迫まるものゝやうに恐れ戰いたのである。されば政府者は只管に之が對策を凝らしたのであつた。本來ならば黑田內閣瓦解後は、憲法起草者たる伊藤博文氏自から內閣の首班として第一議會に臨むべきであつたに、斯くては却つて政黨者流の反抗を買ふのみで利する處なしと見、直接政黨と交涉を持たず、謹嚴そのものゝ如き山縣有朋氏をして其局に立たしむれば、柔よく剛を制するの便があるといふ意味より山縣內閣の出現を見るに至つた。

首相山縣氏は議會召集前、地方長官を招集して一場の訓示をなし、政府は飽くまで政黨外に超越せざる可らざる所以を力說して、その態度を宣明したのであつたが、然し政黨員中にも亦議會の何物たるかを詳にせず、暗中模索の情態であつた人々が少くなく隨つて各派の陣容も頗る不整頓なものであつた。されど改進黨四十一人、自由黨百三十人、もし此兩派同一行動に出で、政府に當るに於ては、總計百七十一人の絕對過半數を占むることゝなるので、飽くまで超然主義を標榜した山縣內閣も、議會が多數決の府であつて其多數が政府反對の立場に立つ時には、政策は一も之を遂行すること出來ない事だけは知つてゐる爲め、地方長官に對する訓示を通じて宜明した其舌の根の乾かざる間に——

——而かも議場に臨んで未だ一言も述べざる內に、事實上これを放棄して自己の親兵たり番犬たるべき御用黨を作りあげたのであつた。大成會と名づくる團體が卽ち之れで純乎たる官僚黨七十九人を主とし、それに舊大同派中の保守派を以て組織した國民自由黨を加へ、更に無所屬四十五人を味方として總計百二十九人を糾合したのであつた。かくして漸く議會に臨んだのである。

議會に於ける政府と野黨との戰ひは、先づその前哨戰たる正副議長に始められたが、此前哨戰に於て野黨が提携して政府黨に當つたならば興味ある戰ひの幕が展開したかも知れなかつた。加之ならず正副議長も野黨に於て獨占し得たことは云ふ迄もない事であつたが、議長は自由黨の中島信行氏の當選を見、副議長は政府黨に漁夫の利を占められて大成會の津田眞道氏が當選した。然し守るものも攻むるものも法律規則を眼中に置かず、徒らに攻め、空しとく守るのみで船を何處に持つて行くか一行に見當の付き兼ねる情態であつた。當時の豫算は歲入歲出共僅に八千餘萬圓であつたが、それは今日より見てこそ僅かなれ、此時に於ては改進黨は勿論自由黨も亦た政費の節約、民力の休養を高唱力說しつゝあつたので、此點に就ては從來より其主張を同じくして來つた關係上、圖らずも玆に一致の行動に出で、相携へて政府に肉薄したのであつた。

當時、野黨は政府黨を目して吏黨と呼び、政府黨はまた在野黨を民黨と稱してゐたが、民黨は遂に豫算委員會に於て多數を以てその一割約八百萬圓の削減を決議し、而かも其中には憲法第六十七條の旣定の歲出すら含まれてゐたゝめ、首相山縣氏及び藏相松方氏は極力その不當不法を力說して原案の復活について奮鬪した。さりながら如何に山縣氏が奮鬪し松方氏が力戰しても、これだけは如何にしても民黨の陣營を破ることは出來なかつたのである。こゝに於て窮餘の策として農相陸奧氏は猛然として潛行的運動を開始した。同氏は衆議院に議席を有してゐたゝめ、之を利用して飽くまで時局を有利に導かしめんと考へ、自から山縣內閣の政略部長となつて民黨の切り崩しに當つたのである。

斯くして陸奧氏は先づ板垣氏を說いた。板垣氏は當時自由黨の總理では無かつたが、事實上の黨首であつたので、陸奧氏の術策に弄せられて兩者の間に妥協の完全に成立するや、林有造氏等土佐派の寢返りと後藤氏直系の裏切りとによつて、忽ち自由黨の一角は崩れたのであつ

た。そして豫算案は遂に再議に附せられ大に紛擾を見せたが漸くにして折衝の後、次年度に行政を整理して經費を節減すべき事を條件とし、六百五十餘萬圓の削減を以て豫算案は漸く衆議院を通過した。されば右の豫算案の他、尚多少の波瀾はあつたが大事に至らず、第一議會は解散もなく内閣の倒潰もなく終了を見たのであつた。而して之によつて政府は初めて安堵の胸を撫で下したのであるが、この陸奥氏の議會操縱がやがては政黨を墮落せしめ、議會に腐水を注入して大なる禍ひの基を貽したものである事を思へば、憲政の爲めに甚だ高價な妥協であつたと云はなければならない。

第五節　第二、第三議會

山縣内閣の瓦解と松方内閣の成立

山縣内閣は前記の如く陸奥氏の魔手によつて、辛ふじて第一議會を切り抜けたものゝ、第二議會に臨まんとするには大なる難關に逢着せねばならなかつた。而かもその難關たるや容易に突破し得べくもなく、勢ひ自から決せざるを得ない運命となつたのであつた。即ち第一議會に於ける豫算案の通過に際して行政整理、政費節約も明かに豫約した面目上、如何にしても之を實現せねばならぬ必要に迫られたが、然し實際上それは到底行ひ得らるべきものでなかつた。そこで首相山縣氏は苦慮した結果二十四年五月、遂に藏相松方正義氏を後繼内閣の首班に推薦して内閣を投げ出したのであつた。

かくして同月六日松方内閣は成立した。卽ち藏相は首相松方氏の兼任、内務には西郷從道氏、外務には榎本武揚氏、司法に山田顯義氏、文部に芳川顯正氏、農商務に陸奥宗光氏、海相は樺山資紀氏、陸相は大山巖氏といふ顔觸れであつた。時偶々大津事件が勃發したので組閣早々この兇變に逢ひ遂に内閣改造を餘儀なくされ内相は代つて品川彌次郎氏となり、法相は田中不二麿氏となつた。處が此の兇變後僅かに三ケ月にして彼の有名な濃尾の大震災が起つたのである。斯くの如く天變人事相次いで到つた爲め人心の動搖に隨ひ不安の空氣は少なからず國内に充ちて來たのであつた。

然しながら政府はこの情勢を察することが出來なかつたのみならず、却つて民心を挑發し或は激成するかの如き態度に出でたのであつた。殊に在野黨に對しては之を呼ぶに破壞黨を以てし、これを敵視するばかりか露骨に民黨征伐を放言して憚らなかつたのであつた。蓋し松方内閣は前山縣内閣の議會操縱を以て、恰かも在野黨に降伏したかの樣に考へ、而して是が爲めに少なからず官僚の權威を失墜したものゝ如くに感じたのであつた。されば飽くまで前内閣の亞流に伍せず斷乎として民黨に臨むべく決意し、第二議會の開會前より議會解散を以て在野黨を脅威したのであつた。故に品川内相の如きは既に解散を豫期し、解散後の選擧に備へんが爲め各地方官に對し頗る非常識、無鐵砲なる訓令を發してゐた。これ全く地方長官をして自己の思ふまゝに頤使せんとするものであり、品川氏がいよ〳〵選擧に干渉を行はんとする一種の宣告でもあつた。

政府の態度既に斯くの如しとせば、民黨も亦愈々内閣倒壞を強く叫んで之に反抗せんとする氣勢を昂めざるを得なかつた。斯くして人心の動搖と共に政情は頗る險惡の狀を示し來り、所謂山風將に到らんとして風樓に滿つるの觀があつた。立憲自由黨の如きも第一議會當時の苦き經驗に鑑み、此年三月末その大會を大阪に開き、黨内の結束を固ふせんが爲め、板垣氏を總理に推戴すると共に「立憲」の二字を削つて更生の策を立て、第二議會に對する準備に取りかゝつてゐたのであるが、政情斯くの如く政府が民黨征伐を策する上は、更に大に決する處なくてはならなかつた。

改進、自由兩黨の提携

こゝに於てか改進、自由兩黨の間には共同の敵に當るべく一大聯合が策せらるゝ事となり、中江兆民氏の熱心なる奔走は遂に多年の政敵たる板垣伯をして早稻田に大隈伯を訪問せしめたのであつた。而してこの板垣氏の早稻田訪問は大隈氏をしてその奮怨を棄てしめ、兩伯は直ちに堅き握手をなすに至つたので、表面大隈伯が總理でなくとも事實上は黨首と云ふてよい改進黨と自由黨との聯鎖は非常な強味を加へて來たのであつた。然るに政府は樞密顧問官たる大隈伯が板垣伯と會見したのを以て、官素紊亂なりとし直ちに顧問官を免じ民黨征伐の門出としてゐた

選擧干渉が如何に暴狀であり峻烈であつたかは當時政府に於て調査した死傷者に關する左の計算によつて見ても、その一斑が推知し得られやう。

府縣別	死亡	負傷
東京	—	—
大阪	—	六
神奈川	—	—
兵庫	—	九
千葉	二	四〇
石川	—	二四
福岡	六三	五
佐賀	八	九二
高知	一〇	六六
熊本	一	三七
鹿兒島	—	二七
群馬	—	一
富山	—	—
岡山	—	—
大分	—	—
宮崎	—	一
愛媛	—	—
香川	—	一
栃木	—	八
奈良	—	四
福島	—	三
廣島	—	一
和歌山	—	一
茨城	—	—
三重	—	—
長野	—	—
總計	八三	三八八

斯くの如き慘狀、狂態の裡に選擧は二十五年二月十五日を以て終了したが、而かも其結果は政府黨の勝利に非ずして依然、在野黨の大勝利に歸したのであつた。卽ち之を黨派別に見れば

改進黨（議員集會所）	三八
自由黨（彌生倶樂部）	九四

東　　黨（中央交涉部）　九五
獨立俱樂部（民　黨　系）　三一
無　所　屬　四二

の情勢であつた。東黨は卽ち政府黨であるが、官權の庇護によつて辛くも當選した此等の人々は、當時これを呼んで「選擧干涉の私生兒」と言つたのである。

兎に角この選擧干涉程、我が立憲史上に惡むべき汚らはしき烙印を留めたものは無かつた。云ふまでもなく此暴擧に對する民論の憤激は一方ならず、怒罵は呪ひとなつて洪水の如く品川內相を包圍せんとしたが、たゞに民間者のみならず政府部內に於ても流石にこの未曾有の大干涉大狂態を默視してゐるものは無かつた。大臣にして代議士を兼ねた農相陸奧氏は、自から英國流の政治家を以て任じてゐたゞけに初めより品川氏の非立憲的態度の甚だしきに對し攻擊すること頗る急であつた。遞相後藤氏も亦た陸奧氏と共に大に品川氏の態度を非難しその不都合を責め、潔よく氏の處決を促さんとしたが、この非難は更に元老、樞府の間にも起り殊に當時の樞密院議長伊藤博文氏は卒先して之を唱へた。そして氏は山縣、黑田、西鄕、大山、井上等の諸氏と屢々會見して品川氏の非立憲と暴擧とを認めて引責辭職を迫つたので、遂に品川氏も挂冠したが之れと同時に農相陸奧氏も又、內閣を去つて樞府に入ることゝなつた。卽ち品川氏をして內相の椅子を去らしむるに至つた責任を取つて、自からも又職を退いたのに他ならない。

如斯にして政府は當然內相及び農相の椅子を補充すべき必要に迫られたが、流石に首相松方氏も民論の情勢に鑑みる處あり、內相の後任としては板垣氏と最も緣故あり感情の上にも親しみある副島種臣氏を迎ふると同時に、農相には大隈氏と親交最も淺からざる河野敏鎌氏を入れて內閣改造を行つたのであつた。そこで副島氏及び河野氏は屢々、大隈、板垣兩伯と會見して選擧干涉の善後策を講じ、ひたすら民心の緩和をはかる事に努めたのであるが、未曾有の暴虐を極めた選擧干涉に對する民黨の積怨深恨は容易に解けんとせず、飽くまでも之を晴らさんとし腕を撫して議會の召集を待つたのであつた。

第三議會は解散後の特別議會で二十五年五月六日を以て召集されたが、開會劈頭民黨は選擧干涉に關する政府彈劾の上奏案を提出し、自由黨の河野廣中氏起つてその趣旨を說明し

「伏して願くは陛下聖鑑を垂れ叡斷を下し、以て其の典寶を涸瀆し選權を喪如したる者の咎過を匡正し給はんことを」

と沈痛悲壯の熱辯を以て切言した。而して右の彈劾上奏案は百四十三に對する百四十六の僅に三票の差を以て否決の運命となつたが、然し決してこれを以て議會が選擧干涉の事實を否認したのでは無かつた。反對投票者の中には只上奏の形式によらず、決議の形式をとらんとするものであつたから民黨は更に重ねて彈劾決議案を提出し、以て政府の處決を促さんとする策を取つたのであつた。而してこの決議案は百五十四に對する百十一の多數を以て可決せられたのであつた。よつて政府は院議を尊重して速かに引責辭職をなすべきであつたに拘らず、首相松方氏は「選擧干涉は誣妄なり、議員は資格問題を除くの外、事實を審査するの權能を有しない。本案がたとへ可決するも我が帝國々務大臣は此くの如き浮々泛々たる決議により輕々に進退すべきものではない」と傍若無人の放言をなして憚らず、輿論を無視したのみならず却つて一週間の停會を命じたのであつた。

そこで民黨は徹底的に內閣彈劾を決議し、更に製鋼所設立、海軍擴張費を否定すると共に豫算を削減したのであつたが、それでも松方內閣は恬然として顧みる處なく、辛ふじて議會を終了した。然しながら輿論を無視し議會を否設した松方內閣は、たゞ議會を兒も角も切り拔けたと云ふだけにとゞまり、滿身の創痍は如何ともする能はず、閣內は統一を失ひ動搖を事としたので、遂ひに松方氏は同年八月初め骸骨を乞ひ

第二次伊藤內閣の出現となつた。

第六節　第二次伊藤内閣

第四議會と政府彈劾上奏案

二十五年八月八日を以て成立した第二次伊藤内閣は、黒田、山縣、井上、大山等所謂薩長の元勳の顔をならべた内閣であつたが、その中心は何と云つても伊藤、井上兩氏であつたから世はこれを伊井内閣とも呼んでゐた。この伊藤内閣は松方前内閣の秕政を匡救して以て民心の安定を圖ると共に、民黨の反感を緩和せんとして、先づ選擧干渉の事實明白なる官吏は其地位の高下を問はず、悉く免官或は轉任せしめたのであつた。然しながら結んで解けざる民黨の反感は、之によつて毫も緩和することが出來なかつたのみならず、却つて伊藤内閣を以て大に爭ふべき好敵手なりとし、一層反抗の氣勢を昂めんとするが如き強硬なる態度を示したのであつた。

處でこゝに一顧を拂はねばならぬのは國民協會の發生であつた。この國民協會は桂冠して野に下つた例の選擧干渉の張本人品川彌次郎氏が西鄉從道氏等と謀つて舊中央交渉部、卽ち吏黨の大半を中心として松方内閣の末期たる二十五年六月に組織したもので、所謂「選擧干渉の私生兒」の集團であつた。而して之に屬するものは曾禰荒助、黒田綱彦、渡邊洪基、津田眞道、阿部浩、大岡育造、和田彦次郎、片岡直温、元田肇、川原茂助、佐々友房、古莊嘉門、柏田盛文、牧朴眞等の諸氏を初めとし七十名の多數に上つたが、國民協會は主義思想に於て改進、自由兩黨を正面の敵としたのは固より云ふ迄もなかつた。が然し伊藤内閣には品川氏の選擧干渉に徹頭徹尾反對した陸奥宗光氏が外相であるのみならず伊藤首相その人も又、品川氏を引責辭職せしめた主動者であつたゞけに、感情上當然の行がゝりとして伊藤内閣に對しても國民協會の態度は甚だよくなかつた。首相伊藤氏も品川、西鄉兩氏に對して政黨と緣を絶つ樣に勸告したのであるが彼等はそれを聽かなかつたので、伊藤氏も亦改進、自由兩黨に對する政略上、同民協會にも同一態度を以て臨むべきことを宣したのであつた。

斯く第四議會は十一月二十九日を以て開會されたが、伊藤首相は議會の開會前、馬車より落ちて負傷したゝめ井上内相が臨時首相として職務を兼攝したので民黨はその好敵手を失つたことを遺憾し、先づ國務大臣の出席問題を切つかけとして政府と衝突の火蓋を切つたのであつたそして二十六年度の豫算案の審議に入るや、例によつて大斧鉞を振ひ海軍擴張費の削除をはじめとし、殆んど徹底的にこれを叩き壞はし以て政府を窮地に押し込めたのであつた。而して民黨は河野廣中氏がその代表となり、極めて沈痛なる口調を以て政府の非違を糺彈して餘す處なく豫算削減の理由を力說したのであるが、政府は之に對して極力不同意を述べて議會の反省を求め、議會又多數を以て査定案を可決し、更に進んで政府はよろしく民意を重んじ衆議院の豫算修正案に同意すべし、もし能はずとなさば自ら處決して速かに責任の地を去るべし、已むなくんば衆議院を解散して輿論の判決を待つべしとの動議を提出するに至つたのである。

この動議は八十對百七十六の大多數を以て通過したのであつたが、政府は「政府の意見は終始一貫論るところなし」として同意を拒絶したゝめ、こゝに民黨は彈劾上奏案を提出した。かくて右上奏案上程の時、伊藤首相は病漸く癒へて登院し、上奏案反對の理由を述べたが、首相はこの上奏案を以て「維新以來凡百の不平を一束して天聞に訴へんとするに在るか、或は又當期議會における衝突に關して現政府を彈劾せんとするに在るか、其趣旨明かならず」と反駁し更に斯くの如き問題で、至尊を煩はし奉ることの極力避くべき旨を反覆强調して大に防止に努めたが、議會はこの上奏案をも可決して星議長が參内捧呈したところ、明治大帝に於かせられては此の奏疏に對し「朕熟覽し置く」と宣はせ給ふたのみで、御嘉納の御詔は下し給はらなかつた。一方伊藤首相も參内して議會の解散を奏請に及んだが御裁可あらせられず、依つて首相は謹んで更に骸骨を乞ひ奉つたが允許し給はず、こゝに於て首相伊藤氏は全く施すに策なき窮境に陷つたのであつた。

此時畏くも明治大帝に於かせられては各國務大臣、各樞密顧問、兩院議長を御召しに相成り勅語を下し給ふたのである。その勅語には

國家軍防の事に至つては苟くも一日も緩くするときは百年の悔を遺さむ、朕玆に内廷の費を省き六年の間、每歲三千萬圓を下附し、又文武の官僚に命じ特別の情狀ある者を除く外、同年月間其の俸給十分一を納れ以て製艦費の補足に充てしむ。

と宣べさせ給ひ、閣臣と議會とは各その權域を愼み、和協の道に由りて陛下を補翼し立憲有終の美を濟さんことを望ませられたが如き、大御心の程寔に恐懼に堪へぬ次第であつた。

されば詔勅一度び降下するや、議員は齊しく感泣して左しもに紛糾混亂してゐた局面は俄かに一變したのは云ふ迄もなかつた。尾崎行雄、島田三郎氏等は詔勅遵行に關し大に政府の覺悟を質さんとしたのであつたが、自由黨側先づ詔勅遵行の議を決するに至つたので、改進黨側も同意することゝなり行政整理、政費節約を條件として政府と議會との妥協が成立した。こゝに於て伊藤内閣は漸く無解散、無辭職で第四議會を通過することが出來たのである。

然しながら是を轉機として改進、自由兩黨の關係は自から乘離を來し、從來の如き結束を見ることが出來ぬやうになつた。所謂民黨の名もこの時を以て事實上消滅に歸したのであつた。

第五議會に於ける改進黨の星議長彈劾

伊藤内閣は第四議會の閉會後、内に於ては在野黨との妥協條件を實現せんとし、外に對しては條約改正の事を果さんことに努力したのであつたが、事豫期の如く容易に進行を見ず、改進黨は對外硬を主張して結合した大日本協會と提携し、國權論者たる例の國民協會も亦たこれと呼應するに到り、反政府運動は漸く熾烈を加へ來らんとした。

然るに一方自由黨は斯くの如き空氣の裡に在りながら、從來とその態度を異にして旗幟を鮮明にすることをなし得なかつたのである。而して二十六年十一月いよ〳〵第五議會の開かれるに及んでも、依然として自由黨は觀的態度を以てこれに臨まねばならぬ窮狀を示したのであつた。偶々議長星亨氏が取引所問題にからみ農相後藤象二郎氏及び次官齋藤修一郎氏と共に收賄の嫌疑があつたので、改進黨は先づ星氏彈劾の聲を揭げて自由黨に戰ひを挑んだのであつた。處が此の星彈劾には自由黨内にも共鳴者が少くなかつたのである。それは星氏が議員としては未だ新參であつて、第三議會より初めて議席を得たのにも拘はらず、陸奥宗光氏と密かに結んで兩者は堅き握手を交したのみならず、岡崎邦輔等の所謂紀州組の後援を受けてゐた爲め、他の儕輩を退けて議長の椅子を占むるに至り、第四議會當時に詔勅の喚發を見る樣になつたのも實は政府に陸奥氏あり、自由黨に星氏があつて此の兩者が密かに策して以て伊藤首相に獻策したものであるとさへ傳へられる程で、星の怪腕と力量とは伊藤及び陸奥兩氏との密接な關係と相俟つて、自由黨中の最も有力なる領袖となつて來たのである。されば之に對して黨員の一部には反感を抱く者があつた。必ずしも猜疑し嫉視するが爲のみではなく、濁水を呑吐して平然たる彼が强氣と押と傍若さとに對する反感が自然に昂じ來り、遂に星排斥の聲となつて現はれたものと見るべく、而かも其聲は相當に黨内に於て强く提唱せらるゝに至つたのであつた。

かくして自由黨内の長谷場純孝、菊地九郎、工藤行幹、長谷川泰氏等は星氏彈劾を板垣氏に迫つたが、板垣氏の之を聽き入れざるに及び彼等は斷然自由黨を脫して新たに同志倶樂部を組織した矢先、改進黨の星氏彈劾となつたので諸氏も亦た此れに同じて共に議長彈劾の上奏案を可決したのである。星氏は頑として之を肯んじなかつたが、改進黨は更に進んで星氏の除名を決議し多數の贊成を得た結果星氏は遂に議長の椅子を下つて院外に逐はるゝ身となつたのである。

野黨は斯くの如く星氏彈劾の第一戰に於て、勝利を占めたので更に進んで政府に肉迫した。そして農相後藤氏及び次官齋藤氏を彈劾すると共に、軍艦千島號事件をとらへて鳩山和夫氏等は上奏案を提出し、安部氏警根氏又條約勵行建議案を提出して、矢繼ぎ早に政府糺彈の征矢を放つたので、政府は窮餘の策として停會に次ぐに停會を以てし、遂に議會解散を敢てしたのであつた。而かも伊藤首相は解散の理由を公示しなかつたので、非難の聲が起り殊に對外硬に同情しつゝあつた貴族院の近衛篤麿、二條基弘、谷干城、島尾小彌太、曾我祐準等三十八名の人々は、連署して伊藤首相の非立憲的行動を責め忠告狀を送致するに至り世論は大に紛糾した。

總選擧と再解散

議會解散後の第三回總選擧は、二十七年三月一月を以て行はれたが、政府は對選擧策として最も公平の態度を採らんことを期し、特に之を各地方官に嚴達したゝめ、この選擧は頗る平穩の間に行はれ、干渉の事實は勿論何等偏頗の批難を聽くことが無かつた。而して選擧の結果は

改進黨	四八	革新黨	三八
自由黨	一一九	國民協會	二六
大日本協會派	九	中國進歩黨	五
中立倶樂部	五	無所屬	五一

であつたが、改進黨を初め對外硬は共に固く結束して不當解散を糺彈し、對外強硬及び責任内閣の確立を標榜して第六議會に臨むことになつた。特別議會たる第六議會は二十七年五月十五日を以て開會されたが、自由黨も亦た伊藤内閣の御用黨として政府の番犬たるに甘んずるの愚をなさず、殊に不當解散を問責するは選擧民に對する言責よりして當然なさねばならぬ立場にも在つたので、改進黨其他と歩調を一にして

「本院は第五議會解散に伴ふ政府の行爲に信任を置く能はず」

との決議案を提出し、同案は實に十七名に對する二百五十三名の大多數を以てこれを可決したのであつた。

この決議は純然たる内閣不信任の表明たること云ふ迄もなかつたに拘はらず、政府は毫も反省の色なく漫然これを見送らうとしたので、野黨の憤激はいやが上にも高調し遂に「内治外交兩つながら其職責を失す」との理由を以て、更に政府彈劾の上奏案を提出するに至つた。こゝに於て自由黨はその緩和を圖らんとし、力を極めて防戰するところがあつたが、改進黨を中堅とする對外硬派は斷じて怯むことなく突進し遂に右の上奏案は百三十五對百五十三の多數を以て可決せられたのであつた。斯くして二十七年六月一日衆議院は再び解散を命ぜられたのであつた。

つた。

第四回の總選擧と日清開戰

伊藤内閣の再度に亘る議會解散は、さらぬだに憤激した民論に一段の油をそゝぎ、猛烈な反抗の火の手を煽揚することゝなつた。されば改進黨は自主的外交の確立、責任内閣制の樹立を二大要素として各政社、各團體と結んで國民的同盟を作り、總選擧本部を設けて同志議員の再選を期すべく、戰備を急ぎいよ〳〵選擧戰に臨まんとした折柄、朝鮮に東學黨の亂は起り東亞の風雲急を告げて、遂に七月二十五日仁川沖に砲聲轟き八月一日、日清開戰の詔勅が煥發せられたのであつた。こゝに於て朝野肅然として政戰の鋒は收められ、擧國の民心悉く振ひ起つて外に向つた爲め、九月一日行はれた總選擧の如きは殆んど忘れられたるが如く、極めて靜穩の無風帶裡に終了してしまつたのであつた。從つて何人も黨派の消長、候補者の當落を顧念するものなき狀態であつたが、その結果は左の如くであつた。

改進黨	四五	國民協會	三〇
由由黨	一〇六	立憲革新黨	四〇
大手倶樂部	二五	中國進歩黨	三
財政革新黨	四	無所屬	四七

聖駕西に進ませられ同地に大本營を置かせらるゝや、第七議會は同年十月廣島に召集せられ、十二月東京に第八議會を召集せられたが、皇軍の精英海を渡つてよく連戰連勝、遂に清國の和を乞ふに至るまで即ち明治二十七八年の兩年間、黨爭は全く其の跡を絶ち政界は風波の影さへも留めなかつたが、一度び遼東還附の議決するや、忽ちにして民論は勃發し對外硬派は再びこゝに猛然として起ち、對外交失敗を彈劾して反政府運動が熾んになつた。改進黨は率先して革新黨、國民協會、大手倶樂部等の各派と中央議員倶樂部を組織し、自由黨にも交涉して一大

國民運動を起さんとしたのであつたが、自由黨には星亨、林有造、岡崎邦輔等暗中に政府と手を握らんとしつゝある者があり、一方政府部内にも外相陸奥氏及び書記官長伊東巳代治氏の如きがあつて、互ひに相應じ自由黨をして民黨聯合に參加せしめざらんことに努めたのみならず却つて自由黨を政府と結ばしむるに至つたのである。

されば二十八年十二月二十八日、第九議會の開かるゝや、野黨は結束して外交失敗の彈劾上奏案を提出したのであつたが、自由黨及び國民協會の反對によつて右上奏案は否決せられ、爲めに野黨の氣勢は自から挫かれざるを得なかつた。こゝに於て對外硬を高唱しつゝあつた改進黨、革新黨、中國進歩黨、財政革新會、大手倶樂部その他の獨立議員は二十九年三月一日、新政黨を結成して以て政府及び自由黨に當らんとしたのであつた。

第二章　進歩黨の結成以後

第一節　第九議會

進歩黨の宣言

國家内外の形勢は吾人をして一大政黨を樹立せしむ。今こゝに結黨式を擧ぐるに方り、其因て起る所以を宣言し以て擧國同憂の志士に告ぐ。

吾黨は進歩主義を執り、玆に責任内閣を設立し玆に外政を刷新して國權を擴張し、玆に財政を整理して民業の發達を誘致し、以て立憲政治の實を擧げ維新中興の丕基を完成し以て

皇室の繁榮を宣揚し、民人の權利幸福を增進し以て宇内の文化を大成せしめんことを欲す。

維新中興の初に當り大に　聖謨を定め玉ひ詔に曰く廣く會議を起し萬機公論に決すべしと、爾前三十年、憲政既に制定せられ　天皇の神聖大臣の責任人民の權利、分界明瞭復た疑を容るべきなし、然るに閣臣有司尚ほ陋習を悛めず、或は言論集會を欽制して公論の發動を阻碍し、或は淫りに帝國議會を解散し、或は屢々外交の機宜を誤つて威信を中外に失ふ。凡そ斯くの如きもの臣民黨一日も之を默過するに忍びんや。

吾黨は行政機關を刷新し、稅法を改め冗費を除き、以て之を國家有用の資途に充て、萬事質實を旨とし創業進取の精神を作興し、以て綱紀を振張せんことを期す。

顧ふに維新中興の丕基を完成し萬里の波濤を拓開するの　聖謨を翼贊せんと欲せば、主として外政を刷新し國權を擴張せざる可らず、然るに從來の外政は多く國家の威信光榮を毀損し、特に征清の終局に於ける特に對韓の政策に於ける、國家の威信光榮を失墜せる之より甚しきはなし。

今や東洋の形勢益々非にして、隣邦の危急旦夕を測られざるに至れり、此時に當り國民をして狂瀾を既倒に回すの大氣力を發動せしむるに非らずんば、金甌無缺の國家を如何せん。吾黨の外政恢弘の策を把持し之を貫徹せんとするもの、決して偶爾にあらず。

今や帝國の實勢と憲宇の大機とは、小黨の分立を容さず、玆に在野の各黨派を解散し以て進歩黨を樹立し、其政綱を頒ち其宣言を發し、猛進して以て第二維新の大業を贊襄せんとす、謂ふ擧國同憂の士、來りて以て此の擧を贊せよ。

是より先き改進黨は二月二十四日、黨大會を開き新政黨樹立のことを決議し、同二十七日更に芝愛宕館に代議士大會を開き、三月一日同じく愛宕館に於て進歩黨結黨式を擧行したのであつた。而して三月十八日更に同所に於て進歩黨の常議委員會につゞいて同二十日代議士總會を

開き新たなる鋭氣を以て其陣容を整へたのであつた。

新政黨の結成に就ては當時の言論界は種々なる批評を各自の機關紙上に發表したが、特に抄錄するに足る程のものは無かつた。參考の爲め左に一例を揭出する。

舊政黨は何の爲めに解散する。新政黨は何の爲に組織する、解散するものは其れ解散せざるべからざるの必要ありて解散するならん、組織さるゝものは其れ亦た組織せざるべからざるの必要ありて組織さるゝならん。必要とは何を意味する乎、自由黨が現內閣と提携したるの一大事變是なり、夫れ物合すれば强、分るれば弱、これ自然の數のみ、個々分離したるの小政黨は以て一致團結したる大政黨に當りがたし是れ舊政黨が解散して、新政黨が組織せらるゝ所以なり。然らば舊政黨をして解散せしめたるものは現內閣と自由黨との提携これなり、新政黨を組織せしめたるものは現內閣と自由黨との提携これなり。夫れ政黨は論爭を以て主義とす、論爭は多數を以て勝を制す、敵既に連衡して强を加ふ、我亦た安んぞ合縱して勝を制せざるを得んや。

抑も新政黨が合同の精神は焉くにかある、新政黨は內外二重の目的を有す、對外的よりして言ふ時は自主的外交の斷行なり、對內的よりして言ふ時は責任內閣の建設なり、然れども新政黨の主義綱領としては、この二個の宣言は餘りに概括なり、亦た餘りに多岐なり、夫れ政黨の主義は特殊なるを貴ぶ、而して多岐なるを貴ばず、蓋し概括なるときは適切ならず、多岐なるときは明白ならず、時弊を匡救して適切國民を勸告して明白、是れ政黨の勢力を得る所以なり。

政黨に貴ぶ所のものは其歷史に在り、新政黨を組織する改進黨、革新黨、財政革新黨等その齡の幼老あるにかゝはらず、各皆歷史を有せざるなし。而して政黨の歷史なるものは黨員をして無限の感情を以て其黨に密結さしむ、この歷史なるものは一朝一夕の能く生ずる所にあらず、特に改進黨の歷史の如きは、我邦立憲政體の創立史の重要なる部分を占むるものとす、而して各政黨は惜氣もなく一朝自黨の歷史を拋棄して新政黨を組織せんとす、我輩をして之を見れば個々の小政黨を合して大政黨を組織するは、我邦政界の爲には極めて賀すべしとす、然れ共今の時は新政黨を組織するには、時機猶ほ早しとせざる耶、何となれば彼れ自由黨が現內閣と提携したるの事實の外、新政黨を組織するの必要は毫も之れなく、而して舊政黨を維持するの必要は尙依然として存するものあればなり。

蓋し改進黨の如き、革新黨の如き、財政新黨の如き各共特殊の目的を抱負して政界に生れたり、此目的を達せざる以上は彼等自黨を維持するの必要は依然として存せざる可らざるに非ずや。卽ち改進黨の如きは英國の議院制を我邦に實行するを以て當初の目的とし、財政革新黨の如きは國家財政上、一種の改革を達するを以て當初の目的としたるにあらずや、之れ皆その黨特殊の抱負なりと謂つべし、而して今や各黨は是等特殊の抱負を達せざるに先ちて早く解黨して新政黨を組織せんとす、何んぞ其精神の堅確ならざるや。惟ふに新政黨の前途は盛運か分裂か斷定すべからざるなり。（二十九年四月雜誌太陽）

大隈伯の談論風發

進步黨結成の翌四月二十一日、大隈伯は家族同伴東京を發して鄉里佐賀に歸省したが、沿道到る處進步黨員初め各階級の人々の歡迎盛んにして伯も亦た談論風發の概を示し意氣ます〳〵壯なるを思はしめた。新聞雜誌に又此事を傳へ何れも伯に對する好感を示した。當時の雜誌「太陽」に左の記事あり。伯の歸省とは直接關係なきも左に抄錄する。

所謂元勳といふもの漸く增加し來れり、現今薩閥の元勳として大に朝野に歡迎持て囃さる、樺山伯の如きは明治七年の臺灣役に於ては僅に下級の一將校に過ぎず、その他某といひ、某といふ皆之れ眞に維新の元勳にあらず、されば已代治讒澄の徒亦遠からずして元勳らしくなるならんか、然れ共所謂元勳といふもの果して如何なる動績ありしとするぞ、彼等自ら誇りて馬上を以て天下を得たりと稱す、されど共爲したる所は僅かに會津の小軍を破りたりといふに過ぎず、何ぞ爾く誇稱するの價値あらんや、當時天下亂れて麻の如し、人苟くも此間に處す自から我が膽略を錬り、我が智見を擴むるは必然なり。

維新の革命は言はゞ一の大學校なり、此の學校の陶冶を受くれば平々凡々なるものも一躍エラくなるは怪しむを須ひず、もし此學校に入りて尚エラクならざるものは、是れ餘程の愚物にして平々凡々以下の者也。所謂元勳なるもの俗人の尊敬を博し、應揚跋扈するはたゞ權力を握るの間のみ、一朝權を失へば毫も世間より有難く思はれざるのみならず、全く忘却せらるゝに至る、彼の河村伯の如きは薩閥の元勳として一時は非常の權勢名望を有したりと雖も、一度權力を失ひ樞密院に退隱すれば何の音沙汰もなく、今や一人の河村を稱するものなし。その他樞密院の元老を算し來れば皆一時は大に世間に持囃されたるものゝみ。所謂元勳の價値又知るべきにあらずや、然れ共元勳中、眞に度量膽略あるものは權勢の有無に依りて、その價値を增減するところあらず、是元勳なるが故に世人に尊敬せらるゝに非ずして、實力あるが故に其人の尊きなり。

彼の大隈伯の如き朝に在るも野に在るも、毫も異なる所なし、たとへ伯を下宿屋樓上に投げ入るゝも直ちに頭を擡げ來らんは明かなり、要するに元勳の永く元勳たるを得るは其實力の如何に在り。

第九議會は自由黨と政府との提携によつて伊藤内閣はその難關を突破し得たが、その爲め自由黨は黨首板垣伯の入閣を要求し、伯は黨籍を脫して元勳の一人として入閣したのであつた。然しながら間もなく陸奥氏の病臥となり渡邊藏相は無力にして戰後の經營を擔當するの威望なく、此兩相辭せんとして内閣は動搖を初め二十九年八日末日遂に伊藤内閣は總辭職を決行したのであつた。

第二節　第二次松方内閣と第三次伊藤内閣

大隈伯の入閣と進歩黨

大命を拜した松方伯は、進歩黨の事實上の黨首たる大隈伯と共に、世に謂ふところの松隈内閣を組織せんとして進歩黨の援助を求め來つたが、然しながら朴念的な自由黨とは自から其比を異にする進歩黨は、「單なる御用黨を以て甘んずるが如きこと無く、前内閣は進歩黨が倒したものにあらざると同時に、現内閣も亦た進歩黨が建てたものでない以上、進歩黨にとつては現内閣を扶持すべき責務のあるべき筈なく、從つて黨の意見が政府のそれと合致する間は大に提携するに不思議はない。而して一朝意見を異にせる場合に於ては、亦た大に反對せざるを得ずといふ建前から、松方内閣に對したのであつた。勿論大隈伯は入閣と同時に進歩黨に對して其所信を明示し、その政綱は地方長官を通じて天下に發表したが、その要旨は

一　責任内閣の實を擧ぐること
二　外交方針を改め以て國權國利を伸張すること
三　軍備の擴張は國力に適應せしむること
四　國力を發達せしめんが爲には主として教育及び實業を奬勵すること
五　言論集會の自由を伸潤せしむること
六　行政改革を斷行し又官紀を振肅すること
七　財政を整理し出入の均衡を恢復すること

等であつた。卽ち進歩黨はこれを以て「皆な方今の急務にして我黨の方針と大差なし、故に我黨は全力を擧げて其實行を完美ならしめんことを期す、抑も言徒らに美にして行ひ之に伴はざるは我黨の取らざる所にして、乃ち又政治家の當に最も戒むべき所なり、故に現内閣の實行若し非ならば我黨は之を攻擊するの責務を有す、玆に之を決議して所信を言明す」とその態度を明かにした。

この松方内閣の顏觸れは、首相松方伯は藏相を兼任し、大隈伯は外相の椅子を占めて内相は樺山資紀氏、法相は清浦奎吾氏、文相は峰須賀

茂昭氏（後に濱尾新氏）農商務は榎本武揚氏（後に山田信道氏）遞相は野村靖氏、陸相は高島鞆之助氏、海相は西郷從道氏であつた。が、高橋健三氏は内閣書記官長となり神鞭知常氏が法制局長官となつた他、進歩黨の領袖中より次官、局長、參事官、知事等を採用して大に民心を新たにした。前伊藤内閣は財政上非常の難局に陷り自から救ふことが出來ず、責務を松方内閣に讓つて退いたものであるだけに、松方内閣の苦心は財政の整理であつた。されば首相松方氏は地方官會議の席上に於ける演説中にも財政の整理、出入の均衡を以てその財政の新方針を示し、所謂戰後の經營に努力すると同時に一方に於ては又、富强の基たる教育、實業に一層の保護と奬勵とを與へて國運の進歩を圖るべきことを高調した。

大隈伯も又、財政整理及び外交振張と共に、行政改革を以て現内閣の責務となし伯自ら總裁となり、清浦法相と副總裁とし高橋書記官長及び神鞭法制局長官を委員として行政改革に着手することゝなつた。伯は曰く「此度の改革は松方伯を首とし閣員一致して、出來得る限りは充分に斷行することに閣議も決定したり。余も亦た此方針を以て會議に臨み、聊か調査せる事項に就て充分に意見を吐露し、又各委員の意見をも參照して鋭意實行する方針なり」と。斯くの如く行政の政革、財政の整理及び外交振張、それから從來の總理大臣の演説に於ては殆んど聽くことの出來なかつた教育制度擴張に關する宣明の如き皆な悉く人心を新たにするものとして、前内閣に厭き果てたる天下の感情は一轉して、松方内閣に向けられたのであつた。

第十議會と其後の内閣動搖

第十議會は二十九年十二月二十五日を以て開かれたのであつたが、翌春一月十一日英照皇太后陛下の崩去あり、上下の官民肅として哀慟の情を表し奉る裡に御大葬式は二月九日行はせらる事に決したので、休會中の衆議院は一月二十四日開會早々、松方首相は大葬費に就て二十九年度の皇室費追加として七十萬を增額し、以て御大喪費に充用し奉らんとすることを述べ、直ちに豫算委員會は開かれ滿場一致、議員總起立を以て政府提出の原案を可決した。

三十年度總豫算案は一月十九日再提出以來、質問總會を開くこと五回、一先づ其大體を終り更に査定方針を定めて同二十五日より各科に就て分査すること各四回、同二十九日を以て終了し二月一日愈々可決確定を告げた。この議會の形勢は進歩黨九十六名、議員倶樂部二十一名、革新倶樂部五名、同志倶樂部二十一名、國民倶樂部八名、新自由黨九名の合計百六十名が政府の味方であり、之と反對の立場に在つたものは云ふ迄も自由黨であつた。尤も自由黨の他にも月曜會九名、國民協會二十五名、無所屬十七名があつたが然し此等は純乎たる政府反對黨でなく中立を標榜しつゝあつたもので、場合によつては反政府側に同ぜんとするの色を示したものに過ぎず、されば月曜會以下を擧げて非政府黨たらしむるも、自由黨八十八名の頭數を以てしては到底、大勢に勝つことは不可能であつたのである。

而して進歩黨と同一歩調に出でたものゝ中、新自由黨は田村順之助、濱名新平、西村甚右衞門、中村克昌、武者傳二郎、重野謙次郎、水島保太郎、杉村寛正等の自由黨脱黨議員によつて結合されたもので、此外にも府下三多摩郡の自由黨員は悉く脱黨し、關東に於ける自由黨の勢力は蕩焉として地を掃ふの感があつた。同志倶樂部は實業團體その他中立議員と目せられた松本重太郎氏一派が、相合して組織したもので、伴直之助、原善三郎、渡邊新太郎、和氣清太郎、加賀美嘉兵衞、吉田祿在、中野治兵衞、谷澤龍藏、田中市兵衞、久保九兵衞、小坂善之助、木村喜太郎、鈴江泰造、秋山忠夫、竹村藤兵衞、松尾寛三、佐々木政文、櫻井義起、松尾德三郎、前川槇造、松本重太郎の諸氏であつた。

斯くて第十議會は自由黨が多少の反對はしたものゝ極めて無事に終了を告げたのであつた。前述の如くこの松方内閣に對する一般の世評は頗るよく、各方面に於ける識者からは期待された希望も持たれて居つたので、進歩黨としては飽くまで先きの宣明通り、松方内閣をしてその施政上の新方針なり、改革なりを凡てに亘つて遺憾なく實現せしめんことに最大の努力を盡さんとしたのは、決して無理のないところであつた。されば政府と進歩黨との連鎖として政府に入つた高橋健三及び神鞭知常の二氏は、大に首相松方伯を勵ますと同時に大隈伯に對しても熱心に此れに就て進言し、更に樺山、高島兩相を說得と云はんよりは寧ろ導き教へ、以て政綱の完全なる實現を期せんことに勉めたのであつた

が、松方氏は議會を無事に通過したことのみを以て滿足したかの如く、殆んど何等の實行を爲すべき力さへ有せざる程の態度を示し、一向兩氏の熱望を容るゝの模樣を示さなかつた。首相にして既に然り外相大隈伯を除く他の閣僚に至つては、頑冥にあらずんば藩閥の結晶にして殆んど語るに足らず、兩氏懸命の努力も遂に空しくなつたので、高橋及び神鞭氏は玆に斷乎たる決意を示し、憤然政府を去つて仕舞つたのであつた。

大隈伯在りと雖も右の兩氏に去られた松方内閣は、最早形骸にひとしきものと稱して差支へなかつた。こゝに於て進步黨も亦た政府に對して内閣の改造及び、政策の更新を建言したのであつたが松方首相は之に答へて「予不肖と雖も至尊の親任を辱ふして大政親弼の重任に當る、閣員の進退と行政の作用とは他の容喙に俟つべきにあらず」と進步黨の進言を一蹴するに至つたので、進步黨の憤慨は一方ならず、最初より我黨に請ふに援助を以つて、その組閣なるや責任内閣の建設を高調して、堂々政綱を天下に發表しながら第十議會を通過するや、何等自ら爲す無く而かも偶々政綱を實現せんとすれば逆施倒行、民心日に離れんとするに至るを以て、我黨之を坐視するに忍びず、忠言建策の誠意を致せるに對し俄かに其向背を變じて如斯の言を爲す、その不信斷じて許す可らずと直ちに政府との絶緣を決議すると同時に、内閣不信任の意を表明するに至つたのであつた。

こゝに於て大隈伯もその職に獨り留まること能はず、遂に十一月冠を挂けて野に下つたのであつた。之と同時に進步黨出身の次官、局長等は官吏たる地位に在りながら内閣不信任の決議に加はつたといふ理由の下に皆その官を免ぜられるに至り、之を以て名實共に進步黨は全く政府と絶緣したのであつた。一方松方内閣は迫り來る第十一議會に臨まんとする必要上より、窮餘の策として自由黨に其手を差し延べたのであつたが、同黨も亦た松方氏の後入齊にして到底、事を成すの力なきを看破し之に應ぜず、十二月議會開會を前にして大會を開き内閣不信任を決議するに至り、所謂吏黨の集團たる國民協會すらも尙ほ松方内閣に好意を表するを欲せず、斷然反對の態度を示すが如き有樣となつたので政府は四面楚歌裡に第十一議會に臨んだのであつた。

野黨は聯合して一擧に内閣を屠らんとし、劈頭第一先づ不信任決議案を提出したが、この決議案は提出者三十八名、贊成者百五十名の署名があり、議會は約三分の二の同意を得て、決議案の通過は既定の事實であつたから、松方氏もこの明々白々たる大勢の前には如何ともする能はず、右決議案の議決に先だち十二月二十五日衆議院を解散すると同時に卽日辭表を捧呈し、こゝに松方内閣は崩壞した。

伊藤内閣も又議會解散

松方内閣が慘めな最後を遂ぐるに至つた後、組閣の大命は伊藤侯に下り第三次伊藤内閣は、例の如く超然内閣の姿で出現したのであつた。而かも伊藤首相は憲政の運用上、全く政黨を度外視することの不可能なるを知つてゐるので、自由黨を御し易しと見之を利用せんとして内閣成立後間もなく同黨の人々を官邸に招き、提携の希望を述べたのである。そこで自由黨は板垣伯を内相たらしむることを條件として承諾したのであつたが、之には藏相井上馨氏が斷然反對を唱へ遂に不調に終つた結果、伊藤内閣に對する自由黨は依然として野黨の立場に在つた。

松方内閣の解散による總選擧は、伊藤内閣の下に三月十五日平穩に終了したが、その結果は左の如くであつた。

進步黨	九一	自由黨	九八
國民協會	二六	同志俱樂部	一四
山下俱樂部	四八	無所屬	二三

第十二議會は三十一年五月十八日を以て召集されたが、進步黨と自由黨も共に政府反對を表明したので、こゝに兩黨互ひに提携して伊藤内閣の生命とも云ふべき增稅諸法案の中、先づ地租增額案に反對し、而かも二十七對二百四十七の壓倒的大多數を以て否決し去つたので、政府は大に狼狽して窮餘遂に六月十日衆議院を解散した。これが爲めに進步黨と自由黨との結束は益々鞏固となり、遂に兩黨は各その黨を解いて新黨を結成することになつた。之が日本の最初の政黨内閣を作つた憲政黨である。

第三節　憲政黨の組織

大隈、板垣兩氏の握手

進歩黨は勿論自由黨も又、その結成された目的はいづれも政黨内閣の樹立にあつた。而して兩黨共に、この目的を達成せんが爲めに、時としては藩閥と握手し又時に官僚と提携もしたのであつたが、然かも其結果に於ては一も成功を見るに至らず、却つて政黨相互の軋轢を深くし反感を助長せしめて、所謂血を以て血を洗ふの繰り返しであつた。故に此點に就て互いに悟る處あり、從來の感情と行がゝりとを此際ともに一擲し去り、以て野黨の大合同をなさんとする議が兩黨の間に熾烈になつて來たのである。こゝに於て多年政敵として對峙し來つた大隈、板垣の兩伯が互いに舊怨を棄てゝ握手することゝなつた結果、兩黨は共々その大會を開いて解黨し、六月二十二日大隈、板垣兩伯も之に參加し新富座に於て新政黨の結黨式を擧げ、一時に官僚閥族を壓せんとする氣勢を示すに至つたのであつた。憲政黨即ちこれであつて結黨式當日に議決發表せる宣言及び綱領は左の如くであつた。尙當日は片岡健吉氏會長に推され平岡浩太郎氏結黨の辭を述べ、創立委員を代表して鳩山和夫氏の演説あり、來會者二千人に達する盛況であつた。

宣　言

憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす、而して此間解散は既に五回の多きに及び、憲政の實また全く擧らず、政黨の力亦た大に伸びず、是を以て藩閥の餘弊尙ほ固結し爲めに朝野の和協を破り、國務の遲滯を致せり。是れ擧國忠愛の士の深く慨嘆するところなり。今や吾人は内外の形勢に鑑み、斷然自由進歩の兩黨を解き廣く同志を糾合して一大政黨を樹立し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす、因て玆に之を宣言す。

綱　領

一、皇室を尊戴し憲法を擁護する事
一、政黨内閣を樹立し責任を嚴明にする事
一、中央權の干渉を省き自治制の發達を期する事
一、國權を保全し通商貿易を擴張する事
一、財政の基礎を鞏固にして歳計の權衡を保つ事
一、内外經濟共通の道を開き産業を擴作する事
一、陸海軍は國務に應じ適度の設備をなす事
一、運輸交通の機關を速成完備する事。
一、教育を普及し實業科學を奬勵する事

因みに憲政黨の總務委員としては松田正久、尾崎行雄、大東義徹、林有造の四氏が推擧された。

この潮の如き勢力が合流結成したのを見ては、政府も元老も愕然として殆んど度を失はんばかりであつた。そして數次の元老會議を繰り返して對策を議したのであつたが、伊藤侯は事玆に到る以上は大隈、板垣兩伯をして後繼者たらしむるより外なきを主張し山縣氏は切々に之に反對して兩者は激論數刻に及んだと傳へられる。右の結果伊藤侯は遂に左の如き辭職の表文を闕下に奉り謹んで骸骨を乞ふたのであつた。

謹奏、臣博文荷聖恩。屬奉重任、孜々圖報效、而事與志違、是臣疎才之所致、恐懼曷勝、若猶徘苐戸位、壅塞賢路、恐汚聖鑑、辭補衮之職併乞奉還勳位顯爵、伏願皇上陛下、曲垂哀隣、速賜聖允、臣不勝恐懼屏營之至、誠恐頓首百拜。

これに由つてこれを觀る、その職を辭するにとゞまらず、勳位顯爵をも奉還せんとするに至つては如何に時局の推移に昂奮し、感激したかを察知することが出來やう。而して侯伊藤が右の辭表を捧呈するや、又復元老會議の開催となり山縣、黑田、大山、西鄕、井上と順次お鉢を持ち廻つたのであつたが、誰一人敢然起つて自ら此の難局を擔當しやうと云ふ者はなかつた。こゝに於てか遂に伊藤侯の提案した如く大隈、板垣二氏を後繼に奏薦することに決したのであつた。

最初の政黨內閣

廟議が斯く決したので伊藤侯は、直ちに大隈、板垣兩伯の來邸を求め告ぐるに此事を以てし、具さに其次第を語つて兩伯の蹶起を促したのであつた。兩伯も事の餘りに倉卒なるに驚き、憲政黨の陣營未だ完く整はざる事情を述べて固辭する處あつたが、伊藤侯の熱意と決心とに動かされ遂に組閣の大任に當るべき旨を答ふるに至り、六月二十七日兩伯は宮中に召されて大命を拜辭したのであつた。

こゝに於て組閣本部を帝國ホテルに置き、兩伯はいよ〳〵組閣の準備に取りかゝつたのであるが、諸方面よりの獵官運動は頗る烈しきものあり、爲めに組閣本部は少なからぬ混雜の狀を呈した。殊に改進自由兩派は解黨して合同したとは云ふものゝ未だ新黨結成早々の際とて、その一致結束も充分ならざる嫌ひなきにあらず、隨つて舊自由進歩兩派の均勢論は最もやかましく、組閣の上に大なる障害を與ふるに至つたが進歩派より犬養毅、楠本正隆、自由派より片岡健吉、江原素六、中間派より平岡浩太郎の諸氏が調停役として此間に立ち專ら取まとめに努め、兩派の均勢論及び諸方面の獵官熱を壓へた結果、漸く同月三十日組閣を終り閣員名簿を捧呈して左の如く親任式が取行はれた。

內閣總理大臣兼外務大臣	大隈重信
內務大臣	板垣退助
大藏大臣	松田正久
文部大臣	尾崎行雄
農商務大臣	大石正巳
遞信大臣	林有造
司法大臣	大東義徹
陸軍大臣	桂太郎
海軍大臣	西鄕從道
內閣書記官長	武富時敏
法制局長官	神鞭知常

卽ち進歩派より四名、自由派より三名、而して大隈伯は首相と外相とを兼ね外務次官には進歩派の鳩山和夫氏その椅子を占め、法制局長官も又無所屬とは云へ進歩系の人たる神鞭知常氏であつた。されば自由派は依然として均勢論をやかましく唱へたのであつた。されど事實上、その人材の豐富なる點に於ては自由派は到底進歩派の比にあらざるは天下公知のことであつて、自由派の唱ふる均勢論は必ずしも當つて居なかつた。況んや兩黨は各々その黨を解き從來の感情又は行がゝりを全然棄て去り、以て新たなる憲政黨を組織せる以上、その組閣に當つて依然舊來の感情をよみがへらせ兩派の均勢を云々するは、蓋し思はざるの甚だしきものと云はなければならない。最初組閣の下相談では首相は大隈伯を推し、外相、內相、藏相、遞相は自由派より選叙することにしたのであつたが、然しながら自由派には外相の適任者を見出しがたく、已むなく伊東已代治を迎へんとしたものゝ同氏は容易に之を承諾せず、隨つて外相專任問題で荏苒日を曠ふしてゐる譯にも行かないので大隈首相の兼任としたのを見ても此間の事情は關知出來るのであつた。

偶々總選擧は同年八月十日を以て行はれたのであつたが、我黨內閣の下に於ける此の總選擧に於て自由、進歩兩派は感情の行がゝりを脫脚

し得ずして遂に無用の競爭を惹起し、兩派互ひに偏倚するに至つて統制を失ひ、折角結成した憲政黨も依然たる進歩、自由兩黨の昔に變らず互ひに排擠衝突を事にする有樣となつて仕舞つたのである。此時星亨氏が急遽アメリカから歸朝したのであつた。

星氏は例の陸奥宗光氏の外相當時、全權公使に任ぜられて明治二十九年以來アメリカに肥割して居つたのであるが、大隈外相の命に反し勝手に任地を去つて歸朝したのであつた。而かも自由黨はこの星氏を迎へて外相たらしめんと策動を開始するに至つたのであるから、其他は推して知るべきであつた。星氏も又大なる野心を包藏して張膽明目、時局の成行を凝視しつゝあつたのである。處が文相尾崎行雄氏が偶々帝國教育會に於て演說した際、もしも日本に共和政治が行はれると假定したならば、恐らく三井三菱は大統領の候補者となるであらう云々といふ事を言つたので、此失言は俄然大なる反響を傳へ樞密院、貴族院を初め「苟くも身文相として輔弼の重寄に在りながら、斯かる不祥不敬の言をなすは何事である」と攻擊の銳鋒は到る處に起つて來たのであつた。

自由派は之を見て奇貨措くべしとなし、閣の內外を問はず尾崎氏排斥の聲を高くして世論を煽つたので、皇室に於かせられても御軫念あらせられ、德大寺侍從長を板垣內相邸に差し遣はされて御下問があり、板垣伯は恐懼して參內、尾崎氏彈劾を上奏するに至つたが、更は侍從職幹事岩倉具定氏は總理大臣官邸に赴き大隈伯に聖旨を傳へたので、大隈首相は痛く恐懼し、十月二十四日尾崎氏に辭表を捧呈せしむるに至つたのであつた。かくて尾崎氏の後任問題に就て自由派は例の均勢論を愈々はげしく唱へ、勢ひ進歩派も之に應じて對抗する如き有樣となつた。而して板垣氏は文相の後任としては星亨氏か、然らずんば江原素六氏を以てすべしと主張し、もし文相を進歩派より出すとすれば其場合星氏を以て專任外相とせよと提議したのであつたが、大隈首相は板垣氏の提議の何れをも承引せず、自派の犬養毅氏を以て後任に推すことに決意し親任式を奏請したのであつた。これを聽いた板垣內相は直ちに親任式前參內して、犬養氏の文相就任に反對の意を上奏する處あつたが、結局大隈首相の意圖通り十月二十七日を以て親任式は行はれた。かくて犬養氏は文相となつたが、自由派は大に憤慨し直ちに進歩派と絶緣せんとまで激昂したのであつた。

憲政黨遂に分裂

不平滿々の自由派は今や進歩派を敵視して、兩派の感情はいよ〳〵融和し難くなつた此時、虎視耽々として機を窺つてゐた星亨氏は、非常手段を以て憲政黨を破壞せんと企て、十二月二十九日神田青年會館に協議員會を開き、憲政黨の解黨と同時に新政黨の樹立を決議せしめ、而かも其の新政黨を憲政黨と稱して直ちに一切の手續を終り、憲政黨本部は壯士を集めて全く之を占領せしめたのである。進歩派はこれを聽いて極度に憤慨し、自由派の決議の無効なることを聲明すると共に警察署にも屆出をなしたが、當時の警視總監は自由派の西山志澄氏であつたのみならず、內務省系統は板垣內相以下殆んど總べて自由派によつて占められてゐたゝめ、彼等は進歩派の屆出を却下すると同時に、憲政黨として開催する進歩派の集合に解散を命じ、その發表を禁止するが如き有樣となつた。而して內務大臣は進歩派憲政黨存立の否認を布告するに至つたので、進歩派は別に一黨を作り本部を設けねばならなくなつた爲め、十一月三日憲政本黨の名を持つて結黨式を擧げたのであつた。斯くして憲政黨は分裂して再び以前の進歩、自由兩黨に還つたのである。たゞ一は憲政黨とし一は憲政本黨と唱へ、その稱呼が變つたゞけのことであつた。

憲政黨の分裂破壞は當然又その內閣を破壞せねばならなかつた。板垣、松田、林の三大臣は辭表を捧呈するや、自由派出身の各官吏も亦た同時に職を辭して退くことゝなつた。而して板垣伯はその辭表捧呈に際し、大隈首相の專橫背信を責め再び並び立つことの能はざる旨を奏上したのであつた。されば大隈首相も直ちに參內して板垣內相の不義沒理を明かにして內閣不統一の事情を具奏し、內閣改造の議を奏請したが、長くも陛下に於かせられては「內閣組織は卿と板垣の二人に命じたのであるから板垣と融和するやう努めよ」との御諚を賜はつたのみで、內閣改造の奏請に對しては別に御言葉がなく却つて西鄕、桂の兩相をして板垣伯の留任を諭さしめ給ふたのであつた。然しながら板垣伯は行がゝり上、辭意を飜すことが出來ず、遂に大隈首相も亦犬養、大石、大東の各相と共に辭表を捧呈するに至り、憲政黨內閣は十月三十一日を以

て崩潰した。成立以來僅かに五ケ月に充たず、我國最初の政黨內閣として只その形態を示したゞけに過ぎなかつた。

第四節　第二次山縣內閣

第十三議會

憲政史上に一エポツクを劃したものとして內外の注視をそばたゝせた憲政黨內閣も、黨員や自由派の無自覺と無統制に加ふるに、星亨氏の如き暴策を弄して敢て之を恥とせざる者あり、遂に內閣は自から瓦解するに至り再び世は逆轉して官僚政治の復活となつた。卽ち三十一年十一月山縣有朋氏はその幕僚を率ゐて第二次山縣內閣を組織した。その顏觸れは左の如くであつた。首相山縣氏の他外相は靑木周藏氏、內相は西鄕從道氏に藏相松方正義氏、法相は淸浦奎吾氏、文相に樺山資紀氏、農商務に曾禰荒助氏、遞相に芳川顯正氏、そして陸海兩相は山本、桂の兩氏であつた。

然し如何に山縣氏とは云へ政黨を度外視して議會に臨むことは出來なかつたが、此時憲政黨は專ら例の星氏の策動により代議士會を開き現內閣は政黨に據らざる超然內閣にして我黨の綱領と相容れず」と決議し、切りに政府を威嚇したので山縣氏も遂にこれに怖れて同黨の援助を乞ふに至り、山縣、星兩氏の會見となつた結果は「肝膽相照」の名の下に兩者の妥協は成立した。こゝに於て憲政黨は再び代議士會を開き洒々然として「現內閣は我黨の政見を容れ我黨に贊成することを表明せり、依つて我黨はこれと提携す」と黨議の塗り替へをなして天下を驚かしたのであつた。而して山縣首相も亦官邸に憲政黨の黨員を招いて「諸君と見る所を同じうするを知り欣躍何ぞ堪へむ」と憲政黨禮讃の辭を述べたのであつた。

第十三議會は三十一年十二月三日を以て召集されたが、此議會の情勢は前憲政黨內閣時代に行はれた總選擧に於て、當時の憲政黨は二百四十名の大多數を占めたのであつたが、右憲政黨の分裂によつて黨情その他に大變化を來し、第十三議會當時に於ては

憲政本黨	一二三名	憲政黨	一一九名
同志俱樂部	一二名	無所屬	二七名

となつたのであつた。然るに山縣內閣は憲政黨との提携なるや、同時に國民協會とも握手して之をも自己の翼下に收め、以て第十三議會に臨んだのであつた。而して勞頭例の地租增徵案をはじめとして稅制改革案を提出したのであつた。

憲政本黨がこれに反對するは云ふ迄もなく、全國の農民團體及び黨派に關係なき中立の人々までも增稅の不當を責めて群起し、大隈重信、三浦梧樓、谷干城の諸氏また自から陣頭に其姿を現はして大に反對の氣勢を昂むるに努めたのであつた。されば憲政黨に屬する舊自由派の地方團體及び各種の機關は平素の主張に顧み悉く地租增徵反對を決議するに至つたので、憲政黨も又已むなく黨議をまとめて地租增徵の不急を聲明して、之を撤回せしむることに決議をするに至つたのであつた。然しながら、政府の意圖は此の增租によつて、多年の懸案たる軍備擴張を解決せんとするに在つたので、百方奔走の結果漸くにして憲政黨との妥協を成立せしめ、五ケ年の期限を付して黨議を變更せしめ、國民協會と共同して辛うじて增租案を通過したのであつた。而かも山縣內閣はこの增租案を通過せしめんが爲め、有ゆる手段方法に出で或は權力を濫用して議員を脅かし、或は物權を餌として議員の買收を試み、更に又議員の歲費八百圓を二千圓に增額して其歡心を求むるの策に出づる等甚だ醜劣なるものがあつた。

山縣內閣は議會終了後、間もなく文官任用令の大改正を行つたが、蓋し山縣氏の意圖は憲政黨の星氏等が、地租增徵案の通過に盡力せることに就て必ずや議會終了後その報償を求め來るべきを豫期し、黨人入る可らずの制札を高く掲げて堅く門戶を閉ざし、彼等の獵官を防止せんとしたもので勿論、この改正を斷行するに當り憲政黨に對しては一言の相談も無かつたのであつた。されば之を知つた憲政黨の人々は、之を

以て我黨を侮辱し我黨に對する宣戰の布告に外ならずとして大に憤慨し、この制札の撤回と門戸の開放とを山縣氏に迫つたが、固よりそれは不可能であつた。事實憲政黨が種々の難題を持ちかけ來ることに就て不快を感じつゝあつたものは、必ずしも山縣首相のみでは無かつた。同黨の態度に對して少からず反感を抱いたものは他にも政府部内にあつたのである。内閣書記官長安廣伴一郎、法制局長官平田東助、警視總監大浦兼武、内務次官松平正直氏等山縣氏の股肱を以て目せらるゝ是等の諸氏は亦たそれであつたので、以上の人々は密かに、憲政黨排斥運動を試み、新政黨を組織して以て之に當らんとする計畫を進むるに至つたのであつた。

然るに此事を知つた憲政黨は更に大に憤慨し、斷然山縣内閣と絶緣せんとしたのであるが、當時政府としては地租の增徴によつて軍備擴張の大事業を完成せしめねばならなかつたので、この重大使命の爲め憲政黨との絶緣は寧ろ甚だ不得策であつた。こゝに於て山縣首相は百方憲政黨に對して說くところあり、同黨排斥を企てゝある前記安廣氏以下の人々を辭職せしめ、漸く兩者の提携を持續することを得たのであつた。この時計畫せられた新政黨は、帝國黨の名の下に結成されたが右の帝國黨は實は國民協會の變形變名したもので、既々の如く國民協會は品川彌次郎、西鄕從道兩氏によつて組織を見たものであつたが、西鄕氏去り品川氏他界した後は黨勢舊の如からず、僅かに二十名内外の代議士を抱擁する小團體に過ぎなくなつた。よつて其頽勢を挽回すべく大浦兼武、佐々友房、元田肇、齋藤修一郎等の諸氏との間に新黨結成の計畫が進められ、三十二年七月五日國民協會を解體して帝國黨の結黨式を擧げたのであつた。

斯くして山縣内閣は右に憲政黨を携へ、左に帝國黨を擁して第十四議會に臨んだのであつた。この議會の狀勢は

憲政本黨	一一六名	憲政黨	一〇名
日本倶樂部	一〇名	同志倶樂部	一一八名
		帝國黨	一〇名
		無所屬	二四名

であつて憲政本黨と憲政黨とは依然伯仲の勢力を有してゐた。政府黨としては憲政、帝國兩黨の外に無所屬中の大岡育造氏等の所謂山口組、長谷場純孝氏等の鹿兒島組が左擔してゐたので、野黨に比して辛うじて多數を示し得たのであつた。それが爲め在野黨が提出した第十三議會當時の黨員買收事件に關する上奏案も僅少の差を以て否決し去られたと共に、政府提出にかゝる軍備擴張に伴ふ豫算案も、一少部分の修正だけを以て無事に議會を通過したのであつた。

憲政黨はそれが爲め星亨、末松謙澄氏等の幹部を首相山縣氏と會見せしめ、閣僚中法律上政黨に加盟しがたきものを除き、他は悉く我黨に加盟すること、若し此の要求に應ぜずんば黨員若干名を入閣せしむることゝいふ條件を提示して承諾を求めたのであつたが、既に重要政策の大部分を解決して仕舞つてゐる、山縣氏は言下に之を拒絶し、入黨は閣員各自の意志によるものであつて、自分一人の卽答し得らるゝ筈はない。殊に黨員入閣の件は事至上の大權に屬するものであるから自分に於て何等豫約は出來ぬと答へ、更に辭職の意のあることを仄めかしたので、憲政黨幹部等は驚きと失望とを以て交涉を打ち切つた。それと同時に山縣内閣との絶緣を言明して全く兩者の提携は斷たれたのであつた。

首相山縣氏が斯く突然に辭意を仄めかすに至つたのは、憲政黨の餘りに五月蠅き種々の要求に嫌氣を感じ來れる結果たるは云ふ迄もないが既に自己の抱負とせる軍備擴張問題も解決した上に、山縣内閣の政策に對して伊藤、井上兩氏が甚だ喜ばなかつた事に原因が在つた。故に憲政黨と絶緣すると同時に辭表を捧呈したのであつたが、時偶々支那に義和團事件が勃發し、事態樂觀を許さゞるものがあつた爲め特に至上の御諚を畏こみ暫らく留任してゐた次第で、伊藤侯の政友會を組織するや、直ちに骸骨を乞ひ伊藤侯に内閣を讓つて去つた。

第五節　第四次伊藤内閣

政友會成る

山縣内閣の番犬として世の不評を受けたばかりで無く、滿身創痍を蒙りながら而かも何等利する處のなかつた憲政黨は、政府との絶緣を轉

機として更生の策を講ぜざるを得ざる必然の結果、當時恰かも支那漫遊より歸朝して伊藤侯が、專ら其意を政黨組織にそゝぎつゝあることを知り、黨首板垣伯に代ゆるに閥歷、聲望、識見、抱負を兼ね備へた伊藤侯を以てせんことを圖り、百方此事を侯に對して懇請したのであつた。

然しながら伊藤氏の政黨組織の目標とするところは、各階級の人士を網羅せる全然新らしき模範的の政黨に在つたのみならず、憲政黨は舊自由黨であるだけに外敵多く、殊に山縣氏との關係が面白くないと云ふので、容易に憲政黨の懇請を承諾する模樣は見へなかつた。隨つて其後に及び更に憲政黨は幾度びか伊藤侯に交涉をつゞけたのであつたが、侯は絕對に應じなかつた爲め遂に此の問題は沙汰止みとなつたのであつた。然しながら伊藤侯としても憲政黨が再三再四、自己を迎へんと熱望せる點に關しては諒とする處あり「他日政黨組織の場合は諸君と相謀り、同一軌轍に出づるを得ば幸いである」と述べたので、憲政黨幹部も大に喜び憲政黨を擧げて之を伊藤侯に獻じ、其命のまゝに動くことに決したのであつた。

其後、伊藤侯の新黨組織は着々と具體化を見るに至つたので、憲政黨は解黨して新黨結成の時を待つことゝなり、愈々三十三年八月二十五日伊藤侯は立憲政友會の名の下に、宣言綱領を發表すると同時に創立委員として西園寺公望、金子堅太郎、末松謙澄、渡邊國武、都築馨六、松田正久、星亨、長谷場純孝、尾崎行雄、大岡育造等の諸氏を指命したのであつたが、之を見て世人は尾崎行雄氏が多年の政友を棄つると同時に其主張を拋つて、伊藤侯の傘下に馳せ參じたことに少なからず驚いたのであつた。

伊藤侯が政黨組織に意を動かす樣になつたのは、進步自由兩黨が合流して憲政黨を組織すると同時であつたのであるが、以來四圍の事情は容易にこれを實現せしむべくもなかつたので、只管その機會を待つてゐた處憲政黨は分裂して舊來の兩派に還元し、自由派の憲政黨は山縣內閣と結んだもの丶間もなく絕緣となつた爲め、之を好機として彼は先づ井上馨氏と謀る處あり、更に元老等の同意をも經て後、上奏して勅許を得てから愈々準備に取りかゝつたのであつた。而してその宣言綱領を發布するに當つても自から筆を執り、何人も之に容喙せしめなかつたのみならず、發表の形式に又伊藤博文の名を以てした一種の命令的布告であつた。卽ち侯は獨裁專制を以てその立黨の方針としたのである。

275097

さればその創立委員の如きも自己の直系が然らずんば新附の者が多數を占め、舊憲政黨は僅かに末松、星、松田、林の四人に過ぎなかつた。然し最初より企圖しつゝあつた各階級、各職業を網羅せんとした事は失敗に終つたのである。侯は憲政黨にも帝國黨にも其他の政社にも交涉したことは勿論、貴族院の研究會へは金子、渡邊兩氏を介して勸說を試み、更に井上馨氏を通じて澁澤榮一其他の實業家を說得せしめたのであつたが、研究會よりは體よく拒絕され、實業家連も又多くは躊躇の色を示し僅かに兩宮敬次郎其他の二、三の者が入黨したに過ぎざる狀態であつた。然し兎も角も侯の專制獨裁主義によつて政友會は作り上げられ、九月十五日を以て漸くその結黨式を擧げたのである。そして之より諸般の整頓に取かゝらんとした時、山縣內閣は旣記の如く崩壞して組閣の大命は伊藤侯に下つたので、侯は結黨早々未だ組閣の準備を整ふる能はず、而かも山縣氏の辭職たるや侯に對する反感の暗示であることを看取さるゝに於て、侯は容易に受けやうとしなかつた。爲めに時局は紛糾せんとしたので元老は、新內閣を援くることを條件とし、侯は漸く大命を拜して三十三年十月九日、第四次の伊藤內閣を組織するに至つたのであつた。この伊藤內閣は卽ち第一次の政友會內閣で、閣員の顏觸れは左の如くであつた。

內閣總理大臣	伊藤博文
外務大臣	加藤高明
大藏大臣	渡邊國武
內務大臣	末松謙澄
司法大臣	金子堅太郎
文部大臣	松田正久
農商務大臣	林有造
遞信大臣	星亨

陸軍大臣　桂　太郎
海軍大臣　山本權兵衞

卽ち外務の加藤高明氏及び陸軍の桂太郎、海軍の山本權兵衞兩氏を除く他は全部黨員を以て組織された純乎たる政黨內閣であつた。

斯くの如く伊藤侯は多年その理想としてゐた處の政黨を組織し、更にその政黨內閣を卒ゐて第十五議會に臨まんとし、しきりに戰備を整へてゐた矢先、俄然伊藤內閣反對の聲は到る處に起つたのである。卽ち近衞篤麿氏を其盟主とし貴衆兩院の有志を網羅した國民同盟會は、支那保全及び韓國扶植の二大綱領を掲げて、伊藤內閣正面の政敵として姿を表して來たのであつた。

星氏排斥と增稅問題の波瀾

而して右の國民同盟會のみならず、更に他の各派とも一致して、遞相星亨氏の瀆職事件に就て猛然に攻擊を開始したのであつた。蓋し星氏は東京市參事會長として其權力を市政の上に振ひ、世は彼の一黨を目してタマニー・ホールと稱してゐたが、市政の腐敗は遂に忌はしき犯罪の府となり、市會議員及び市參事會員にして拘禁さるゝ者續出の有樣であつたから、何人も星氏を以つてその主動者なりと推測し世論囂々、對外硬を標榜して起つた國民同盟會を中心として、彼を糾彈するの聲は一時に高まつた。殊に貴族院有志は綱紀肅正を叫び、伊藤首相に向つて峻烈なる忠告書を提示し、徹底的に星排斥の實際運動に當つたのであつた。而して若し首相伊藤氏の之を察知するところなく、星氏にして省みる處なくんば或は天聞に達し或は近く開かるべき黨會に於て、星彈劾と共に內閣不信任の決議をもなし兼ねまじき險惡なる狀勢を示し來つたので、伊藤氏も深く之を憂慮するに至り遂に星氏を說き共辭職を强要したゝめ、流石に傲岸なる星氏も已むなく辭表を提出して遞相の椅子を去り、原敬氏後任として入閣したのであつた。

かくて星氏問題は漸くこれで收まつたが、伊藤內閣の增稅計畫は又々各方面に於ける反對の空氣を濃厚に漲らせ、憲政本黨も亦た黨員中反對を唱ふる人々が多かつたが、然も大隈伯及び多數の幹部は公債財源に代るに增稅を以てするは財政計畫上當然なりとする意見であるに對し絕體反對を主張する黨內の一派は飽くまで之に服せず、遂に脫黨して別に三四倶樂部を組織するに至つたのであつた。憲政本黨は最初この增稅問題の爲め特に財政調査委員會を設け、反對の決議をなし黨論殆んど之に決せんとするの觀があつたのであるが、曩に黨議を以て淸國事變及び社會の進運に伴ふ必要の經費は之が支出を辭せざる旨の決議を爲してゐるので、寧ろ此際潔く之に贊成すべしとの論黨內に起り、多數の意向も之に傾くに至つたのであつた。蓋し伊藤內閣の增稅計畫たる其稅種何れも消費稅であつて、直接稅にあらざる點が如上の贊成論者を多く出した理由の一つでもあつたのである。されば代議士會に於ても三十九に對する四十九の多數を以て增稅案を認容することに黨議の決定を見たのであつた。然るに大東義徹氏外三十八名の黨員は之に不滿を抱き、遂に脫黨を見るが如き波瀾を生じたのは誠に遺憾であつた。

總理に大隈伯推戴

是より先き黨內に於ては偶々、犬養毅氏と中村彌六氏の軋轢事件が起り、委員を擧げて中村氏の行爲を調査した結果、同氏の行動が黨の體面を毀損するものであつた爲め、遂に同氏を除名することになつた。そこで黨內外の情勢に鑑み黨則を改正して大に面目を改むべく、第十五議會の召集前、憲政本黨大會を開き從來黨の師傅たり大隈伯を總理として推戴するに決し、時局に對しては左の決議をなした。

一　官紀を振肅し政界の腐敗を矯正する事
二　淸國を保全し東洋の平和を維持する事
三　淸國事變及び社會の進運に伴ふ必要の經費は之を支出するを辭せずと雖も不急不生產の經費は之を排除する事
　其他議會百般の問題は、我黨の綱領に基き代議士會の決議により機宜の處辨を爲す事

されど大東氏以下三十八名の脫黨者を出したるを以て黨員は此時六十七名に減じたのであつた。

第十五議會は此年十二月二十二日を以て召集せられ、伊藤内閣はその最大政策たる増稅計畫を提げて議會に臨んだのであるが、政友會は百五十五名の絶對多數を占めてゐたので、多少の曲折はあつても兎に角事無に通過することが出來た。然し貴族院には第二次伊藤内閣によつて行はれた不當解散問題以來、近衞氏を中心となす伊藤氏反對の壘があり、これが國民同盟會となり或は星巽相彈劾の形となつて現はれたのであつたが、當時貴院の六團體——卽ち研究會、茶話會、庚子會、木曜會、朝日倶樂部及び六所屬は共に歩調を一にして反伊藤内閣の空氣を更に濛々たらしめたのであつた。其折柄増稅計畫が廻附されて來たので反對の氣勢は頗る熾烈となり、特別委員會の開かるゝや最初より同會は反對の空氣を以て充滿し、首相はじめ藏相及び政府委員會は百方辭を低くし禮を盡して縷々說明に努め、原案の通過に努めたのであつたが大勢を動かすに由なく、委員會は僅かに一回開いたのみで直ちに否決し去つた。こゝに於て伊藤首相の困惑と狼狽とは一方でなく該案の本會議に移さるゝに際し、是非とも原案の復活を圖らんとして「若し内閣に批政あらばその罪を數へて上奏せらるゝも可なり、國家の進運に至大の關係ある本案を否決するは貴族院の決して成さゞるところである」と理を說き情を盡し「七重の膝を八重に折つてもお願ひする」とまで熱願するに至つたのであるが、形勢は依然として緩和すべくも無かつた。こゝに於て遂に十日間帝國議會停會の詔勅は下り、その間代表者と會見して妥協を試みんとし、或は元老に依頼して調停せしむる等極力努めたのであつたが、貴族院の六派は確く持して讓歩の色を示さず、再び五日間停會の詔勅は下り、其間更に調停に努めたが功を奏せず時局はいよ〳〵紛糾して來た。

かくて閣議に於ても議論沸騰し或は總辭職、或は議院解散說、貴族院改造論等種々に唱へられたが伊藤首相は窮餘の窮策として、こゝに時局收拾に關する詔勅を奏請し遂に三月十二日、左の詔勅が貴族院に降つたのであつた。

勅語

朕中外ノ形勢ニ於テ深ク時局ノ艱ナルヲ憂フ今ニ於テ必要ノ軍費ヲ支辨シ並ニ財政ヲ鞏固ニスルノ經畫ヲ立ルハ誠ニ國家ノ急務ニ屬ス朕先ニ議會ヲ開クニ方リ朕カ意ヲ以テシ而シテ政府ニ命シテ提出セシメタル增稅諸法案ハ旣ニ衆議院ノ議決ヲ經タリ朕ハ貴族院各員ノ忠誠ナル必ス朕カ日夕ノ憂ヲ頒ツヘキヲ信シ速ニ廟謨ヲ翼贊シ國家ヲシテ他日ノ憾ヲ貽サヽラムコトヲ望ム

詔勅を拜した貴族院は忽ち態度を一變し、增稅案は委員會に再附託せられ、一字一句の修正もなく衆議院議決の通り可決確定したが、之が爲め伊藤内閣は三月十三日左の待罪書を捧げて進退伺ひをなすに至つた。

内閣總理大臣侯爵臣伊藤博文誠恐誠懼頓首々々謹テ奏ス臣時艱ニ際シ重責ニ膺リ夙夜戰競以テ涓埃ヲ致サンコトヲ願フ曩ニ旨ヲ奉シテ國家必要ノ軍費ヲ支辨シ並ニ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシメン爲メ增稅ニ關スル諸法律案ヲ編シ允裁ヲ蒙リ帝國議會ニ提出ス而シテ衆議院ハ之ヲ可決シタルモ貴族院ニ移サルヽニ及ヒ頗ル其通過ヲ難ンスルノ情勢アリ爲ニ震慮ヲ勞シ竟ニ　勅語ヲ貴族院ニ下サルヽニ至ル臣任調鼎ニ在リ鹽梅道ヲ誤ル洵ニ恐懼ノ至ニ堪ヘス玆ニ謹ミテ進止ヲ乞フ臣博文誠恐誠懼頓首々々

一方、近衞貴族院議長は詔勅奏請の責任に就き公文を以て伊藤首相に訊すところあり、更に憲政本黨その他は何れも詔勅奏請の不可を論じ辭表を捧呈せずして待罪書を上呈したのは無責任であるとの理由を以て決議案を呈出する等波瀾の裡に第十五議會は終了したのであつた。而かも其後一ケ月たらずして伊藤内閣は財政問題に關して、閣員間に内訌を生じ遂に瓦解したのであつた。右内訌の張本人は同内閣の成立間際に入閣不入閣の問題で騒ぎを起し一世の嘲笑を招いた例の渡邊國武氏で、議會閉會後氏の官業中止論が原敬氏等によつて猛烈なる反對を浴び伊藤首相の調停も功を奏せず遂に伊藤氏は他の閣僚と共に辭表を捧呈するに至つたのであつた。

第六節　第一次桂内閣

第十六議會

伊藤内閣の崩壞するや、又々元老會議は開かれて協會の結果、井上内閣成らんとするの觀ありしも遂に其成立を見るに至らず、井上氏の發議と山縣氏との贊成によつて桂太郎氏大命を拜することゝなり六月二日、桂内閣の成立を見た。卽ち桂子を首相とし内相は内海忠勝、藏相には曾禰荒助、法相には清浦奎吾、文相には菊地大麓、農相に平田東助、遞相には芳川顯正の諸氏これに任じた。そして外相は藏相の臨時兼任となり陸相兒玉、海相山本兩氏は前内閣通りであつた。

この桂内閣の出現した其月二十一日、星亨氏は東京市參事會室に於て刺客伊庭想太郎の兇刃に倒れたのであつたが、星の死は政友會に取つても其總裁伊藤侯にとつても大きな痛手であつた。政友會は結黨後未だその基礎が固まつてゐなかつた時でもあつたし、殊に伊藤内閣も短命にして倒れ野黨となつてから、は自然其内部に伊藤直參派たる官僚系と舊自由黨との二派が暗默の間に對峙する形勢を示し、爲めに統制を缺くが如き有樣であつた處へ、突然星が兇變で斃れたのであるから之が爲めに黨内の壓力を失ひ、結束に弛みを來したことは否めなかつた。星氏に就ては左に春城市島謙吉氏の書いたもの〻中から一節を抄錄する。

星亨は亞米利加仕込の政治家で、曾ては米國に公使をしてゐたが、タマニーホールの腐敗などを厭ふべきものとは思はず、むしろ學ぶべきものと考へそのやり方を日本に移したのではあるまいか。星の行く處には必ず醜怪の事があつた。市會に間斷なく醜怪の出來事のあるのは星が其備を作り、その門流が繼紹してゐるのである。星の信條とするところは曰く金力、曰く腕力、曰く智力、これがあれば天下何のこ

とか成らざらんと、彼は全く道德を度外に置いてゐる。併し彼は珍らしい剛腹、倨傲、自信の厚い男で氣任せに橫暴を振り廻した。彼は市會を金を作る場所とした、そしてその金を以つて議院を制せんとした、議會腐敗の本尊も政黨の腐敗の本尊も亦た實に星亨であつた。

全體星は如何なる素性のものであるか一寸調べて見る必要がある。自分は曾て吾が先輩男爵前島密翁の傳記を編纂したことがある。その逸事錄の中に翁と星亨の一篇があつて、星の素性と性格を尤もよく物語つてゐる。此傳記は非賣品で餘り世に流布してゐないから、長きを厭はず殆んど全文を左に摘出する。

「前島翁が改進黨の一敵國であつた自由黨の領袖星亨氏と不思議の因緣があつて、星氏の青年時代翁に非常に世話になつたのも一奇と謂ふべきである。翁の談に、星を知つたのは慶應二年の秋の末か冬の初め頃と思ふ、當時自分は牛込赤城下に住居してゐたが、其頃牛込矢來町の仲通に小泉某と云ふ幕府の御家人があつた、此人の家祿は慶米で四十俵と三人扶持で家宅も屋敷も小さいながら見苦しからぬものであつた。主人は六十歳に近く配偶は五十歳を過ぎて子が無かつた。當時嗣子が無ければ家が斷絕するから、しきりに養子を捜し夫婦共これには餘程苦慮した。然るに漸く養子が出來た、その養子が卽ち星亨氏で、星氏の母は元或る漁夫の妻であつた氏は其子に生れたものであるが、其漁夫某に死に別れた母が連れ子をして本所あたりの某醫師に嫁してから、星氏を他に呉れることになつたのである。

星氏は此時十六歳、その養子となるに就ては二十圓の持參金を携帶するといふ條件であつた。小泉の妻は自分（前島翁）の養母と懇意であつたので、時々自分の家に來たが此の養子の談には養母も自分も少しも興らなかつた。併し小泉も星氏を引取ると間もなく氏の敎授方を自分に依賴した。當時自分は公務の餘暇自宅に書生を集めて英學、漢學を敎授し又知友の會讀などを遣つてゐたので此依賴を受けたのである。氏が自めて自分の宅へ來た頃は未だ英文典をも知らぬ初學生であつたが、その理解力は頗る見るべきものがあつた。翌年の春當時日本唯一の官立洋學校の開成所の敎授となつたので、星氏をこれに入學せしめた。然るに學力の進步は著しく同學生をして舌を捲かしめた。その夏自分は星氏と共に佛蘭西語を學び始めたが、自分は他の事務に支へられて專らなることを得ず、忽ち星氏に凌駕された。自分は其内神戸の

開港に從事することゝなり、繁劇のため廢學したが、星氏は少年の頃から普通人と一種異なる所あつて、傲然として他の學生等をも眼中に置かなかつた。慶應三年六月の頃氏の養家小泉と星兩家の間に面倒が起り、自分をして之に立入ることを餘儀なくした。その仔細と云ふは持參金問題が主因であつて、星氏は小泉家へ入つて既に一年にもなるが約束の二十圓を納付せぬ、これが苦情の本であつたが其外に星家の妻君が時々小泉家を訪づれ、その都度酒を要求し飲めば必ず大醉に至り、醉後惡口罵詈をする所から小泉夫婦の感情を害したのも一原因であつた。又星氏も例の無口無愛想で養父母が何を命じても從はない、之も又相助けて不和を生ずるに至つたのである。

全體持參金二十圓云々は星氏を養子にやる際に、星家の妻君が一時の權略で言つた無責任の約束であつて、實は持參金を遣はす意は初めから無かつたのである。ある時小泉は自分を訪ひ來り、懇願して云ふに星家は到底二十兩の約を履む力なく又其意もない、且つ其母なる者は驕き入つたる横道もので、亨も當世に合はぬ人物であるから離縁の外はない。既に媒妁人を以てしば〳〵談判に及んでも要領を得ないから貴方を煩はし早く小泉家の大患を除き、家名家祿を完うしたいと云ふことであつた。自分は之に對し言を盡して亨氏の非凡の學才のあること、將來必ず有望の人たるべきことを說き持參金の事は追窮せず、亨氏の大成を待つが小泉家永遠の利益であらうと諭したけれども、既に感情の破れた上であり且つ小泉の妻と云ふは其良人の温順に似ず、多辯の理窟屋で言ひ爭ふ時などは腕をまくつて男のやうな荒々しい聲を發する如き婦人であつたので、なか〳〵自分の說に耳を傾けず、遂に自分の仲裁も効なくして離縁となつた」云々。

此の物語で星が年少から剛腹無愛嬌であつたことが知れ、亦どこか優れた能力があつたことが早く前島翁に認められてゐたことが知れる。自分が此人を知つたのは衆議院に於てゞある。尤も忘れ難いのは隈板内閣の時、星が誰の許しも得ず米國公使でありながら縱まゝに歸つて來て、憲政黨の打ち壞しをやつた。そのやり方は如何にも亂暴で共同の一黨進歩黨には何等の報告もせずに、自由黨のみが會合して憲政黨を解散するの決議をした。星が個樣な策動をやつたのは何故かと言ふに言ふまでもなく憲政黨のまゝでは自分の自由が利がないからで、彼は一黨を二分し其の自由黨側の憲政黨を伊藤侯に献じたのがそも〳〵今の政友會の起る所以で、分裂の際には自分なども其渦中にあつたので星の破壞力の凄さには驚いた。其時の内務大臣は板垣伯であつたから、星は之を傀儡として何んでも勝手のことをやり得たのである。

星は伊藤侯に憲政黨を献じて遞信大臣を贏ち得たが、その頃に東京市に水道鐵管事件、汚物掃除事件、鉛管納入事件など忌々しい收賄事件が盛んに起つてそれが皆星の乾分に關係があつたので、そこで星が攻撃の焦點となり流石剛腹の彼も告發さるゝに至ると漸く辭職した。それは明治三十三年十二月であつたと思ふ。星が殺害された後其遺鉢を繼いだものは森久保作造で長い間市政を亂つた。そして其の餘殃は今に於ても尙掃蕩することが出來ない。若しあの人に道德觀念があり國家を愛する高級の情操があつたならば、立派な政治家であつたらうである。（市島謙吉氏の我交友錄より）

此年九月十八日、物事に飽き易い伊藤博文氏は第十六議會が迫つてゐるにも拘らず、多事多難の政友會をよそにして病後精養を口實に、漫然として海外漫遊の途に就いてしまつた。星氏既に死し伊藤侯又外遊した後の政友會は益々統制を紊し、結束を弛め殆んど適從する處を知らざるが如く、桂内閣に對する態度さへ之を鮮明になし得なかつたのであつた。然しながら第十六議會に於ける大勢は、依然として政友會が絶對過半數を占めて居つた。卽ち左の如し。

憲政本黨	七二	政友會　一五八
三四倶樂部	三〇	帝國黨　一三
無所屬	二四	

されば政府は極力政友會との妥協を圖らんとし、滯歐中の伊藤侯に電請し或は院内總理と會見する等專ら其事に努めた結果、漸く桂内閣と政友會との妥協は成立するに至つたのである。同黨がその妥協問題問題を黨議に附した時、一部黨員の異議を唱ふるに對し院内總理の尾崎行雄氏は例の舌を振ひ「黨の總務委員としては總裁の訓示に從ひ院内總理としては代議士諸君の意向による、又黨員としては黨議に服從する

が尾崎個人としては不賛成である」と一人四様の使ひ分けをして世間の笑ひ種を作つたが、田健次郎、井上角五郎、重野謙次郎の三氏が密かに桂内閣に内應したと云ふので除名されたのも此時であつた。

憲政本黨の態度

憲政本黨は第十六議會に臨むに方り、黨大會を開いて黨則を改正すると同時に從來の政務委員を廢し、院の態度に關しては左の決議をなしたのであつた。

決議

外は東亞の危機一髪の間に迫まり內は官紀頽廢し財政其道を誤まる今に於て革新せずんば夫れ帝國の前途を如何せんとは吾黨が第十五議會の顚末を報ずるに當り天下の同志を警醒せし所なり爾來外情多少局面を改め政府更迭せりと雖も外交內治未だ刷新せし所あるを見ず帝國の前途大に憂ふべきものあり玆に吾人は吾黨の政綱を堅守し特に目下の時局に處すべき政策を定め天下の同志と共に之が遂行を謀るの最も急務たるを信ず。

一、東亞の形勢に對しては帝國と利害を同うする與國多し帝國は主として一層緊切なる提携を講ずべき事。

二、帝國の利益に基づき隣邦を保全擁護する爲め常に列國と權力の均衡を維持すべき事。

三、滿洲目下の變態は殊に東亞の平和に害あり速かに其常態に復せしむべき事。

四、朝鮮に於ける帝國の位地は兩國利害の關係緊切なるに比して尙ほ鞏固ならず速かに之れが經營を全ふすべき事。

五、東亞多事の時局に處し其經營に遺算なからしむる爲め政府に亞細亞局を創立すべき事。

六、一般の通商を奬勵するの途に於て政府は從來施設する所勘し將來大に力を玆に用ふべき事。

七、行政組織を改革し政務を簡易敏活にすべき事。

八、官紀を振肅し官吏の責守を明かにすべき事。

九、地方の弊政を刷新すべき事。

十、歲入は主として關稅に取り地租等を輕減して地方の財源を豐かにすべき事。

十一、政府經營の事業中緩急を計り之を緊縮し公債支辨に屬するものは當分之を普通歲入支辨に移すべき事。

十二、公債を整理すべき事。

十三、濫費を防ぐ爲め會計の統一を謀るべき事。

十四、補助費の濫出を防ぐべき事。

十五、政府の工事及物品供給を統一する爲に一省を置くべき事。

尙ほ又明治三十五年度の一般財政方針に關しては其後代議士會に於て左の決議を爲した。

決議

一、淸國債券を預金部に移して財政計畫を立つるは已むを得ざるものと認む。

一、三十五年度より吳造兵廠の擴張は可決すべきものと認む。

一、臺灣兵營廳舍建築費は可決すべきものと認む。

一、神戶橫濱海陸連絡工事費は可決すべきものと認む。

一、增俸豫算は大體に於て可決すべきものと認む。

一、休職給は否決すべきものと認む。

一、廳費增加は否決すべきものと認む。

一、醫科大學、高等商業學校、高等工業學校創立費は自由問題とすべきものと認む。

一、國債證券買入銷却法廢止案は反對すべきものと認む。

一、償會特別會計法は制定の必要なきものと認む。

これに見るが如く憲政本黨の態度は公明正大、國家の現狀より見て是を是とし非を非とする以外、何物も存しなかつた。されば大體に於て政友會の方針とは相反するものがあつたが、その財政方針に關しては政府の意見と大差は無かつたのであつた。兎に角第十六議會は政府が政友會と妥協したので無事に桂内閣としての最初の議會を通過した。殊に議會中に日英同盟を締結し、議會後には選擧權を國稅十圓以上の納稅者に與へ、大選擧區制を骨子とした改正選擧法によつて第七回の總選擧を執行したのであつた。この第七回總選擧は八月十日を以て擧行せられ、政府の取締りも比較的公正であつて無事に終了したが、其結果は左の如くであつた。

總員	三百七十六名
憲政本黨	九十三名
政友會	百九十一名
帝國黨	十七名
壬寅會	二十八名
同志俱樂部	十三名
無所屬	三十四名

第十七議會

第十七議會は此年十二月六日を以て召集せられたが、日英同盟を締結した上に任期滿了の總選擧を平穩無事に終了した桂内閣は、大にその幸運を喜びながら第十七議會に臨むべく先づ三十六年度の豫算編成に於て國防充實計畫を立て、之が爲めには第二次山縣内閣に於て五ケ年の年限を附せられた地租增徵を繼續すると共に稅制改正を立案したのであつた。この國防充實計畫は第三期海軍擴張の計畫であつたのであるが、其事の必要は勿論國論の認むるところであるとは云ふものゝ、其の財源の大部分は宜しく行政整理の結果に求むべきが至當であつた。蓋し行政及び財政の整理は前議會に於て桂内閣が政友會と妥協をなした條件の一つであつたのみならず、議場に於ても亦た之を言明したのであるから、海軍擴張の資源を之を求めずして地租に求めんとする以上、到底議論なくして已む譯には行かなかつたのである。

政府の此の財政方針に對して眞先きに政府に反對したのは、海外漫遊から歸朝した伊藤博文氏であつた。而して伊藤侯の反對と同時に大隈伯も亦た大に之に共鳴するに至つたのである。元來海軍擴張の如き世界の大勢及び東洋の局面より見て當然必要のことたるは論ずる迄もないのであるが、桂内閣の計畫たる例せば遞信事業に屬する新計畫中、電話、電信、鐵道の如き俄かに邊阪の地にまで增設する必要を認めず、寧ろ之を以て海軍擴張に充當せしめなば地租に求めずとも足る筈であつて、その言ふ處の財政困難も畢竟するに戰後經營の名の下に、官民共に過大の企畫を敢てし知らず識らずの間に國費の膨脹を來したものであることを思へば、政府自から大に警戒する處がなくてはならぬと云ふのが當然であつた。そこで加藤高明氏の斡旋により同氏邸に於て大隈、伊藤兩氏の會見となつた結果こゝに兩黨首の提携となり憲政本黨、政友會の兩黨は何れも桂内閣反對を決議するに至つたのである。

憲政本黨の宣言

憲政本黨は第十七議會の召集に先だつこと二日、卽ち十二月四日を以て大會を開き左の宣言を決議した。

宣　言

極東の平和を維持し帝國の利益を擁護せんと欲せば常に列國勢力の權衡を保持せざるべからず今や列國頻りに戰艦を東洋に增派し勢力の權衡將に破れんとする時に當り我帝國の力を玆に用ひ以て勢力權衡の現狀を維持する亦已むを得ざることに屬す。

帝國の財政は日淸戰役後年々膨脹し租稅は年々增加せられ國民其負擔に堪へず故に我黨は絕對に地租增徵の繼續に反對す而して理財宜しきを得行政其道を誤まることなくんば國防上必要の經費は之を支辨するの途あるを信ず。

財政を整理せんと欲せば政府經營の事業は其緩急輕重を計り之が取捨操擇を爲さゞるべからず然るに政府は濫りに諸般の事業に着手し多くは失敗に了り徒らに國帑を損耗し既定の計畫の事業尙未だ完成せざるに當り更に不急の事業を計畫し宗漠粗漫の豫算を設けんとす是れ最も財政を紊るの甚しきものにして斷じて之を矯正せざるべからず又會計統一を缺き各省相競ふて經費を濫靡する弊及追加豫算濫發、補助費濫出の弊の如きは速に之を杜絕せざるべからず。

行政整理の要は繁文虛式を去り事務を簡易敏活にするに在り然るに政府は曩に行政整理を聲言したるも今に至り其成績一も見るべきものなし速に時勢の急要に應じ行政機關の組織を改正し官吏の職守を明かにし、恪勤奉公の實を擧げしむるに非ざれば官紀益々紊れ、公費多く國家生存上必要の經費も猶且つ之が支辨の道なきに苦まん。

外交の局面を觀察すれば帝國政府の施設往々人後に落つるの憾みなき能はず、帝國の發展を阻害する勘しとせず、速に滿洲開放の實を擧げ東亞貿易の擴張を圖り移民の保護を完ふせざる可らず。

其他我黨年來の主張は、數々宣言したるところに遵ひ其實行に努むべし。

卽ち海軍問題及び地租增徵繼續問題に關しては、憲政本黨の採る處は政友會と相同じかつた。されば共に政府に當るべき運動方法に付き兩黨役員は屢々會見して協議する處あつたのである。然しながら政友會との提携に關しては右の黨大會に於ける大隈伯の演說中に、黨の態度がよく窺知されるので左にその演說の一節を抄錄する。

大隈伯演說中の一節

終に臨んで一言すべきことがある、夫は政治の有樣の一變せんとするの動機は現はれたことで、既に新聞にもあるが私は伊藤侯と加藤の家で會談を試みた、之は偶然の事であつて政治上の意味はないのであるが、然しながら之は多數國民の政治の上に働く者に變化を引起す一の動機となるかも知れぬ、伊藤侯は明治の功臣にて朝廷の御優遇も一方ならね、且つ侯は永く政治上に重要の位地を占められ、今日の內閣は皆侯の屬僚而かも其屬僚中餘まり働きのない人が多いので、普通なれば其先輩たる且つ國家の元勳たる伊藤侯に對し內閣の大なる施設問題卽ち地租海軍の如きは必ず之を內々相談するものであらうと外間では思ふたが、內閣は上奏裁可を經たる後第一に貴族院六派の委員に示し、次に衆議院の或る者に示し、夫れから伊藤侯に示されたと云ふ、之れも新聞の書いた事であるが、若し公私混淆を避るとならば議會の開けたる時に於てすべきに早くも兩院議員の一部に示したるは可笑しい、夫より又新聞で見ると伊藤侯は夫を聞いて甚だ同意が出來ぬ政費の漸次膨脹するに於ては早晩蹉跌を來すの憂あるも少し減じ得たるものにて海軍をやるべしとの事を餘程周密なる調査を以て內閣に注意したるに容れられなくて遂に最後に拒絕したとのことだ、曾て明治政府の中心であつた所の侯爵が今は全く民間の一私人となつて始めて政府反對の位地に立つて大に爭ふと同時に、國民の輿論に訴ふと云ふに至ては、侯の三十年の政治上の歷史より見るに驚くべきの境遇の變化である、世人動もすれば政府に反對するは國家に反對するなり、甚しきは　陛下に反對する國賊であると威かしたる人達が今伊藤侯が政府に

反對するを見て果して國賊と爲すや否や私は少時の談話の間、一杯の酒を飲む間にも、人生の境遇の變化に感慨の至りに堪へず、自分の境遇に察して甚だ同情の念が深くなつた、私は侯と元と同行一體の人であつたが、種々の境遇政治上の意見の爲に敵味方となつて居つたが今は其昔に戻つたのである、靜に思へば國家に貢獻するの意より今日に於て憲政又は財政の危機に際して之を救ふの誠に至ては數十年一日の如きは伊藤侯と私と同一である、今日は未だ政治上の意見に就て互に十分吐露し得なかつたが、國家の爲には己を空うして日本の地位を盛んにして弊害を除く上に於て必ずや一致すること多からん、諸君亦伊藤侯と多少の異論あるも大計の上に於て異同なかるべきを信ず、殊に此の如き人が今日の情弊を打破するに努めば我々よりも更に優力なるを信ずる、此所で一寸注意するが我々は自由黨以來政友會と相爭ふて居る、決して之に合同すべきものではない、小節目の如きは無論一致せぬが議會に於ての働は我々と同一目的なる以上從來の感情を棄てゝ成るべく一致の歩調に出でむことを望む。云々。

第十七議會は三十五年十二月六日を以て召集されたが、憲政本黨及び政友會の共同戰線は桂内閣をして全く孤立無援の窮地に陷らしめ、在野兩黨は桂内閣倒潰の日を待つのみの如き狀態となつたのであるが、首相桂氏は豫算案が議會に於て否決せられんとする刹那、遂に議會の解散を奏請した。尤も議會は是より先き再度の停會を命ぜられ、其間に於て極力兩黨と妥協を試みんとし或は近衞公等の斡旋となり、更に兒玉臺灣總督の奔走となり憲政本黨よりは大石正巳、犬養毅の兩氏、政友會より松田正久、原敬の兩氏首相官邸に於て桂、山本、曾禰三相と會見して交涉長時間を費すに至つたのであつたが、遂に妥協を見るに至らずして空しく袂を別つたのであつた。斯くして第十七議會の解散と同時に來る三月一日を以て臨時總選擧々行の詔勅が下つたのである。

臨時總選擧

憲政本黨は前議會に於て政友會と相提携し、同一行動を執りたる關係上、解散後に於ても兩黨の役員は屢々會見して協定する處あり、その結果兩黨互に無益の競爭を避くることに努めんことを申合せた。而して一月七日大隈總理の名を以て左の訓示を憲政本黨各支部に發した。

來る三日の選擧は通常の選擧と事態を異にするを以て、本部は特に左の數項を決定せり。各地方支部は之が施行の責に任ぜらるべし。

一、吾黨所屬前代議士は本人辭退せざる限り之を再選することを努むべし。

一、立憲政友會は吾黨と競爭を避るの希望を有し吾黨も亦其希望を同うするを以て政友會支部と交涉し選擧の方法を定むべし。若し地方の情況により双方の協議纏まらざるときは本部の指揮を請ふべし。

一、兩黨以外の候補者は極力之を排斥すべし。

一、公開演說により吾黨の主義政策を宣明し衆も無主義の投票なからしめんことを期すべし。

一、選擧に失費を生ずるは憲政の發達を沮害する一因たるを以て嚴に同志を戒筋して失費なからしむべし。

明治三十六年一月七日

而して其後兩黨の協定は更に歩をすゝめ互に力を協せて、兩黨所屬代議士の再選を確實ならしむる事に努むべき申合せをなしたるを以て、政友會も亦た一月二十九日左の如き通牒を各支部に發するに至つた。

今般憲政本黨と交涉の結果、左の二項協議決定致し候。種々地方の事情も可有之と存候へ共今日の場合大局に於て功を奏すること極めて緊要と存候間、區々の情實に拘泥せず忍んで決定の主旨實行を期せられ候樣奮つて御盡力相成度此段御通知旁々得貴意候也

決定事項

一、兩黨に於て先般決定の旨趣に基き代議士の再選を確實ならしむる爲め、之を妨害する候補者を新に立てざる事

一、右の旨趣に違背する者は兩黨本部に於て直ちに之を處分すべき事

斯くて選擧戰は開かれたがその漸く白熱期に入らんとするに及び、地方に於て官憲の干涉歷然として掩ふべからざるもの五、六を數ふるに

至つたので憲政本黨の幹事波多野傳三郎氏及び政友會の臨時幹事永江純一氏は二月二十七日首相及び内相を各其官邸に訪ひしに、偶々大臣不在なりしを以て其秘書官に面會して、各地に於ける選擧干渉の件に關して質問する處あつたが、其際提出せる覺書は左の如くである。

一、地方處々に或は積極的或は消極的に選擧干渉を行へる形跡歴然たり。山口及び石川二縣に於て殊に甚し、中央官衙は之を知らざる乎、知つて之を是認する乎。若し是認せずとせば何故に速に之を制止し、干渉に從事する官吏に相當の處分を行はざる乎、且つ中央官衙は絶へて自ら干渉に下手せしこと無しと云ふ乎。

一、山口縣豊浦郡方面に於ては郡長、警察署長等自ら所謂御用候補者の選擧事務所に詰め切り、反對候補者に對する干渉手段を施行せり、政府は如斯行爲を是認する乎、是認するとならば其一言を承り置き度し。

一、石川縣に於て種々の干渉を行ひ演説會の如き見るべきの理由なきに續々として停止解散を行ひ、甚しきは警察官にして直接に選擧人の意志を左右せんことを試み、其極或る警察官は選擧人の憤怒を買ひ水中に投入せるゝ者あるに至れりと確聞す、政府は警察官に此等の行爲あるも之を看過して可ありと認むるや。

一、札幌に於て政友會員にして俄に脱會して候補を爭へる者ありて吾々は其事情怪むべしと爲し居りしに北海道廳官吏の所謂御用候補者として之を庇保せるの形迹は掩ふべからず甚しきは參事官横山某は文書を公にして其人の候補を贊成鼓吹するに至れり政府は官吏にして斯る行爲を敢てするを是認するとならば其一言を承はりたし（新聞に公表の外横山が官用々紙に認め官用封筒に入れて配付したる意見書及書面もあり）

一、山形市選出の前代議士重野謙次郎氏は嘗て前々議會に於て政府と密款を通ぜし報償として彼が他の二三同類者と共に周旋せる高野山一部の拂下を政府に於て許可し其後復た秋田縣に於て同樣の拂下を爲したりとは既に公然の秘密とも云ふべきに似たり而して昨年の總選擧に於て彼れが山形市に候補を爭ひしに際し彼は大に其筋の援助を得て遂に當選したるの形迹亦掩ふべからず彼は今回の總選擧にも亦候補を爭はんとせしに彼の名譽次第に墜落し勝を制するの見込なきに至りしも其筋にては猶彼れの反對候補者を籠絡して之を辭せしめ彼をして當選せしめんとし種々の誘惑を試みたる中に縣知事は反對候補者雄倉某に對し之を北海道廳長に推擧するの條件を以て之をして候補を辭せしめんことを發言するに至りしも雄倉派は之を辭したりと確聞す北海道支廳長の任命を條件とする如きは一地方長官の能く爲し得べき所にあらずや其の由て來る所あるべし政府は如此の事までも爲して偏頗の庇保を一私人に施し猶之を立憲行爲と認むるや若し然りとせば其一言を承りたし。

一、地方處々に於て政府友對の候補者又は其參謀若くは運動者には角袖甚しきは制服巡査を以て追隨し其行動を障害せしめ同一地方に於ても將來政府に便利あるべしと認めらるゝ者には此事なく甚しき偏頗を見るものあり現に東京府下に於ても此事あり政府は如此偏頗も且つ干渉の手段に非ずとして之を是認する乎。

政府は之に對して何等明確なる答辯を與へなかつた。而して選擧は其後間もなく終結した爲め此問題は有耶無耶に消失し去つたけれど、然かも干渉の跡は歴然として拂すべくもなかつた。臨時總選擧は豫定通り三月一日を以て擧せられ無事終了したが、其結果は依然として野黨の壓倒的勝利によつて、左の如き情勢を示したのであつた。

憲政本黨	八五
中正倶樂部	三一
政友倶樂部	一三
無所屬	四五
政友會	一七五
帝國黨	一七
同志倶樂部	八

第十八議會

解散後の臨時議會たる第十八議會は三十六年五月八日を以て召集せられたが、在野黨の大勝に手も足も出ぬ桂首相は議會召集前、伊藤侯を訪問せる後更に大阪博覽會開場式に列席の爲め同地に赴き、同じく下阪せる伊藤侯と再度同地に會見し、歸京後三度び同侯を訪ふて妥協を乞ふたのであつた。然しながら果して兩者の間に完全なる妥協の成立せしや否やは議會召集當時、未だ判明するに至らなかつたので、憲政本黨は此期議會に於ても政府支會と提携して同一態度を執るべきことを豫期してゐただけに、同會との友好關係を持續し得べきや否やに就ては疑ひを持つ程度にとゞめ、議會に對する明確なる方針を發表するを避け、議會召集前の大會に於ては左の決議をなしたのであつた。

決議

今や內外政務益々萋微紛亂、未だ曾て刷新整理の實を擧げず、我黨は前期大會の宣言に遵由し銳意之を實行せんことを期す。

目今の政界概ね責任を避け苟安を求め、憲政の精神殆んど銷磨せんとす、我黨は奮つて之を發揮せんことを期す。

かくて憲政本黨は前議會以來、政友會と提携し來つた關係上、兩黨の役員は總選擧後に屢々會合して將來の方法に關し協議する處あり、議會開會後の五月十一日には星ヶ岡茶寮に其會合を開き、憲政本黨より箕浦、河野、武富の三政務委員並びに鳩山、犬養兩氏出席し無所屬の加藤高明、奧田義人氏等も出席した。政友會よりは松田、原、尾崎の三常務員の外、林、大岡の兩氏出席し議會問題に就て互ひに意見を交換したのであつた。然る處教科書事件及び取引所事件等に就ては兩黨の意見に大なる差を認めなかつたが、前議會の解散に關し政府に對する問責問題に就ては、政友會側に難色あり深く談議を進行せしむるに至らず、爲めに當日の會合は何等打合せ等なす處なくして散會したのであつた。蓋し政友會は當時密かに政府の妥協に應ぜんとしつゝあつたのである。

一方、桂首相は議會開會後、四度び伊藤侯を訪ふて懇請する處あり、遂に增租繼續案の拋棄を條件として政友會と妥協したのであつた。而かも伊藤侯は此の妥協を爲すに方り、相提携して共同戰線を張れる大隈伯に對して一言の相談も無く、また自黨幹部の凡てにも謀らず、全然出し拔きの單獨講和であつたので政友會內にも侯の專恣擅行を憤り、妥協反對を叫ぶの聲頗る高く尾崎行雄、片岡健吉、林有造、望月圭介、小川平吉等二十餘名の人々は相前後して同黨を脫するに至つた。卽ち是等の諸氏は政府すでは其方針を變更して、地租案の撤回を敢てせんとするならば、前議會を解散したる責任は之を如何せんとするや、宜しく政府は自ら處決し、以て立憲制度の本義を明にすべしと主張したのであつた。

憲政本黨の政府彈劾上奏案

憲政本黨は政友會の政府と妥協するを見るや、左の決議を爲して政友會との提携を絕つの意志を明示した。

一、政府の責任を問ふ爲め彈劾上奏案を提出する事、但し時機其他は院內總理及び政務委員に一任す

一、政友會との提携は之を絕緣すべく但小問題に對してのみ猶交涉を繼續すべし

斯くの如くにして議會に臨み左の彈劾上奏案を提出したのであつた。

上奏案

衆議院議長臣片岡健吉誠惶誠恐謹テ奏ス

伏シテ惟レハ輔弼責任ノ大義明カナラサルコト今日ヨリ甚シキハアラス而シテ其ノ事體ノ最モ重大顯著ナルモノヲ衆議院解散ニ係ル顚末ヲ擧ケテ之ヲ言ハンカ

ト欲ス現內閣ハ第十七議會ニ於テ海軍擴張ノ財源トシテ地租條例中改正法律案ヲ提出シ固執牢持是ヨリ以外ニ財源ナシト主張シ之カ爲メ　聖裁ヲ煩シ衆議院ノ解散ヲ行ヒ今ヤ再ヒ地租案ヲ提出スルニ及ヒテハ飜テ容易ニ之ヲ撤回シテ恬然顧ル所ナク更ニ他ノ財源ニ依ラントス此計畫ノ浮汎ニシテ根底ナク其ノ主張ノ放漫ニシテ責任ナキコト此ノ如シ蓋シ地租增徵ハ擧國公論ノ否認スル所民心ノ歸向昭々トシテ掩フ可ラ

ス閣臣等始メヨリ其ノ到底通過ノ望ナキヲ知ルト雖モ徒ニ同案再議ノ形式ヲ裝ヒ以テ體面ヲ粉飾セントス實ニ上　聖明ヲ欺罔シ下國民ヲ蔑如スル甚シキ者臣等窃カニ憂フ此ノ如キ擧措因襲例ヲ成シ延イテ以テ後來ニ及ハヽ輔弼責任ノ大義殆ント湮滅セントス今ヤ内外多事臣等一心協力以テ報効ヲ圖ルモ猶其ノ及ハサランコトヲ憂フ然ルニ特ニ閣臣ノ責任ニ關シシテ關係スルトコロ亦容易ナラス臣民ノ分默止スルニ忍ヒス大綱ヲ具シ伏テ　聖鑑ヲ仰ク臣片岡健吉誠惶誠恐謹テ奏ス

この上奏案は五月二十七日の日程に上り、數時間に亘つて討議の末、無記名投票を以て採決したが可とする者百二十三に對し、否とするもの二百二十八即ち百五票の差を以て否決せらるゝに至つた。こゝに於て憲政本黨は更に教科書事件及び取引所問題に就て、大に政府を糺彈すべく決議案を提出することになつたが、この教科書事件は教科書の審査に關し知事、書記官、視學官等その關係者が收賄の嫌疑を受け陸續として檢擧せられ、既に有罪の判決を受けし者少からず、太く世間の耳目を慫慂せしめた風教上及び政治上、實に看過すべからざる問題であつた。又引取所問題なるものは當局者が取引法を無視し勅令を以て取引方法の改正を行ひ、その結果金融界に大波瀾を生ぜしめ物情騒然として起るや、更に省令を發布して勅令の精神を抹殺し、單に法を弄せるのみならず違憲の所置を敢てしたものであつて、其責任たる斷じて不問に附すことが出來ないのであつた。提出せる決議案は左の如し。

決　議　案（其一、教科書事件）

近時教科書審査の事に關し知事書記官視學官を始め右審査に關係ある者收賄の嫌疑を受けて續々檢擧せられ有罪の判決を受けたる者亦勘からず是れ政府當局者の怠慢に起因する教育上の大瑕瑾にして失態之より甚しきはなし抑も教科書審査の制は多大の弊あること高等教育會議も亦之を認め前年之が改善の方法を議決せしも當局者は冷然として舊制を存續し爲に益々害毒を蔓延せしめ遂に今日の失態を暴露するに至れり。

右は現内閣失政中の重大なるものなり故に現内閣は其の責に任ずべし玆に之を決議す。

決　議　案（其二、取引所問題）

政府は昨年六月勅令第百五十八號を公布して輕忽に株式取引所の限月を短縮し又其の第十三條に取引所にて米の格付を定め若は轉賣買戻の取引方法を用ふるときは農商務大臣の認可を受くべしと規定せり此勅令は金融界に大波瀾を起し爲に物議騒然として起るや當局者は驚怖して數日後に姑息にも省令第十一號を發布して前記第十三條の精神を抹殺し爾後本年四月省令第三號を發布して延取引なる名義の下に事實上所謂限月を復舊して曖昧模稜の裡に遂に全く勅令第百五十八號を葬りて責任を免れんとせり且省令第三號は取引所法第九條を無視し勅令にて定むべき取引所の賣買方法を定めたるものにして是れ實に帝國憲法第九條に背戻したる違憲の處置なり。

右は現内閣失政中の重大なるものなり故に現内閣は其の責に任ずべし玆に之を決議す。

右の兩問題が當局者の非違たることは勿論、斷じて不問に附すべからざるは如何に政友會と雖も當然之を認めねばならなかつた。そこで同黨は其責任の程度を當該大臣に止めんことを主張し、兩案とも其末尾に

衆議院は當該大臣が以上の非違に對して責任を負ふべきものと議決す

と改むるの說を提出し遂に大多數を以て其修正通り可決した。その結果議會閉會後、文部大臣菊地大麓、農商務大臣平田東助の兩氏の兩氏は責を引ひて辭職した。

斯くて第十八議會は多少の波瀾を示したとは云へ、政府の重要政策たる海軍擴張案は通過して閉會を見たのであつたが、桂氏としては伊藤侯が元老たると同時に政黨の首領を兼ねつゝあることに對して、少なからず苦惱を感ずると同時に之を厄介視し、その苦衷を山縣氏に訴へる處あり山縣氏亦た桂氏に共鳴して遂に伊藤氏を樞府に祭り込むの策を講じたのであつた。即ち議會閉會を告げて二旬を經ざる六月十八日、臨時閣議は開かれ桂首相參内して何事をか奏上するところあり、翌十九日田中宮相は御内命を帶びて伊藤侯を大磯に訪ひ、其後二十三日には元老會議の開催となつた。そして七月六日伊藤侯は召命によつて參内、御下問に奉答する處ある同月十三日、宮中に於て親任式擧行せられ西園

寺公の依願免官と同時に伊藤侯は樞密院議長に任ぜられたのであつた。

こゝに於て伊藤侯は西園寺公望氏を後任總裁に推して政友會を去つた。それと同時に侯の直參も亦た共に同黨を去り、官僚系として殘つたものは僅かに原敬氏一人に過ぎなかつたが、是より先き例の妥協問題の紛擾に起因する脫黨者多數に上り、政友會の黨情は頗る混沌たるものであつた。而して其動搖は地方にまで及び、政友會員にして脫會する者六、七兩ケ月の間に於て一千名を算するに至り、群馬、高知、德島、廣島の如き各其支部の解散を決議した程であつた。

第十九議會

第十九回帝國議會は三十六年十二月五日を以て召集されたが、憲政本黨は是れに先ち同月二日、代議士、前代議士、評議員及び代議員等の聯合會を開き左の決議をなした。

決議

現內閣は屢々外交の機宜を誤り、爲に東洋の形勢日に危殆に瀕し、帝國は將に空前の屈辱を受けんとす、今に及んで速かに時難を濟ふにあらざれば國家の前途殆んど測るべからざるものあらむ。

現內閣は縡に行政を整理し歲計を節省すべきことを約したりと雖も、官紀の廢頹財政の紊亂猶依然として其弊を改めず、所謂整理なるものは一時を糊塗するに過ぎざるなり。

故に我黨は今日の時機特に左の決議を爲し奮て之が遂行を努むべし。

一、東洋の平和を保つが爲め、露國をして滿洲より撤兵せしむると同時に、滿洲の要地を開放し、且淸韓兩國に於ける帝國の經營を全からしむべし。

一、國政の刷新を謀るが爲め行政組織の系統を正し、政府各部局の統一を嚴にし、官紀を振肅し財政を整理すべし。

以上決議の外議會に於ける諸問題は代議士會の解決に一任す。

此の決議案の議事に方り、其第一項の意味を更に强からしむる爲め「現內閣が優柔不斷、對露問題に就て斷乎たる處置を執らざるは國家百年の大計を誤まるものなるを以て速かに之が交迭を期す」と修正意見が一議員より提議されたが、犬養毅氏は之に對して「たとへ如何なる明文あるも之を行はざれば何等の効なし、又明文なきも之を實地に行へば其目的は達する譯である。由來政黨の仕事は數の多少に因る、況んや今日の狀勢に於ては他黨との關係もあり、單に我黨のみにて如何なる決議をなすも夫れにて目的の達せらるゝものにあらず」と主張して原案を維持し、多數の贊成者あり前記の通りの決議をなしたのであつた。

憲政本黨と政友會との關係は、既記の如く前議會の妥協事件以來、兩者の提携は全く破れて仕舞つてゐたのではあるが、政友會は多數の脫黨者を出して絕對過半數を割り、更に黨首の更迭に會ひ意氣甚だ昂らず、切りに憲政本黨との交情を舊に復さんとするの風があつたと共に、憲政本黨に於ても其黨員中、此際政友會脫黨派の同志を糾合し、解黨を賭して一大飛躍を試みんと唱ふる者あり、其聲頗る喧しかつたが幹部は之を抑止し、寧ろ政友會に接近せんとするの方針を執つたのであつた。之には加藤高明、奧田義人兩氏の斡旋もあつたが第十九議會召集の期迫るに及ぶや、兩黨の接近は次第に具體化され十月二十七日、星ヶ岡茶寮に於て遂に其會合を見るに至つた。憲政本黨よりは政務委員鳩山和夫、箕浦勝人の兩氏黨外よりは加藤高明氏列席し、政友會よりは松田正久、原敬の兩常務委員及び伊藤幹事出席して種々懇談する所あつたのであつた。殊に當時兩黨の院外者は互に提携して黨全部の歩調を同じうせんことを希望し、政友脫黨組が無所屬の同志と共に組織せる同志研究會の如きも亦た熱心に兩黨の提携を策する有樣であつた。

然るに憲政本黨內には此時、政友會との提携に反對を唱ふるの聲が俄かに起つて來た。そして夫れには二派があつて、一は對露問題に强硬

說を持する人々で、該問題に就ては宜しく政府を鞭韃激勵し以て強硬なる解決を告げしめざる可らず、今徒らに政友會と提携して政府に反對するが如きは、政府をして該問題の解決に斷乎たる手腕を揮はしむる所以にあらずとの主旨よりして反對する者、一は敢然として政府と戰はんとする人々で、政友會と再びこゝに提携するも多くの場合決して我黨に利あらず、事あらば今日の提携忽ちにして明日は破れん、我黨の本領を飽くまで持して進まんと欲せば寧ろ政友會との提携は成さゞるを可とすと云ふ意見であつた。要するに兩派とも提携を不可とする點に於ては一致してゐるので、遂に兩派は共に幹部に迫り、左の二件を提出して至急代議士會を開き之を決定すべきことを要求したのであつた。

一、我黨は從來の經驗に徵し當期議會に於て政友會との提携を否認する事。

二、他派と交涉するに當つては事細大となく豫じめ代議士會の決議を經べき事。

且つ同時に左の理由書を發表した。

理由書

我黨が夙に立憲の大義を唱へ、未だ素志に酬ゐずと雖も清節稜々、飽まで其の主張を堅持し來りたるは我黨の聊か以て自ら慰むるを得る所なり。而して非立憲內閣を打破せんが爲め屢々胸襟を披きて民論を糾合するに盡瘁したるの赤誠も天下の齊しく認むる所にあらずや。我黨は唯だ宜しく百折不撓の精神を以て此淸節を守り、此赤誠を推し以て徐ろに時運の到るを待たんのみ。是れ蓋し我黨本來の眞面目にして立脚地なり。

然るに頃日我黨幹部の爲す所を見れば、當期議會に政友會と一致の行動に出でんが爲め、窃に提携を約せんとするが如し。或は曰はん是れ個人間の私談のみと、又曰はん是れ民論を糾合するの赤誠なりと。某等は其の曖昧にして且つ悖理なるを憤り斷じて其不可を唱へざるを得ず。黨の幹部に坐する者は一擧一動も深く愼重を加へざるべからざるや論なし他黨と提携を約するが如き場合に際しては先づ之を代議士會に諮ひ、然る後公然たる委員の資格を以て應接せざるべからず。若し輕々しく個人間の私談なりとして約成るの後容易に之を反覆することもあらば是れ個人の責に止まらずして黨の威信に關するや大なり。幹部は何の權利ありて斯る輕擧を敢てせんとするや。

且夫れ政友會とは曾て第十七議會に解散を期して提携せしに、第十八議會に同會代議士の大多數を占むるや忽然態度を一變して我黨を凌辱したるのみならず、當面の敵たる內閣に通じて妥協案なるものを決議し、我立憲史の上に一大汚點を留めたるにあらずや。果せる哉爾後同會中の心ある者は袖を聯ねて脫會し尙益々潰裂せんとし、今や形勢自ら支ふ可らざるに及び再び我黨の愚直なるを奇貨とし提携以て其危きを免れんとす。蓋し政友會一類の眼中には政道の汚隆なくして唯だ會の利害あるのみ、政友會若し立憲の大義を知らば其の曾て大多數を制したるの日に於て會の主張を貫かざるべからざる筈にあらずや。然るに却て最も忌むべき妥協を遂げて自ら其非立憲的なるを恥ぢざるなり。彼の一類は飢ゆれば則ち手を握り飽けば則ち足を加ふ、其の信賴すべからざる其の非立憲的なる現內閣と雖も擇ぶ所なし。政友會は我黨の爲に政黨競爭上の敵に非ずして實に立憲政治の敵なり。我黨にして非立憲的思想を排斥し憲政の發達を謀らんとすれば藩閥政府と政友會とは併せて之を攻擊せざるべからず。是れ前議會の際に於ける我黨の宣言に徵して昭々たる所なり、我黨は立憲的なる民論に對しては赤誠を傾けて之を糾合するに盡瘁すべし。何爲れぞ年來の淸節を捨てゝ主義の敵に與みするを爲さんや。圖らざりき我黨の幹部に於て墨痕未だ乾かざるの宣言を忘れ窃かに提携の內談を爲す者あらんとは。

我黨は多數を得るに切なれども徒らに之を求むるにあらず。主義を同うする者の多數ならんことを求むるのみ。政友會若し過を改めて同主義に就かば辭を低うし以て入黨すべし、若し改むる所なくんば去て現內閣と舊盟を温むるも我黨は毫も悔ひざるなり、我黨は百折不撓立憲の大義を鼓吹して我本領を貫かんこと希望に堪へざるなり。

非提携派が斯く激するのも必ずしも理由なきにあらざるは勿論、政友會は我黨の爲に政黨競爭上の敵に非ずして實に立憲政治の敵なり云々と正面から攻擊されるだけの不德は政友會にも在つたことは云ふ迄も無かつた。然しそれが爲に政友會は多數の脫黨者も出し、殊に黨首も既に改つてゐるのであるから過去は過去とし、今に於て故意に政友會と絶ちて互ひに反目する程の必要もあるまいと云ふのが憲政本黨幹部の

意見であつた。故に非提携派に對しては極力慰撫して懇談を遂げた爲め、同派委員も幹部の意を諒とし結局、左の覺書を提出したのであつた

一、本黨が政友會に對してのみ提携若くは聯合を爲すことを非認する事

一、本黨と政見を同くするものは何れの政派と雖も議會に於て同一の行爲を爲す事

かくして此件は落着し非提携派も着々事實となつて現はれることになつたのであつた。されば此の議會に於ける政府反對派は憲政本黨及び政友會の兩黨一致に加ふ事に同志研究會また其歩調を一にして絶對多數を占め、戰はざるに既に政府を壓するの勢ひがあつた。然るに議長河野廣中氏の奉答文事件によつて、議會は解散となつたのであつた。

河野議長の奉答文事件

衆議院は議長片岡健吉氏の病歿により今議會劈頭に於て議長候補者を選擧し、憲政本黨の河野廣中氏が三百五十票の多數を得て第一位の候補者に當選し任命されたのであつたが、十二月十日開院式は擧行せられ聖駕親臨して勅語を賜はるや、衆議院は卽日會議を開き議長の起草にかゝる奉答文案を議事に附し、滿場一致之を可決したのであつた。卽ち左の如し。

奉答文

車駕親臨シテ玆ニ第十九回帝國議會開院ノ盛式ヲ擧ケ、優渥ナル聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至リニ堪ヘス。

今ヤ國運ノ興隆洵ニ千載ノ一遇ナルニ方テ閣臣ノ施設之ニ伴ハス、內政ハ彌縫ヲ事トシ、外交ハ機宜ヲ失シ臣等ヲシテ憂慮措ク能ハサラシム、仰キ願クハ　聖鑑ヲ垂レ給ハムコトヲ。臣等協贊ノ任ニ在リ、愼重審議以テ上　陛下ノ聖旨ニ答ヘ、下國民ノ依託ニ酬ムコトヲ期ス

衆議院議長臣河野廣中誠恐誠惶謹テ奏ス。

この奉答文の造例であつたことは云ふ迄もないが、議長は之を起草するや咄嗟の間に議場に朗讀して議に附したので、滿場一致可決したとは云ふものゝ議員中には、その文意を詳かにせずして起立せし者も少くなかつたとの理由から議員間に物議を生じ、帝國黨及び中正、公友兩倶樂部は右奉答文の再議說を唱へ出したのであつた。殊に議長は右奉答文を提案するに當り豫め各派の代表者に內示するの先例を破つた事をも共理由の中に數へて再議の要求をなしたのであるが、河野議長は直ちに共要求を却下すると同時に、物議に鑑み脫黨屆を憲政本黨に出してその黨籍を去つたのであつた。

憲政本黨及び政友會に於ても、奉答文問題は事極めて重大なるを以て直ちに代議士會を開き、各その善後策に就て協議する所あつたが兩黨とも一度び滿場一致を以て決議したる奉答文を再議に附するが如きは、惡慣例を始し議會の失態を重ぬるものなれば斷じて不可なりと云ふに一致したのであつた。唯だ政友會內には河野議長の所置に就ては穩當を缺くの嫌ひあるを以て、懲罰に附する理由あるものと認むとの決議をなさんとする者もあつたが、若し河野議長を懲罰に附すとせば奉答文を可決せる我々議員の責任は之を如何にすべきやと反對を稱ふる人々もあつて、此件に就ては院內總務に一任することになつた。

政府は衆議院の議決せる奉答文の異常なるを見るや大に驚き、直ちに臨時閣議を開いて後圖を凝議するところあつたが、當時は前記の如く御用黨たる帝國黨其他の間に再議說が行はれてゐたので、之に望みを囑して形勢を默視しつゝあつた。一方、河野議長は奉答文議決の後之を捧呈せんとし直ちに宮內省に移牒して、宮中の御都合を伺ひ翌十一日午前十一時參內すべしとの命に接したのであつたが、當日に至るや宮內省は其參內を差止め且つ期日を明示しなかつた。然し河野議長は奉答文必ずしも　天顏に咫尺して捧呈するを要せず、宮內官の手を經て之を天聞に達するを得れば足れりとなし、當日午後その手續に及ばんとして豫め準備する處あつた。而して衆議院の開會時刻將に迫らんとするや詔勅降下となり、衆議院は玆に解散を命ぜられたのであつた。蓋し政府は憲政本黨及び政友會が各其黨議を決し、斷じて再議說を排せるを見、大勢の動かすべからざるを悟つて奉答文の捧呈を阻止すべく、遂に解散を奏請するに至つたものであることは云ふ迄もなかつた。

衆議院解散せらるゝや憲政本黨は直ちに代議士會を開き、其議を經て其報告書を作成し顚末を發表した。卽ち左の如し。

報告書

（前略）奉答文に政府彈劾の意義を挿入したるの異例なると、其議事愼重を缺きたるの故を以て、衆議院を責めんとする者あるも、國論は實に政府の內政外交を彈劾せんと期待しつゝありしなり。一部の政府黨は奉答文の再議を企てたるも、再議は彼等も公然認むる如く法理上許すべからず。議院一たび法理を枉ぐるの惡慣例を作らば是れ議院政治の自殺なり。故に我黨は再議反對の黨議を確定して十一日の議會に臨まんと期せり。然るに會議未だ開かず奉答文未だ天聞に達せさるに政府は突然衆議院の解散を決行せり。

衆議院解散の翌日我黨は前代議會士を開きて左の決議を爲したり。

今や國事多事。擧國一致以て時艱を濟ふにあらざれば帝國の前途殆ど測るべからず。然るに政府は國論を蔑如し自ら反省することを爲さず。妄りに衆議院の解散を奏請し、爲に國內の紛擾を滋し外交の不利を來たすを顧みず。是れ實に大政輔弼の任を誤まるものなり。特に茲に決議す。

惟ふに時局の艱なる前古未曾有なり。擧國一致以て之に當るに非ざれは其れ帝國の前途を奈何せん。然るに政府は妄りに衆議院を解散し自ら國民の信任を失墜せることを內外に表白し、他國をして益々帝國政府を侮蔑せしめ、帝國をして益々不利の地位に陷らしめんとす。是れ豈國家に忠實なるもの、擧措ならんや。

議會解散による臨時總選擧は、翌年三月一日を以て施行の旨發令されたが、この總選擧に對しては憲政本黨及び政友會は相呼應して互に奏効せんことを協商し、兩黨の提携は益々固きを示すに至つた。而して是に對し帝國黨及び中正、公友兩俱樂部等の諸派亦た互に結束して抗爭せんとする氣勢を示し、政府も又必ずや御用黨援助の策に出でんも知る可らず、隨つて其競爭の激甚を極むる豫め之を察知するに難くなかつた。

日露の戰端開始

然るに前年來危機を孕みつゝあつた日露の關係はいよ〳〵險惡化し、兩國の交涉は全く決裂して國交斷絕となり、三十七年二月八日旅順口の攻擊を口火として兩國の戰端は開かれ、同十日遂に宣戰の詔勅を拜するや、全國民擧つて一致國難に膺らんとして更に他を顧みざるに至り總選擧の如きは何人も之を口にするもの無き狀態となつた。爲めに總選擧は極めて平穩に且つ靜肅裡に終了したのであつた。而して其結果は左の如く解散前のそれと大差を見ず、只先きに政友會を脫したる土佐派が同志と共に板垣伯の援助を得、自由黨再興の名の下に僅かに政界に對する不平を洩らしたに過ぎざる有樣であつた。

憲政本黨	九〇	
帝國黨	一九	
無名俱樂部	二五	
無所屬	五八	
政友會	一三〇	
甲辰俱樂部	三九	
自由黨	一八	

從つて三月十八日を以て召集せられた第二十議會も、同年十一月開かれた第二十一議會も、軍國議會として政爭は中止せられ何等の曲折波瀾もなく、多大の增稅を承認し巨額の軍費を可決して政府の計畫を援助し、只管戰勝の成果を收むることに努めたので政黨界にも別段の風波は起らなかつた。

第二十議會

第二十議會は臨時總選擧後初めて開かれし所なるを以て、衆議院は召集の劈頭に於て正副議長の選擧を行ひ政友會の松田正久氏第一位の議

長候補者に當選、副議長候補者には憲政本黨の箕浦勝人氏第一位となり何れも任命を見たのであつた。開院式は三月二十日を以て擧行せられ車駕親臨して左の勅語を賜つた。

勅　語

朕玆ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際益々親交ヲ加フルハ朕深ク之ヲ欣フ

朕ハ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持スルノ目的ヲ以テ朕カ政府ヲシテ露國ト交渉セシメタリ而カモ露國ハ平和ヲ尊重スル誠意ヲ缺キ遂ニ干戈相見ルニ至レルハ朕カ憾トスル所ナリ然レトモ事既ニ此ニ至ル交戰ノ目的ヲ達センハ止ムヘカラス今ヤ朕カ軍人ハ艱苦ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致セリ朕ハ帝國臣民カ協同一致以テ國光ヲ宣揚セムコトヲ期ス

朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル豫算案及法律案ヲ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊ノ任ヲ竭シ以テ朕カ望ム所ニ副ヘヨ

衆議院は即日會議を開き右勅語に對する奉答文を議事に附した。從來奉答文案は議長が書記官長に命じて起草せしめ、各派代表者に内示してその了解を經たる後に於て之を議場に提出する例であつた。然るに前議會に於て議長河野廣中氏が此例を破り大に物議を釀せるに鑑み、今回は極めて其手續を鄭重にせんため特に委員を設けて之を起草せしめ、それを原案として附議すべしと云ふに意見一致し、その手續を了して左の如く奉答文を決定した。

奉　答　文

恭ク惟ニ

叡聖文武天皇陛下玆ニ臨時帝國議會ヲ召集シ

車駕親臨開院ノ盛式ヲ擧ケ優渥ナル

聖詔ヲ賜フ臣等恐懼ノ至ニ堪ヘス顧フニ帝國カ東洋ノ平和ヲ保持スルニ切ナルハ一日ニアラス然ルニ露國ハ平和ヲ尊重スル誠意ナク清國トノ盟約及列國ニ對スル累次ノ宣言ヲ破レリ

陛下ノ戰ヲ宣シ給ヒタルハ臣等ノ感激ニ堪ヘサル所ナリ今ヤ征外ノ師ハ連戰連勝益々忠勇ヲ致ス是レ陛下ノ稜威ニヨラスンハアラス臣等謹テ　聖旨ヲ奉戴シ協贊ノ任ヲ竭サンコトヲ期ス衆議院議長臣松田正久誠恐誠惶頓首謹テ奏ス

豫算内示及び交渉

政府は議會の召集に先ち三月十五日を以て兩院議員中の重なる者を首相官邸に招き、その財政計畫の内容を説明して參考に供したが、これが所謂豫算内容の濫觴であつた。而して右財政計畫を議會に提出するに先ち、各政黨の代表者と會見し、妥協交讓以て意見の一致を圖るの必要ありと爲し、三月二十日憲政本黨及び政友會の領袖を首相官邸に招待した。乃ち憲政本黨よりは大石正己、箕浦勝人の兩氏、政友會よりは松田正久、原敬の兩氏各その黨を代表して之に臨み、政府よりは桂首相及び曾禰藏相等出席して、同夜七時より翌曉二時に亘り交渉する所あつた。その結果として錄すべき要點は左の如し。

一、非常特別稅法の有効期間は平和克復後一年とすること

一、地租の内宅地租は原案の如く市街宅地租五分五厘、郡村宅地三分五厘を認むるも、其他の地租は原案の增徵率二分を一分八厘となす事

一、砂糖消費稅は第二種以下、平均に增稅率を割當つること

一、絹布及び鹽の消費稅は之を否認す

一、鹽專賣法案は之を提出せざる事（政府は鹽專賣法案をも提出の方針にて豫算内示會に於て其意見を發表せり）

一、輸入原料砂糖戻稅法廢止案は修正の上提出する事
一、砂糖消費稅は第二種以下平均に增稅率を割當つべき事
一、煙草專賣法案に所得金額の三個年分を交附すとあるを四個年分と修正する事
一、關稅五厘を引上ぐべき事
以上列擧する以外の增稅及新稅は原案に同意すべき事
一、貯蓄勸業債權法案は原案に同意し其施行期を八月一日に延期する事
一、緊急勅令事後承諾案は之に同意を與ふる事
一、經常費節減の事は政府に於ては今日其額を明示し難しと雖も尙十分節約を勉むべき事
此の如くして各種財政計畫中、唯だ煙草專賣法案中の交附金に關する件のみを院內に於ける該特別委員會に於て審議修正した外は、總て兩黨代表者を政府と交涉せし通り決定し、玆に戰時財政計畫に協贊の任を完了したのであつた。尙ほ衆議院は海軍の戰功に對し感謝の意を表するの決議、並に戰爭終局の目的を達するに爲に國民意志の在る所を表明するの決議をなし此期議會は同月二十九日を以た閉會を告げたのである。

第二十一議會

第二十一議會は此年十一月二十八日を以て召集されたが、是に先立ち同月七日、憲政本黨及び政友會の領袖は星ヶ岡茶寮に會合して、相互の交情を暖むると共に、時局に對する意見を交換するところあつた。憲政本黨よりは大石正已、犬養毅、鳩山和夫、箕浦勝人、加藤政之助の五氏出席、政友會よりは長谷場純孝、元田肇、久我通久、杉田定一、大岡育造、松田正久、原敬の七氏出席したが、この會合後政府より財政計畫の概要及び外交の經過を內示せらるゝに及び、右兩黨の諸氏は衆議院議長官舍に會合して之に對する件に付き打合せをなした結果、同月十六日首相官邸に赴き桂首相及び小村外相と會見して、兩相より詳細なる說明を聽取する處あり、次いで井上伯を其邸に訪ひ桂首相、山本海相、寺內陸相、曾彌藏相等も列席の上、財政計畫に關し井上伯を中心として各自互ひに懇談を重ね、越えて同二十四日諸氏は再び衆議院議長官舍に會合して、財政計畫に對する方針等に就て打合せを爲したのであつた。

當時各政派は殆んど前議會當時のまゝであつて、無名俱樂部が一旦解散の後二、三の同志を加へて同攻會なるものを起したのと、無所屬の中の若干名が相結び有志會なる一團體を新たに組織した位ひが變動であつた。憲政本黨も前議會當時に比すれば五名の增加を見たが、各政派の狀勢を示せば左の如くであつた。

憲政本黨	九五	政友會	一三九
甲辰俱樂部	二七	帝國院	一九
同攻會	二八	有志會	一七
自由黨	一九	無所屬	三五

而して各政黨政派の態度は前議會當時と同じく、奮つて軍國の大事を翼贊せんとするに在つたことは云ふ迄もなく、偶々一二の問題に對して政府の處置を不當と認むることあつても、猶然反對せんとするが如き方針に出ることは無かつた。されば議會召集前憲政本黨の發表せる決議も左の如くであつた。

決　議

一、戰局擴張して時機の久しきに彌るは國民の當初より豫期する所なり。擧國一致堅忍持久飽まで交戰の目的を貫き永遠の平和を確立せんことを期す。
一、外交の張弛は戰局に至大の關係を有す、故に我黨は此際當局者を督勵し機宜に處して違算なからんことを期す。

一、日韓新協約は未だ極東の平和を保障し帝國の危險を防遏するに足らず、又韓國の改善を謀るに足らず、故に我黨は曩に宣言したる主旨に準據し帝國の所期を達せんことを期す。

一、滿洲に於ては軍事上必要の地域を除き速に門戸を列國に開放し又特に本邦人の出入往來を自由にするの急務なるを認む。

一、清國に於ける外交の不振な國民の最も遺憾とする所なり、故に我黨は帝國の勢力を增進し清國の發展を誘導すべき手段を實行せしめんことを期す。

一、軍費の充實は國民の奮て任ずべき所にして增稅の已むべからざるは論を俟たずと雖も、煩苛なる誅求は生産の發達を害し國民耐久の力を減退して却て收入の目的を誤まるものなり。故に我黨は政府の增稅計畫に對し相當なる修正を加へ、行政を整理して諸般の經費を節約し、其の足らざるものは公債に依り之を補塡せしめんことを期す。

一、政府が國庫金六百萬圓を支出して百三十銀行を救濟したるは不當の所置なりと認む。

右決議中にある百三十銀行の救濟事件は當時頗る世論の喧しかつた問題であるが、此の百三十銀行は關西に於ける有數の銀行であつたもの其頭取松本某が廣く各種の事業に關係し、特に日淸戰役後その事業を過大に擴張した爲め、諸貸出に於て滯貨又は損失に歸するもの漸く多く、遂に破綻の遠因を醸したのであつた。而して最も大なる打擊としては日本紡織會社に過大の信用を與へた結果、百餘萬圓の損失を招いたことで之が爲め俄かに甚しき窮境に陷つたのである。こゝに於て頭取松本某は政府及び日本銀行に救濟を乞ひ、三十七年四月政府は橫濱正金銀行を經て一百萬圓を限度として之を融通せしめ、同行は之によつて姑らく命脈を保つことになつた。然しながら是れ唯一時の彌縫たるにとどまり到底頹勢を挽回する能はず、信用の日に薄るゝと共に預金の取付けに會ひ遂に六月を以て臨時休業の已むなきに至つたのであつた。然るに政府は同行の整理を以て國家經濟上の重大問題とし、進んで救濟の策を講ずるの外なしと認め、安田善次郎氏に內命して救濟の方法を調査せしめた上、七月八日閣議を經て之を上奏し六百萬圓の臨時應急支出をなして第百三十銀行に貸付する裁可を經たのであつた。而してその貸付條件は同銀行が辨償義務を履行する能はざる場合、安田が證人として其債務を負擔すべく利子は年二分として五ヶ年据置き、明治四十三年以降五ヶ年を以て日本銀行へ納付せしむる約定の下に、政府は更に閣議を開き右六百萬圓の內六十九餘萬圓は之を三十七手度豫備金より又殘額五百三十萬餘圓は之を前年度剩餘金より支出することに決定し、上奏裁可を經て其支出を終つたのである。

政府の此處置たる固より憲法又は法律の條章に何等基くところあつた譯でなく、唯だ責任を以て支出したと云ふに止まるのであつた。軍國多事の秋に方り一私立銀行に對し巨額の國費を投じて、その破綻を救濟するが如き果して當を得たる處置なりや、是れ世論の囂々たりし所以であつた。されば政友會よりも今議會の初めに於て左の如き決議案が提出された。

政府が株式會社第百三十銀行の破綻を救濟する爲め金六百萬圓を支出したるは不當の措置なりと認む

右決議案の委員會を通過して本議に附せらるゝや、同政會所屬の議員より其末尾に「仍て當局者は之に對して責任を負ふべきものとす」の一句を附加すべしとの修正說が出たが、憲政本黨の神鞭知常氏は目今の時局に際し必ずしも過去の問題を以て、當局者の引責を促がすを要せず、唯決議以て大に將來を戒むべきであることを主張し、是に對して桂首相も又今後は充分に愼重の態度を執ることに努むべきを言明したので、院議は大多數を以て原案通りに可決したのであつた。

此外にも又政府は三十五、六兩年度豫備金支出の件その他八件を本議會に提出し、事後承諾を求めたことに就て物議を生じたが、元來會計法第八條の規定によれば、豫備金を以て支辨したるものは年度經過後、帝國議會に提出し其承諾を求むるを要すとあり、三十五、六年度豫備金支出その他の件は、之を三十六年十二月召集の第十九議會に提出しその承諾を求むべきであつた。然し同議會は開會劈頭解散となつたので其機會の無かつたことは諒とすべきも、第二十議會に於ては當然提出の機會があつたのである。殊に政府は二十議會は所謂軍國議會であつて且つ短期のため、軍國に關する議案の外は一切提出せぬ方針を取り、尙ほ兩院通過の時間の無いことを怖れたに因ると辯明してゐるが、事實に於て第二十議會には軍國に關係なき議案の提出は決して絕無ではなかつた。殊に本案の如き法律上之を後日に讓ることの出來ぬものは、少

しも其提出を躊躇するに當らない。然かも之を敢てしなかつたのは明かに政府の怠慢であつて自ら其責任を負ふべきであるとして、右に關し委員會に於ても本議に於ても大に政府を詰つたのであつた。そこで政府も其理に屈服し當局大臣は陳謝して、將來は必ず注意すべしと言明した爲め院議も遂に之に承諾を與へたのであつた。

然しながら三十六年度豫備金支出の內、文部省所管に於て臨時教化書編纂費一萬四千餘圓、同年度各特別會計豫備金支出の內、內務省所屬に於て基隆築港維持費二十三萬餘圓は、第十八議會に於て其追加要求を否決したものなるに拘らず、同一性質のものに對し敢て第二豫備金の支出をなしたのは、議會の議決を無視した不當の措置であるから斷然不承諾と決したのであつた。卽ち此二件に關しては總理大臣を經て其旨を上奏し、而して貴族院に對しては政府の提案中より此二件を除却して之を送附したのであつた。

從來の慣例によれば一括して提出した事後承諾案に對する一部の不承諾は、全部の不承諾と見做して以て之を貴族院に送附するの方針であつたが、今回は前記の如く二件だけを除き他は承諾すべきものと決して貴院に送附したので、貴院も又何の異論もなく之を受領し且つ再送附案に對して承諾を與へたのであつた。此の事が新例となつて以後は事後承諾案は可分的議案となつたのである。

それから最う一つ問題となつたのは、不當支出の決算に關してゞあつた。卽ち明治三十四、五兩年度の決算が此議會に提出せられたのであつたが、會計檢査院の報告によると兩年度共に不當の支出が少くなく、其中の最たるものは上川兵營工事費不當支出の件であつた。この上川兵營は新設第七師團の用に供せんとしたもので、三十一年山縣內閣當時第十三議會の協賛を經、三十二年度より其工を起したものであるが營繕及び初度調辨費總額七百八十二萬餘圓の內、三百八十五萬圓が兵營新設費で五ケ年の繼續事業であつた。

元來かゝる巨費を要する工事は會計上、當然競爭入札に付すべきものなるに拘らず、政府は種々の事由の下に、隨意契約によつて之を請負はしめ、且つ工事材料運搬のため兵營建設地と官線鐵道との間と、貯木場と官線鐵道との間及び工場內に輕便鐵道を敷設し、無償で之を使用せしめたのであつた。斯くの如く特種の便利を請負者に與へたに拘らず、その契約工費は著しく高價であつて之を他の兵舍營造物の工費に比較すれば、五割乃至三倍の差を示し其上また工事が粗漏で難すべき點が甚だ多かつた。こゝに於て決算委員會に於ては委員は大に政府を詰つたのであるが、政府は初め檢査院の報告中「不當價格に關する件及び粗造工事の件に關し、檢査院報告通り不當の行爲あるを認め、當事者を處分すべき筈であつたが當事者は何れも旣に死亡又は休職せるを以て之を處分する事が出來なかつたと檢査院に對する辯明書中に明記せるにかゝはらず、前述の如く決算委員會の追窮に會ふや、政府委員は右辯明書を抹殺する答辯書を差出し、當時の情況に見て右は決して不當にあらずと言明したので、物議を一層甚しからしめたのであつた。

當局大臣は右に就て「政府の答辯は決して檢査院に對する辯明書を抹殺したるにあらず、唯だ說明の不十分なる點を補足せるに過ぎず」と云ひ且つ又「當局大臣は　陛下に對して責任を負ふも議會に對して責任を負はず」と放言したので、委員は大に憤激し遂に決算委員會は上奏をなすに決し其文案を具して之を議場に報告するに至つた。よつて議院は特に當局大臣の出席答辯を求めたところ、寺內陸相は之に答へ「本件に對しては上　陛下に對し奉り洵に恐懼に堪えず其罪を辭せざる所なり」と言明して痛く陳謝の意を示し、且つ自ら責を負ふて進退伺ひを差出し、經理局長は之が爲めに旣に譴責處分に附せられたとの事であつたので、議院は本件の不當支出なることを議決したのみにとゞめ、上奏するに至らずして止んだのであつた。

閉會式は二月二十八日を以て擧行せられ特に優渥なる勅語を賜つたが、三月一日兩院議員を霞ケ關離宮に召して宴を賜ひ、當日は菊麿王殿下をして左の　聖旨を傳へしめられた。

今般議會開會の處時局に關する緊要の議案に對し、兩院一致を以て和衷協贊の任を竭したる段、御滿足に被思召慰勞として御酒被下候事

第七節　桂內閣の瓦解と西園寺內閣

日露講話條約と政府彈劾

日露の戰ひ漸く熄んで三十八年八月十日ポーツマスに於て講和會議の開かるゝや、爾來幾回の折衝を重ねて日を經ること二旬、談判は漸く決了されたがその經過及び結果に關しては未だ公報發表せらるゝに至らざる間に、海外電報によつて其內容は詳しく傳へられ、而かも國民の所期に反する甚しきものあるを以て人心の激昂甚しく、之を以て屈辱的講和なりとし右條約が兩國の調印を了した九月五日、河野廣中、大竹貫一其他の有志等は國民大會を開いて條約破棄、政府彈劾の一大示威運動を起した。而して之が爲めに官權と民衆の衝突は隨所に行はれ、國民憤激の熱と血は遂に燒討ちとなり殺傷となつて、こゝに端なくも一大騷擾を惹起し、戒嚴令は布かれ、凄慘の氣天下に滿ち人心頗る恂々たる情態であつた。

桂內閣は周章狼狽、或は新聞雜誌を禁止して言論機關を封鎖し、無辜の良民を拘禁して人權を蹂躙する等暴戾の極をつくしたゝめ、たとへ一時の鎭靜を見たとは云へ講和に對する憤懣と、暴戾に對する激昂とは益々深刻となり政府彈劾の聲は頗る熾烈を加へて來た。最初、講和談判の開始せられんとするや憲政本黨及び政友會は協議の上、豫め政府の注意を促し且つ場合によつては臨時議會開會の必要あるを以て、政府の意見を確むべく大石正巳、犬養毅、松田正久、原敬の兩黨代表者は六月十三日首相官邸に於て桂首相及び小村外相と會見したが、政府は篤と熟考すべき旨を答へたるに對し、代表諸氏も又講和談判開始の場合は充分の處置ありたき旨を述べて右會見を終つたのであつた。

かくて講和條約が兩國の調印を了するや、同月八日桂首相は貴衆兩院の重立つ者を官邸に招待して、講和談判の經過及び條約の內容を說明したのであつた。當日招きに應じて出席せる人々は貴族院側より德川議長、黑田副議長及び太田書記官長の外、公爵二條基弘、伯爵正親町實正、同德川達孝、子爵堀田正養、同曾我祐準、同長岡護美、男爵船越衛、同吉川重吉、同有地品之允、同松平正直、松岡康毅、小松原英太郎の諸氏。又衆議院側よりは松田議長、箕浦副議長及び林田書記官長の外、大石正巳、犬養毅、關直彥、加藤政之助（以上憲政本黨）大岡育造、杉田定一、栗原亮一、改野耕三、栗塚省吾（以上政友會）島田三郎（元有志會）等の諸氏で、桂首相の說明は既に海外電報によつて世に傳はる所と大差なく、むしろ之を裏書したものと言つて差支へなかつた。而して桂首相は此條約に調印するの已むべからざりし經過に就き縷々說明する所あつたが、出席者中には之に首肯出來なかつた人々も決して少くなかつたのである。されば憲政本黨の大石正巳氏は

「今日の講和條約は到底吾人の滿足し能はざるところである、惟ふに政府當局に於ても衷心は恐らく同感であらうと考へる、故に此際兎角の辯明をなすよりも寧ろ潔よく責任を負ふて國民に謝し、然る後擧國一致以て善後の經營をするのが今日の急務であらう。」

といふ意味の意見を述ぶるに至つたが、桂氏は何等これに答ふところ無かつた。要するに此會合は講和條約の內容を說明し、その經過に徵して調印の已むべからざりしことを諒解せしめんが爲めに開かれたものではあつたが、其効果は殆んど見ること無くして終つたのであつた。

憲政本黨は同月九日評議員會を開き、左の決議をなしたのである。

決　議　（其一）

帝國全權委員の同意したる講和條件は宣戰の目的と戰捷の權利とを沒却し國民の意思に背反したるものにして千載の屈辱なり故に政府は斷じて其責に任すべきものとす。

決　議　（其二）

政府が憲法の保障したる言論集會の自由に干涉し警察權を濫用し無辜の人民を殺傷し帝都を無政府の狀態に陷らしめ遂に戒嚴令を布くに

至りたるは憲政創始以來の一大失策なり政府は自ら反省して其責任に任すべきものとす。

政府が不法の干渉を敢てして忌むべき騷擾を挑發したる措置に對しては、國論沸騰し其責を問ふの聲が喧しかつたので政府は遂に同月十日警視總監安立綱之氏の職を免じて關精英氏を之に代らしめ、次で同十六日芳川內相の職を免じ清浦農相をして兼任せしめた。然るに曩に講和問題に對する世論囂々たる際、條約反對を唱へた帝國大學教授戶水寬人氏を休職せしめた事より端なくも大學部內に物議を起し、山川總長の辭表提出につゞいて百九十餘名の教授連署して文部大臣に抗議書を送り、首相に對しても亦た意見書を提出し意氣軒昂、當るべからざる勢ひを示すに至つたので、政府は遂に文相久保田讓氏の職を免じ桂首相假りに文部大臣を兼攝することゝなつて、いよ〳〵其內閣に龜裂を生じたことを示したのであつた。

蓋し桂首相といへども人心の既に同內閣に離反せるを知つてゐたのは勿論、自ら辭するの覺悟を有してゐたであらうが、尙所理を要すべき幾多の重大政務があつた。例へば改訂せる日英同盟條約の公布の如き、また日露講和條約の結果として淸韓兩國に各特派大使を派遣し新たに協約の成立を謀ることの如き、殊に韓國と新協約成立の結果として、統監府を設置することの如き、皆な是れ處理を要する重大の政務であつた。されば第二十二議會の召集期の既に數日後に迫れる頃に至り、漸く是等重要政務の處理を了するを得たので、淸國への特派大使小村氏が任務を果して翌三十八年一月五日歸京して復命上奏し、日淸協約の公布を見るに至つた翌一月七日、西園寺侯を後繼に奏薦し辭表を捧呈して骸骨を乞ひ大命西園寺公望氏に下つて卽日親任式が擧行された。新內閣の顏觸れ左の如し。

內閣總理大臣兼文部大臣	西園寺公望
外務大臣	加藤高明
內務大臣	原敬
大藏大臣	阪谷芳郎
農商務大臣	松岡康毅
遞信大臣	山縣伊三郎
司法大臣	松田正久
陸軍大臣（留任）	寺內正毅
海軍大臣	齋藤實

文部大臣は牧野仲顯氏に內定したが同氏は伊太利駐劄大使として任地に在つたので其歸朝まで首相の兼攝となつた。而して西園寺侯は右の如くその內閣組織に際し黨員は僅に原敬氏を內相に松田正久氏を法相としたのみで、加藤外相以外他は多く官僚藩閥の亞流であつた。然かも組閣後その黨員に對しても單獨に大命を拜したること及び、桂內閣の政策を踏襲する旨を述べて黨員の盲從を求めたのであつた。

大隈伯は憲政本黨の懇親會席上に於ける演說中、西園寺內閣に就て左の如く評した。

今日政治上に極めて興味ある變化を見るに至れり、往年伊藤侯が政友會を組織するに方り、我黨の名士尾崎行雄君その他を失ひたるは遺憾にして進步黨の災厄と云ふべし、然しながら侯の主義は超然內閣、藩閥內閣もしくは帝國內閣を以て憲政の美を濟すべからざるを悟り、國民的勢力の上に內閣を作るべきことを考へたるは侯の聰明に敬服したるも、その主義たる憲政有終の美を濟すと云ふに至つては我黨亦た一なりと雖も、而かも數度の勸誘を排して合同せざりし所以のものは、實に二黨派の對立するありて互に監視し若し理想の實現せんとするあれば之を助け否らざれば之に反對す、これ政治の腐敗を豫防する所以なればなり。然るに伊藤侯の政友會は失敗するに及んで西園寺侯を推して之に代らしめたり。而して日露の外交危機に迫まり遂に之が解決の爲に大戰を見るに至りて政進兩黨の提携は起れり。當初の理想云々は暫く止んで爾後二歲極めて窮屈なる境遇に立ち、政府を助けて增稅を贊成せる爲に黨の爲にも不利にして此處數年間は實に不愉快なる生活を續けぬ、而かも此間苦節を守りたるは他の諒とする所ならん、今や從來の理想を實現すべく活動の時機卽ち進步黨開運の時機の近ける

は洵に喜ぶべきことなり。

想ふに桂内閣今日迄の壽命は確かに長かりき。而かも其長き壽命は決して政治上の技倆と成功を意味するにあらず、唯だ偶然の結果に過ぎず、桂内閣には元勳てふ勢力あり、之によりて其壽命を保ちたるなり。閣臣の任免は明かに大權の發動なるに、或勢力實に之を紊亂するが如し。換言すれば元勳は内閣の製造家なり。今や桂内閣辭職せりと傳ふ恰も是れ雲霧玆に晴れたるの感なくんばあらず。予が西園寺内閣の組織を喜ぶは故あり、侯は聰明にして進歩的の人、而かも名族の出なり、之を桂内閣に比すれば優ること幾干なるや知るに餘りあり、侯は我黨の理想とする又政友會の理想とする憲政有終の美を實現すべき爲に勇氣を鼓して奮闘するを疑はず、乃ち之を實現すれば吾々の味方なるも若し否らざれば反對すべし、殊に戰後國民的勢力に依るの外なきの時、民間黨が政府を取て代はるは憲政の爲に喜ばざるを得ず。願くば其の過ちなからんことを切望し、且つ衷心より西園寺侯の内閣組織を歡迎す。

我黨は今後在野黨にして彼れは在朝黨なり、吾れは監督者の位地に立ちて、もし彼れに失政あらば之に反對し、彼れ輿望を失はゞ吾れ請ふ之に代らん。玆に於て吾々は五六年の沈默を破つて大活動を試みざるべからず、抑も戰後は何れの國も國民の活動を見る、幸にして我黨は其時機に際會せり、恰かも大雨の後に晴天の來るが如し、願くば諸君と共に力を戮せば西園寺侯によりて憲政有終の美を濟すを得んか、もし然らざれば吾々の力を以て之を成功せしめん。二、三回の内閣更迭は此間大に憲政の進歩發達を見ん、愉快なる時は來れり、諸君と共に大に活動の用意を爲さんこと必要なり。

第二十二議會

第二十二議會は前年十二月二十五日を以て召集され、同二十八日開院式が擧行されたが、當時桂首相は既に辭意を決し、翌年一月早々之を實現して西園寺内閣の成立を見ることゝなつたので、憲政本黨は一月に入りて大會を開き左の宣言書を可決發表したのであつた。

今や大捷揚武の後を承けて帝國の規模俄に恢廓を加ふると共に、内外の經營益々多端に渉り、之が施設處理の重要にして至難なる亦た論を待たず。我黨は此の新局面に臨み、外は列國の形勢に鑑み、内は國民の實力を察し、緩急其の宜しきを得、進止其の機を失はず、以て帝國遠大の業基を達成せんと欲す。施設の綱要左の如し。

一、帝國は日英同盟に依り極東の平和を保障し、遠く清國の領土を保全すべき重大の責任を負ふの外、保護權を韓國に樹立し、租借地を遼東に保有し、鐵道其他の特權を滿洲に獲得したり、是等の權利及び利益を完ふせんが爲に、外は滿韓の防備、内は陸海軍の整理及擴張に國力と相待て之が計畫を爲すを要す。

一、滿韓に於ける防備其他諸般の施設に要する歳出の爲に我國民の蒙るべき負擔更に重大を加ふ、須く鋭意して實業上の經營を進めて以て帝國の經濟に補益する所なかるべからず。特に韓國に於ける政治を改善し、財政を整理し、其歳入を以て保護扶掖に要する經費を支辨せしむるの計を爲し、以て利益共通の實を擧るを要す。

一、戰役の結果は國債を激增し、租稅を倍加し、以て財政經濟の混亂を馴致す、宜く速に之を整理し、稅制を釐革し、收支の均衡を保たしめ以て帝國經濟上の信用を中外に增加するの企畫なかるべからず。特に國威の發揚に伴ひ之と隨應して、内には生産事業に資すべき各般の機關を改善し、外には貿易を增進すべき適良の施設を加へ、大に國民經濟力の發展を計るを要す。

一、行政の整理は多年の宿題にして而かも未だ曾て其實効を見ず。特に法令の濫發は中央と地方とを問はず、帝國行政の病根となり、繁苛紛雜底止する所なからんとす。政務の簡捷統一と職守の嚴正活用とを完うするは急政の行務たるのみならず、又實に財政の整理經濟の發展に資益するの大なるものあり。努めて行政の整理を勵行するを要す。

一、擧國一致の義勇奉公は勁敵を挫きたる偉功の一大原因にして則ち國民各自をして國家休戚の責に任ぜしめたる憲政の賜ものに歸す。故

に帝國前途の大發展を計るが爲に更に選擧權を擴張するを要す。

一、戰役の爲に癈疾と爲りたる陸海軍人軍屬及其戰病死者の遺族に對する恩給扶助に關しては現行の制度を改良し以て其功勞に酬ふるを要す。

一、教育の普及學術の進歩を計ると同時に學制を改善するを要す、特に必須科目を擇擇して修業年限を短縮し、又各般實業教育を擴張し、之をして能く實務に適せしむるを要す。

一、憲法上に於ける人權の保障を確實にせんが爲に行政官の職守及制裁を嚴にし以て其の專橫を防止するを要す。

以上綱要を擧げて我黨の所執を明かにし、以て之が實行を期せんとす。今や國運一轉して百事當に其端を改むべきの機に會す、今にして第一着を誤らば則ち大事去らん。擧國同感の士其れ來つて之を贊けよ。

尙當日大會の席上、大隈伯はその演說中に於て新內閣に對する態度に就き左の如く述べた。

（前略）唯甚だ遺憾と考へたのは此度の內閣に於ては、前內閣の豫算を踏襲して前內閣の豫算に同意であると云ふの傳說である。もし果してさういふ譯であるならば甚だ遺憾であるが、然しながら是は强ちさうでないかも知れぬ。既に議會の召集された後に突然內閣を引繼で豫算を編成する日子がないから提出するだけは前內閣の豫算を踏襲したが、其以上は更に現內閣も多少の考があらうと思はれる。其次第はすでに政友會の財政調査會で發表されたものを新聞で切れ〳〵に見ますると、減債基金には絕對に反對を持つてゐる。然らば政友會の總裁及び政友會に於て有力なる一二の人が、內閣の席を持つ以上は是迄唱へた所の事は決して忘れは致さぬであらうと思ふ。然らば議會で十分なる討議を致したならば、結局我々の意見と大なる相違はないことゝ信ずるのである。

こゝに於て決して黨派的の考へを持つには及ばぬ、政友會なり進歩黨なり、大同俱樂部なりと云ふものを眼中に置くに及ばぬ。國家社會の利益と云ふものに注意して、綿密に經濟の基礎から割り出し此の如くすれば國家の利益なり、國民の幸福なりと云ふことを認めたならば夫れに向つて十分に赤誠をそゝいで討議されたならば、諸君の意見に同意するものは政友會にも政交俱樂部にも又貴族院にも必ず出來るだらうと思ふ。其時に當つては無論西園寺侯は——國民勢力を土臺として成り立つてゐる內閣であると信ずるから、必ず喜んで國民の意思に從ふことになるであらうと思ふ。これが一番の大問題である、著しく全國民の利害に關してゐる事柄である。（中略）

最後に西園寺內閣が成り立ちましたに就ては、昨年の十二月二十五日に諸君に向つて之を歡迎する意を述べたのであります。所が近來新聞では甚だ不滿足なる議論が餘程多い。始めは皆な歡迎した。何故に新聞が歡迎したかと云ふと、前の內閣が惡かつたから後の內閣の如何もなく、非常にこれを歡迎したのである。が扨て出來て見ると人間の望みは段々と大きくなる。これは何うも困つた、人が宜しくない、詰らぬ人が多いやうである。と斯ういふ議論が多くなつた。甚しきに至ては大石君、犬養君などが政友會に相談を受けると隨分相當な地位を持ち立派な經驗智識を持つて居る人であるが、政友會に售られたと云ふ售る人も惡いが、售られた人も意氣地がない、さういふことが頻りに新聞にあつて、內閣が成立つてまだ半ケ月にもならぬのに失望の聲が餘程多い、多分此中にも失望して居る方があるかも知れぬ。併し私は極く樂天主義で昨年の二十五日の說を今日少しも變へる必要はないと信ずる、又物を試驗せずに善いか惡いかは分らぬ、世の中には餘程掘り出し物がある、今試驗中である、此試驗に及第すれば案外掘り出し物である、案外善いかも知れぬ、殊に西園寺侯の人格は私は殆ど三十餘年親しく能く知つて居る、中々進歩主義の人である、自由を尊ぶ人である、權力に左右せらるゝと云ふが如き人ではないのである、又甚しき野心のある人でない、私は彼の人の人格には服して居のである、且つ政治上の能力は相當に在る人である、夫故にまだ世間程失望せぬのである、乍併油斷大敵と云ふことがある、始終注意を怠つてはならぬ。（下略）

當時各派の情勢は小黨の合同によつて多少の變化を示すに至つたが、政友會のみでは議會を左右する能はず、殊に憲政本黨が正面の政敵として反對する以上は、大同俱樂部、政交俱樂部及び無所屬の向背がその大勢を決することになるのであつた。各政派の勢力を示せば左の如

し。

憲政本黨	九八
政友會	一四九
大同倶樂部	七六
政交倶樂部	三六
無所屬	二〇

右の中大同倶樂部は今議會の召集前に結成された小政黨の合同で卽ち甲辰倶樂部、舊自由黨、無所屬組、無所屬、懇話會及び帝國黨が合流して發會式を擧げたものであつた。然し元同攻會及び元有志會の議員は之に加入せず、別に相集つて政交倶樂部を組織したのであつた。が之は所謂一人一黨主義を標榜して、何等所屬議員を拘束するところなき單なる集合に過ぎなかつた。

かくて西園寺内閣は前桂内閣の豫算を踏襲して同案を議會に提出したが、憲政本黨は先づ國債整理基金法案に對して反對し、政交倶樂部の一部も亦た之に反對し、次で非常特別稅法繼續案も同樣に贊否の論盛んであつた。然しながら政府は前述の如き各政派の情勢上、豫め中間派の援助を求めねばならぬ必要を認めて、大同倶樂部と妥協を行ひ右に政友會、左に同倶樂部を提げて議會に臨んだので、勝敗の數は推して知るべきであつた。蓋し大同倶樂部を率ゐる大浦兼武、佐々友房氏等は桂氏の系統に屬するものであつて、西園寺内閣が桂氏の政策を踏襲する以上は之に反對する譯にも行かず自ら進んで政友會に交涉し、重要問題に就ては悉く同一行動に出でたのであつた。されば前記兩案とも多數を以て議會を通過したので、こゝに政府はいよ〳〵戰後經營策の一端と誇稱する鐵道國有法案を提出したのであつた。

而して右問題の閣議に附せらるゝや、外務大臣加藤高明氏は極力之に反對し遂に其議の容れられざるや、斷然自ら職を辭して閣外に去つたのであつた。加藤氏の後任としては駐英大使林董氏に内定し、同氏は歸朝後其任に就いた。加藤氏は辭職後に至り理由を新聞記者に洩らした

が、それは左の如くであつた。

鐵道國有法案の旣に衆議院に提出せられし今日貴問に對し語る所あるも閣議の内情を漏洩する次第にあらざるを以て敢て不可なきを信ず抑も該案は知らるゝ如く大要法律に依り一定の年限内私設鐵道の營業を許可しあるに拘らず、之を强制に依り買收するの原則を定めたるものにして、其結果買收實行の爲め四億乃至五億の公債を發行することゝなり、之が實行は國家に重大なる關係を生ずるものにして、國有私有の可否に關する事の如きは机上に圖はすべき學說論として今日の場合之を問ふの遑きものとし、實際政治上の見地より云ふに。

第一、該案は法律上大に議すべきものにして、卽ち私權を尊重せず人民旣得の財產權を侵害するものなりとの理由に於て閣僚と意見を異にしたり、該案に據るときは政府が鐵道私設法に於て民間會社に對し二十五箇年の營業旣得權を認むるに拘らず、該年限の經過を待たずして私設鐵道の買收を强制的に行ふは卽ち人民の權利を侵害するものなり、殊に我國の現狀に考ふるに、今後外資に待つ所甚だ多き時に當つて財產權の安固を法律の確保に待つに付き之を思ふの念强き外國人をして自ら疑懼の心を抱かしむるが如くんば我國家に對する信用の基礎を動搖せしむるものにして其事甚だ重大なり、然かも此の如く人民の私權を蹂躙するは國家の安危存亡上已むを得ざる場合稀れに見るべきも、唯だ便否得失の問題に於て之を罰すは最も不法なり、故に該案は之を贊する能はず。

第二、該案は經濟財政の上より亦大に議すべきものあり、今や朝野共に公債增加を憂ひ政府は其信用價格の維持に努めて懈怠なく、國債整理基金すら設定したる程なるに、此上私設鐵道買收の爲め四億乃至五億の公債を發行すると云ふは實に由々數大事にして、之が爲め公債の下落を見るは論なく、延て經濟財政に及ぼすべき影響の重大なるに至ては逆め視るべきものあり、經濟財政の點よりするも該案には到底同意する能はず。

第三、將來の經理に關し甚だ懸念に堪へず、卽ち該案に據り買收したる鐵道を經理して其効用を完うせしめ公益に適はしむると同時に多大の收益を得て國庫の財源に資するの胸算ある由なれども、之を旣往及び今日の鐵道經營の實際に照して果して其目的を達せんことは信ず

第八節　大隈總理の隱退

憲政本黨内の紛擾

第二十三議會の召集を前にして憲政本黨は、黨内に改革派、非改革派の二潮流を生じ互に對抗するに至つたゝめ、端なくもこゝに紛擾を來し而かも其結果、黨の大勢は改革派によつて左右せられんとする情勢を示し來つたので、之を看取した總理大隈伯は深く決するところあり、四十年一月二十日の憲政本黨大會の席上、悲痛の色を滿面にたゞよはしつゝ先づ世界の大勢と帝國の地位を詳述し、更に憲政本黨の使命に論及した後、言を勵まして黨首辭任の告別の辭を述べ、憲政本黨を去ると共に事實上亦た政界を退くに至つたのであつた。

蓋し憲政黨内の紛擾は必ずしも今日に於て生じたものでなく、その由來するところ久しと云つて決して差支へなかつた。而して其には種々の原因もあつたが要するに黨としての方針が常に消極に傾き、時に應じ機に臨んで變通自在の策に出づると云ふ樣な所が無かつたことが、黨内一部の人々をして絶へず不滿を感ぜしめた主因であつた。それに又黨員中それ〴〵の風氣好尚の相違から來る感情上の衝突も其理由の内に數へることが出來やう。されば所謂改革論の起つたのは屢々であつて、一時或は消滅したかの如く見へても改革論の根帶は、その張るところ頗る固く容易に絶滅せず、必ず政治期節の至る毎に現はれて來るのであつたが、第二十二議會の初めにも改革論が起り議會閉會後、それが一層盛んになつて同派の人々は諸所に會合して議を凝らし、委員を擧げて大隈伯を訪ひ或は政務委員と會見して陳情する等の行動に出でたのであつた。當時二、三の新聞紙は右改革派の主張は左の如きものであると云つて報道した。

一、大隈總理は議論の雄にして實行の人にあらず、且つ其の經歷閥族と相容れざるを以て今後の政黨を總理するに不適當なる事。

二、大隈總理の思想は陳腐にして英國流の政治主義に偏し到底時代の新潮流と調和する能はざる事。

三、大隈總理は秘密を守るの德義心薄弱にして政治上の交際に妨害あり、且つ事の情理を觀察するに迂濶にして悲觀樂觀共に其の度を失する事。

四、戰後經營として鐵道問題の如きは當然贊成せざるべからざる筈なるに、種々の情實に制せられて遂に公平の判斷を失し、其他政策の往々消極に流るゝは畢竟政府反對の感情に動かされて堅確なる操守の乏しきを表明する事。

五、從來黨内に種々の波瀾起るは畢竟幹部の指導宜しきを得ざるか爲にして總理と幹部と共に其の責を免れざる事。

る能はず。

以上三點に於て予が意見は不幸にして閣僚の容るゝ所とならず、是に於て所管外の問題なるも事は國家の重大案件たり、行政上一省の長官なるも憲法上國務大臣として輔弼の任を完ふし難きを思ひ、遂に辭表を闕下に奉り聽許の恩命に接したり、不肖大任を奉じ在職日淺く何等貢獻する所なくして、事此に至る。洵に恐懼に堪へず。

この鐵道國有法案に對しては、憲政本黨は黨議を以て反對の決議をなすに至つたのであるが、而かも黨中に異論喧しく極力同案に贊成する者もあり。嚴格に黨議を以て拘束し難く或範圍内に於て除外例を許すことゝなつた。大同倶樂部も政友會と共に贊意を表したものゝ最初は異論多く兩派に岐れて爭ひ、政交倶樂部は多數の反對者を出し贊成者は極めて僅かであつたが、本會議に於ては遂に百九に對する二百四十三を以て通過した。初め此法案が閣議に於て加藤外相の反對を見た際は、一時その結果を危ぶまれ延いて閣内の大動搖たらんとしたのであつたが、加藤氏が斷然冠を挂げて内閣を去つたゝめ漸く事なきを得、その後議會を無事に切り拔けたので之に自信を得た西園寺首相は、何時迄も前内閣の政策を踏襲して桂氏の傀儡たるが如く見らるゝを欲せず、こゝに其個性を發揮して政友會の立場を作らねばならなくなつた。されば鋭意その計畫をめぐらすと共に、政友會の黨勢擴張に努めんとしたのであつた。